

大和市地域防災計画新旧対照表（案）

【修正凡例】

- ①：想定地震変更に伴う修正
- ②：避難判断基準水位変更に伴う修正
- ③：土砂災害警戒区域指定に伴う修正
- ④：経年に伴う修正
- ⑤：名称変更に伴う修正
- ⑥：新たな位置づけ、災対法、諸計画等の変更に伴う修正
- ⑦：関係機関からの指摘による修正
- ⑧：その他誤字、修正漏れに伴う軽微な修正
- ⑨：避難準備情報などの名称変更に伴う修正

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 市民、事業所の役割</p> <p>1 市民の役割</p> <p>⑦ (1) 自助における役割</p> <p>⑧ ア 「自らの身は、自ら守る。」という自助の観点から、<u>最低3日分、推奨1週間分</u>の飲料水、<u>食料</u>、また、携帯トイレなどの備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策を市民自らが行うように努める。</p> <p>イ 災害時の家族の連絡体制や集合場所の確認、<u>避難場所</u>までのルート確認、災害情報の確認などについて、ルールづくりを市民自らが行うように努める。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 事業所の役割（事業所における自助・共助）</p> <p>⑦ (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震・耐火性等の強化による安全確保や飲料水、<u>食料</u>、携帯トイレなどの備蓄に努める。</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 大和市</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>⑥ (7) <u>避難勧告</u>等の避難対策</p> <p>⑧ (8) <u>避難生活施設</u>等の運営</p> <p>(9)～(16) 略</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 市民、事業所の役割</p> <p>1 市民の役割</p> <p>(1) 自助における役割</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る。」という自助の観点から、<u>3日分</u>の飲料水、<u>食糧</u>、また、携帯トイレなどの備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策を市民自らが行うように努める。</p> <p>イ 災害時の家族の連絡体制や集合場所の確認、<u>避難所</u>までのルート確認、災害情報の確認などについて、ルールづくりを市民自らが行うように努める。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 事業所の役割（事業所における自助・共助）</p> <p>(1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震・耐火性等の強化による安全確保や飲料水、<u>食糧</u>、携帯トイレなどの備蓄に努める。</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>避難の勧告、指示</u>等の避難対策</p> <p>(8) <u>避難所</u>の運営</p> <p>(9)～(16) 略</p>

修正後	修正前
<p>2 神奈川県</p> <p>(1) 略</p> <p>⑤ (2) <u>厚木保健福祉事務所大和センター</u></p> <p>(3) ～ (6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>⑦ (4) <u>関東総合通信局</u></p> <p>ア <u>非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</u></p> <p>イ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</u></p> <p>ウ <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u></p> <p>エ <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u></p> <p>オ 略</p> <p>⑦ (5) <u>関東農政局横浜地域センター</u></p> <p><u>災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整</u></p> <p>⑦ (6) <u>国土地理院関東地方測量部</u></p> <p>ア <u>災害時等における地理空間情報の整備・提供</u></p> <p>イ <u>復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u></p>	<p>2 神奈川県</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>大和保健福祉事務所</u></p> <p>(3) ～ (6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>総務省関東総合通信局</u></p> <p>ア <u>電波の監理並びに有線電気通信の監理</u></p> <p>イ <u>防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導</u></p> <p>ウ <u>災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督</u></p> <p>エ <u>非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</u></p> <p>オ 略</p> <p>(5) (新設)</p> <p>(6) (新設)</p>

修正後	修正前
<p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 略</p> <p>⑤ (2) <u>東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社</u></p> <p>(3) 略</p> <p>⑦ (4) 日本郵便(株)大和郵便局</p> <p>ア <u>災害時における郵便業務の確保</u></p> <p>イ <u>被災地に対する郵便葉書等の無料交付</u></p> <p>ウ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除</u></p> <p>エ <u>被災地あて救助用郵便物の料金免除</u></p> <p>オ <u>被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分</u></p> <p>カ <u>(削除)</u></p> <p>(5) ~ (9) 略</p> <p>⑤ (10) <u>一般社団法人神奈川県トラック協会県央サービスセンター</u></p> <p>(11) ~ (14) 略</p> <p>⑦ (15) <u>公益社団法人神奈川県LPガス協会</u></p> <p>ア <u>市が行う防災対策への協力</u></p> <p>6 ~ 8 略</p>	<p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>東京電力(株)相模原支社</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 日本郵便(株)大和郵便局</p> <p>ア <u>被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u></p> <p>イ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除</u></p> <p>ウ <u>被災地あて救助用郵便物の料金免除</u></p> <p>エ <u>被災者救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除</u></p> <p>オ <u>為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱</u></p> <p>カ <u>被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資</u></p> <p>(5) ~ (9) 略</p> <p>(10) <u>一般社団法人神奈川県トラック協会相模支部</u></p> <p>(11) ~ (14) 略</p> <p>(15) (新設)</p> <p>6 ~ 8 略</p>

	修正後	修正前
<p>④</p> <p>第5節 大和市の概要</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 気象</p> <p>本市は比較的温暖でおだやかな気候であるが、<u>世界的な地球温暖化による気候変動に伴い、1時間100mmを超える降雨や、秒速40mを超える最大瞬間風速が観測されるなど、災害の激甚化の傾向が懸念される。</u></p> <p>平成27年における平均気温は<u>16.2度</u>であり、平均湿度は<u>66.5%</u>となっている。また年間降雨量は<u>1629.0mm</u>で、降雨日数は<u>134日</u>である。降雪は非常に少ない。</p> <p>風については、春から夏にかけては南西より、秋から冬にかけては北西よりの風向となっている。なお、年間平均風速は、秒速約<u>2.5m</u>である。</p> <p>(4)～(5)略</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>平成28年4月1日現在の本市の人口は<u>233,436人</u>であり、昭和40年代には年平均9%と急激に増加したが、昭和50年代には年平均1%の伸びとなり、平成に入ってから人口の伸び率は落ち着きを見せている。</p> <p>また、平成28年4月1日現在の世帯数は<u>102,474</u>世帯で、一世帯当たりの人員は<u>2.27人</u>であり、人口密度も1km²当たり<u>8,622人</u>で県下では川崎市に次いで二番目の過密都市となっている。</p> <p>(2)略</p> <p>(3) 交通</p> <p>ア 略</p>	<p>第5節 大和市の概要</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 気象</p> <p>本市は比較的温暖でおだやかな気候である。</p> <p>平成25年における平均気温は<u>16.4度</u>であり、平均湿度は<u>62.7%</u>となっている。また年間降雨量は<u>1543.0mm</u>で、降雨日数は<u>103日</u>である。降雪は非常に少ない。</p> <p>風については、春から夏にかけては南西より、秋から冬にかけては北西よりの風向となっている。なお、年間平均風速は、秒速約<u>3.0m</u>である。</p> <p>(4)～(5)略</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>平成26年4月1日現在の本市の人口は<u>232,280人</u>であり、昭和40年代には年平均9%と急激に増加したが、昭和50年代には年平均1%の伸びとなり、平成に入ってから人口の伸び率は落ち着きを見せている。</p> <p>また、平成26年4月1日現在の世帯数は<u>101,300</u>世帯で、一世帯当たりの人員は<u>2.29人</u>であり、人口密度も1km²当たり<u>8,584人</u>で県下では川崎市に次いで二番目の過密都市となっている。</p> <p>(2)略</p> <p>(3) 交通</p> <p>ア 略</p>	

修正後	修正前
<p>④ イ 鉄道</p> <p>本市の鉄道は、JR 東海（東海道新幹線）が 1 路線、私鉄が相模大野と片瀬江ノ島を結ぶ小田急電鉄江ノ島線、横浜と海老名を結ぶ相模鉄道本線、渋谷と中央林間を結ぶ東京急行電鉄田園都市線の 3 路線、駅数は 10 駅（大和駅、中央林間駅は重複）であり、平成 <u>27</u> 年度の市内各駅の 1 日平均乗降人員は、<u>56,156</u> 人となっている。乗換駅となる大和駅と中央林間駅の 1 日の平均乗降人員数は特に多く、大和駅では 1 日 <u>226,171</u> 人、中央林間駅で <u>203,125</u> 人が利用している。</p> <p>（4）～（5）略</p> <p>① 第 6 節 地震被害の想定</p> <p>本市における地震被害は、神奈川県が平成 <u>25</u> 年度から平成 <u>26</u> 年度に実施した地震被害想定調査結果を基に想定している。</p> <p>なお、今後、県が新たに被害想定調査を実施する場合には、その調査結果をもとに見直しを行なっていく。</p> <p>1 想定地震</p> <p>想定地震については、県内でその発生の切迫性が高いと考えられているもの、危機管理的な視点から検討する必要のあるものなどの地震から、本市に大きな影響を及ぼす可能性のある次の <u>6</u> つの地震を選定した。</p> <p><u>（1）都心南部直下地震</u> 首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード <u>7.3</u> の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、本市が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。</p>	<p>イ 鉄道</p> <p>本市の鉄道は、JR 東海（東海道新幹線）が 1 路線、私鉄が相模大野と片瀬江ノ島を結ぶ小田急電鉄江ノ島線、横浜と海老名を結ぶ相模鉄道本線、渋谷と中央林間を結ぶ東京急行電鉄田園都市線の 3 路線、駅数は 10 駅（大和駅、中央林間駅は重複）であり、平成 <u>25</u> 年度の市内各駅の 1 日平均乗降人員は、<u>55,897</u> 人となっている。乗換駅となる大和駅と中央林間駅の 1 日の平均乗降人員数は特に多く、大和駅では 1 日 <u>227,686</u> 人、中央林間駅で <u>200,268</u> 人が利用している。</p> <p>（4）～（5）略</p> <p>第 6 節 地震被害の想定</p> <p>本市における地震被害は、神奈川県が平成 <u>19</u> 年度から平成 <u>20</u> 年度に実施した地震被害想定調査結果を基に想定している。</p> <p>なお、今後、県が新たに被害想定調査を実施する場合には、その調査結果をもとに見直しを行なっていく。</p> <p>1 想定地震</p> <p>想定地震については、県内でその発生の切迫性が高いと考えられているもの、危機管理的な視点から検討する必要のあるものなどの地震から、本市に大きな影響を及ぼす可能性のある次の <u>5</u> つの地震を選定した。</p> <p><u>（1）東海地震</u> 駿河トラフを震源域とするマグニチュード <u>8</u> クラスの地震。<u>予知できる可能性がある</u>とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されている。</p>

修正後	修正前
<p>(2) <u>三浦半島断層群の地震</u> 三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震。</p> <p>(3) <u>神奈川県西部地震</u> 神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震。</p> <p>(4) <u>東海地震</u> 駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。</p> <p>(5) <u>南海トラフ巨大地震</u> 南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。</p> <p>(6) <u>大正型関東地震</u> 相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震。1923年の大正型関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象としている地震。</p>	<p>(2) <u>神奈川県東部地震</u> 県庁直下を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。蓋然性のある地震モデルではないが、南関東地域直下の地震の1タイプとして危機管理的に想定した地震である。</p> <p>(3) <u>東京湾北部地震</u> 首都圏付近のフィリピン海プレートと北米プレート境界のマグニチュード7.3クラスの地震で、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」では、近い将来に発生の可能性が高いとされている地震である。</p> <p>(4) <u>南関東地震</u> 相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9の地震。1923年の大正関東地震の再来型で、今後100年から200年先には地震の発生の可能性が高いとされている。また、地震に強いまちづくりの目標とすべき地震とされており、県内各自治体も想定地震として位置づけている。</p> <p>(5) <u>神縄・国府津－松田断層帯地震</u> 同断層帯と海域延長部を震源域とするマグニチュード7.5クラスの地震。</p>

修正後	修正前
<p>4 想定結果</p> <p><u>(1) 都心南部直下地震</u></p> <p><u>県の中央部から東部にかけて震度 6 弱の揺れが想定され、特に、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市で、震度 6 強の揺れが想定され、本市においては震度 6 弱の揺れが想定されている。</u></p> <p><u>(2) 三浦半島断層群の地震</u></p> <p><u>横須賀三浦地域から湘南地域、横浜市、川崎市の一部で震度 6 弱以上の揺れが想定され、特に横浜市、川崎市、横須賀市、逗子市、葉山町で、震度 6 強の揺れが想定され、本市においては震度 5 強～6 弱の揺れが想定されている。</u></p>	<p>4 想定結果</p> <p><u>(1) 大和市域の地震別被害想定結果</u></p> <p><u>ア 東海地震</u></p> <p><u>全県において震度 5 弱以上の揺れが想定され、本市においては震度 5 弱～5 強が想定されている。</u></p> <p><u>イ 神奈川県東部地震</u></p> <p><u>台地の地盤で震度 5 弱、沖積層が堆積している川沿いの地盤で震度 6 弱が想定される。</u></p> <p><u>ウ 東京湾北部地震</u></p> <p><u>県の中央部である本市においては震度 5 強以上、川沿いでは 6 強の揺れが想定される。</u></p>

修正後	修正前
<p>(3) <u>神奈川県西部地震</u> <u>県西地域で震度 6 弱の揺れが想定され、特に、小田原市、真鶴町で、震度 6 強の揺れが想定され、本市においては震度 5 弱の揺れが想定されている。</u></p> <p>(4) <u>東海地震</u> <u>県の中央部から県西地域にかけて震度 5 強の揺れが想定され、本市においては震度 5 弱～5 強の揺れが想定されている。</u></p> <p>(5) <u>南海トラフ巨大地震</u> <u>県西地域の一部で震度 6 弱の揺れが想定され、本市においては震度 5 弱～5 強の揺れが想定されている。</u></p> <p>(6) <u>大正型関東地震</u> <u>県西地域と県北部の一部を除き、ほぼ県全域で震度 6 強の揺れが想定され、特に、川崎市、横浜市から湘南地域、県央地域、県西地域にかけて、震度 7 の揺れが想定され、本市においては震度 6 強～7 の揺れが想定されている。</u></p> <p>【被害想定結果：大和市域】 本市における地震被害は、神奈川県が平成 <u>25</u> 年度から平成 <u>26</u> 年度に実施した地震被害想定調査結果を基に想定している。なお、今後、県が新たに被害想定調査を実施する場合には、その調査結果をもとに見直しを行なっていく。</p> <p>※表については、資料 1 を参照</p>	<p><u>エ 南関東地震</u> <u>震源から距離がある市北部では震度 6 弱、より震源に近い中南部で震度 6 強が想定される。</u></p> <p><u>オ 神縄・国府津－松田断層帯地震</u> <u>県内全域で震度 5 強～6 強以上の揺れが想定され、長周期の地震動が発生する可能性があり、長大構造物に被害を発生させる可能性がある。</u></p> <p>【被害想定結果：大和市域】 本市における地震被害は、神奈川県が平成 <u>19</u> 年度から平成 <u>20</u> 年度に実施した地震被害想定調査結果を基に想定している。なお、今後、県が新たに被害想定調査を実施する場合には、その調査結果をもとに見直しを行なっていく。</p>

修正後	修正前
<p>(2) 削除</p>	<p>(2) 被害別危険度想定</p> <p>神奈川県地震被害想定調査の結果にもとづき、本市で影響が大きいと考えられる神奈川県東部地震、東京湾北部地震、南関東地震で次のとおり想定した。</p> <p>ア 建物の全壊棟数想定</p> <p>南関東地震では市全域で被害が発生し、中でも木造住宅の多い地域で被害が拡大すると予想される。神奈川県東部地震では、桜ヶ丘駅周辺において、東京湾北部地震ではさらに市中部の境川沿いの地域、市南部の引地川市境でも被害が予想される。南関東地震と比較すると神奈川県東部地震、東京湾北部地震のいずれも被害は少ない。</p> <p>イ 火災による焼失棟数想定</p> <p>南関東地震での焼失棟数は、小田急江ノ島線の大和駅及び鶴間駅周辺から中央林間駅周辺にかけての耐火性の低い木造住宅が多い地域で多数予想される。神奈川県東部地震・東京湾北部地震では上記のうち、鶴間駅周辺と中央林間駅周辺の市境付近での被害が予想される。住宅建築状況の変化により、想定焼失棟数は減少傾向にあるものの、人口密度の高い本市では、依然として警戒が必要である。</p> <p>ウ 液状化想定</p> <p>地盤の液状化は、地震時に地下水を含む地盤が泥水のような現象で、地下水位の高い地域で起こりやすい。地盤の液状化により、地盤が変形したり、建物や土木構造物、地下埋設管などに大きな被害が発生することがある。いずれの地震の被害想定においても液状化の発生が予想される地域は、境川では北部・中部の市境付近、引地川では南部の市境付近である。ただし、神奈川県の想定では「可能性が極めて低い」地域とされている。</p>

修正後

5 地震災害対策計画策定のための条件
本市における自然災害の最大の被害として統計資料が存在するのは、大正12年に発生した関東大震災である。当時の被害状況は次のとおりである。

関東大震災の大和市の被害状況

市町村名	大正12年 震災時		住家被害				人的被害			倒壊率%
	人口	戸数	全壊	全焼	半壊	半焼	死者	行方不明	負傷者	
大和村	4,954	674	12		131				12	1.78
渋谷村	5,609	766	136		159		21		75	17.75

(注) 当時(大正12年)の渋谷村は、上和田、下和田、福田、本蓼川と現在藤沢市である高倉、長後から構成されていた。

当時の人口や戸数は、現在の大和市と比較できないほど少ないが、住宅被害・人的被害は、地域差が生じているのが見て取れる。現代では、人口は増加、住宅が密集、交通手段も多様化、情報化社会が伸展するなど、防災上の新たな課題が浮き彫りとなる中で災害に強い街づくりを目指すには、地域性や社会性を踏まえた対策を講じる必要がある。

地震の発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上と幅がある。したがって、より切迫性が高いものから、短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には、数百年先に起こるかもしれない地震についても、構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指していく。

修正前

5 地震災害対策計画策定のための条件
(新設)

修正後	修正前																		
<p>(1) 短期的目標 (5 年以内)</p> <p>大規模地震対策特別措置法制定の契機ともなり、その切迫性が指摘されている東海地震及び<u>都心南部直下地震</u>のうち、危機管理上、発生した場合に人的被害が大きく、迅速な応援体制が求められると考えられる<u>都心南部直下地震</u>について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進める。</p> <p>(2) 中長期的目標 (5 年超)</p> <p>いつ、どこでマグニチュード7クラスの地震が発生しても対応できるよう災害時応急活動事前対策の充実を図るとともに、都市の安全性の向上に向け、特に防災上重要な建造物の耐震化等を進める。また、地震発生切迫性はないが、将来、本市に多大な被害が予想される<u>大正型関東地震</u>についても、都市そのものの耐震力、防災力を強化し都市の安全性の向上を進める。</p> <table border="1" data-bbox="228 783 1077 1099"> <thead> <tr> <th>目 標</th> <th>対象とする想定地震</th> <th>対 策 の 主 眼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短 期 的 目 標 (5 年以内)</td> <td>東海地震 <u>都心南部直下地震</u></td> <td>災害時応急活動事前対策 の充実</td> </tr> <tr> <td>中 長 期 的 目 標 (5 年超)</td> <td><u>大正型関東地震</u></td> <td>災害時応急活動事前対策 の充実 都市の安全性の向上</td> </tr> </tbody> </table>	目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼	短 期 的 目 標 (5 年以内)	東海地震 <u>都心南部直下地震</u>	災害時応急活動事前対策 の充実	中 長 期 的 目 標 (5 年超)	<u>大正型関東地震</u>	災害時応急活動事前対策 の充実 都市の安全性の向上	<p>(1) 短期的目標 (5 年以内)</p> <p>大規模地震対策特別措置法制定の契機ともなり、その切迫性が指摘されている東海地震及び<u>南関東地域直下の地震</u>のうち、危機管理上、発生した場合に人的被害が大きく、迅速な応援体制が求められると考えられる<u>神奈川県東部地震・東京湾北部地震</u>について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進める。</p> <p>(2) 中長期的目標 (5 年超)</p> <p>いつ、どこでマグニチュード7クラスの地震が発生しても対応できるよう災害時応急活動事前対策の充実を図るとともに、都市の安全性の向上に向け、特に防災上重要な建造物の耐震化等を進める。また、地震発生切迫性はないが、将来、本市に多大な被害が予想される<u>南関東地震</u>についても、都市そのものの耐震力、防災力を強化し都市の安全性の向上を進める。</p> <table border="1" data-bbox="1270 831 2119 1173"> <thead> <tr> <th>目 標</th> <th>対象とする想定地震</th> <th>対 策 の 主 眼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短 期 的 目 標 (5 年以内)</td> <td>東海地震 <u>神奈川県東部地震</u> <u>東京湾北部地震</u></td> <td>災害時応急活動事前対策 の充実</td> </tr> <tr> <td>中 長 期 的 目 標 (5 年超)</td> <td><u>南関東地震</u> <u>神縄・国府津－松田断層帯</u> <u>地震</u></td> <td>災害時応急活動事前対策 の充実 都市の安全性の向上</td> </tr> </tbody> </table>	目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼	短 期 的 目 標 (5 年以内)	東海地震 <u>神奈川県東部地震</u> <u>東京湾北部地震</u>	災害時応急活動事前対策 の充実	中 長 期 的 目 標 (5 年超)	<u>南関東地震</u> <u>神縄・国府津－松田断層帯</u> <u>地震</u>	災害時応急活動事前対策 の充実 都市の安全性の向上
目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼																	
短 期 的 目 標 (5 年以内)	東海地震 <u>都心南部直下地震</u>	災害時応急活動事前対策 の充実																	
中 長 期 的 目 標 (5 年超)	<u>大正型関東地震</u>	災害時応急活動事前対策 の充実 都市の安全性の向上																	
目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼																	
短 期 的 目 標 (5 年以内)	東海地震 <u>神奈川県東部地震</u> <u>東京湾北部地震</u>	災害時応急活動事前対策 の充実																	
中 長 期 的 目 標 (5 年超)	<u>南関東地震</u> <u>神縄・国府津－松田断層帯</u> <u>地震</u>	災害時応急活動事前対策 の充実 都市の安全性の向上																	

修正後	修正前
<p>⑧ 第7節 風水害等被害の想定</p> <p>災害による被害を予防、軽減するために地域防災計画（風水害対策計画）を策定するにあたっては、<u>地球温暖化による気候変動に伴い、降水強度増加、「強い台風」増加、豪雨高頻度化など、災害が激甚化の傾向にあることなどを踏まえ、</u>市域においてどのような災害が発生するのかを想定し、これを前提条件として作成する。</p> <p>1～9 略</p>	<p>第7節 風水害等被害の想定</p> <p>災害による被害を予防、軽減するために地域防災計画（風水害対策計画）を策定するにあたって、市域においてどのような災害が発生するのかを想定し、これを前提条件として作成する。</p> <p>1～9 略</p>

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>⑥ 第2節 都市の防災対策</p> <p><u>本市は、甚大な被害をもたらした関東大震災以降、人口は増加し、住宅が密集する街へと変貌を遂げた。都市化により、火災拡大防止、建物倒壊防止など新たな防災対策が必要である。</u></p> <p>大規模地震災害から市民の生命と財産を守るために、土地利用の規制・誘導、市街地の整備、防災基盤施設の整備等、都市計画との連携のもとに災害に強い安全なまちづくりを推進する。</p> <p>1 都市防災の基本的方針</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[都市の防災] --- B[土地利用の規制・誘導] A --- C[市街地の整備] A --- D[建築物の耐震性の向上、不燃化の促進] A --- E[ブロック塀等の倒壊、落下物、転倒物対策] </pre> </div>	<p style="text-align: center;">第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 都市の防災対策</p> <p>大規模地震災害から市民の生命と財産を守るために、土地利用の規制・誘導、市街地の整備、防災基盤施設の整備等、都市計画との連携のもとに災害に強い安全なまちづくりを推進する。</p> <p>1 都市防災の基本方針</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[都市の防災] --- B[土地利用の規制・誘導] A --- C[市街地の整備] A --- D[建築物の耐震性の向上] A --- E[ブロック塀等の倒壊、落下物、転倒物対策] </pre> </div>

修正後

2 土地利用の規制・誘導
 (1) 市街化区域における方針
 ア 防火地域、準防火地域の指定

平成 28 年 10 月

種類	面積	対象	構造
防火地域	約 45ha	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 m ² を超えるもの	耐火建築物
		階数が 2 以下かつ延べ面積が 100 m ² 以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
準防火地域	約 879ha	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	耐火建築物
		延べ面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
		地階を除く階数が 3 であるもの	耐火建築物、準耐火建築物又は (注 1) 開口部制限木造建築物
		上記以外の木造建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分	防火構造

イ 公園・緑地等の確保

都市公園・緑地等は、平常時においては市民の憩いの場であるが、災害時には避難場所等として防災上重要な機能を果たす。よって、防災機能を持った施設の整備・拡充を行うとともに、延焼遮断帯としての機能を有する樹木等の緑を配置するなど、避難路として機能する道路の緑化も含めて、防災空間（オープンスペース）の確保と整備に努める。

また、生産緑地についても防災上貴重な資源となることから、その保全に努める。

修正前

2 土地利用の規制・誘導
 (1) 市街化区域における方針
 ア 防火地域、準防火地域の指定

平成 24 年 3 月

種類	面積	対象	構造
防火地域	約 45ha	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 m ² を超えるもの	耐火建築物
		階数が 2 以下かつ延べ面積が 100 m ² 以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
準防火地域	約 878ha	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	耐火建築物
		延べ面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
		地階を除く階数が 3 であるもの	耐火建築物、準耐火建築物又は (注 1) 開口部制限木造建築物
		上記以外の木造建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分	防火構造

イ 公園・緑地等の確保

都市公園・緑地等は、平常時においては市民の憩いの場であるが、災害時には避難場所等として防災上重要な機能を果たす。よって、延焼遮断帯としての機能を有する樹木等の緑を配置するなど、避難路として機能する道路の緑化も含めて、防災空間（オープンスペース）の確保と整備に努める。

また、生産緑地についても防災上貴重な資源となることから、その保全に努める。

修正後	修正前
<p>ウ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 市街地の整備</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 不燃化の促進</p> <p>大規模地震等に伴い発生する火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については、<u>建物の不燃化工事</u>や建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。</p> <p>なお、防火・準防火地域内の、大型店舗、ホテル等の不特定多数の人が集まる既存建築物については、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用して必要な改善指導を行い防火の促進を図る。</p> <p>4～5 略</p> <p>6 被災建築物・宅地危険度判定制度</p> <p>大規模地震災害の発生により、建築物や宅地が被災した場合に、当該施設等が引き続き安全に使用できるか否かの判定と二次災害の軽減・防止に資することを目的として、被害状況調査及び危険度判定に関する調査が実施されることになっている。</p> <p>本市においても、発災後、被災地におけるこれらの判定業務が円滑に実施されるように、平素から、調査を迅速かつ効率的に行うため、判定調査マニュアルを整備するとともに、定期的な実務訓練を実施する。</p> <p><u>また、市内での発災を想定し、判定士活動を統括するコーディネーターの育成に努める。</u></p>	<p>ウ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 市街地の整備</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 不燃化の促進</p> <p>大規模地震等に伴い発生する火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。</p> <p>なお、防火・準防火地域内の、大型店舗、ホテル等の不特定多数の人が集まる既存建築物については、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用して必要な改善指導を行い防火の促進を図る。</p> <p>4～5 略</p> <p>6 被災建築物・宅地危険度判定制度</p> <p>大規模地震災害の発生により、建築物や宅地が被災した場合に、当該施設等が引き続き安全に使用できるか否かの判定と二次災害の軽減・防止に資することを目的として、被害状況調査及び危険度判定に関する調査が実施されることになっている。</p> <p>本市においても、発災後、被災地におけるこれらの判定業務が円滑に実施されるように、平素から、調査を迅速かつ効率的に行うため、判定調査マニュアルを整備するとともに、定期的な実務訓練を実施する。</p>

修正後	修正前
<p>③ 第3節 地盤災害の予防対策</p> <p>本市の地形、地質を十分に調査し、地震による液状化の発生、崖崩れが予想される箇所を把握し、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>1 略</p> <p>2 崩壊危険地の災害防止</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊区域等</p> <p>ア 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p><u>本市には、神奈川県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）」により指定する区域はない。</u></p> <p>イ 急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p><u>本市に所在する急傾斜地崩壊危険箇所は、平成14年度の県の調査においては12箇所が該当しており、その後、よう壁等の安全対策を市で講じ、現在11箇所となっている。</u></p> <p><u>これら危険箇所に対しては、防災パトロール等を実施し、必要に応じて適正な改善措置あるいは避難措置の対策を講ずる。</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域</p> <p><u>神奈川県は、土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月18日法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第七条第一項に基づき、市域内41区域を土砂災害警戒区域として指定した。いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。</u></p> <p>(3) 住民等に対する措置</p> <p><u>急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、危険箇所及び避難所等の情報を提供し、災害の防止に努める。</u></p>	<p>第3節 地盤災害の予防対策</p> <p>本市の地形、地質を十分に調査し、地震による液状化の発生、崖崩れが予想される箇所を把握し、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>1 略</p> <p>2 崩壊危険地の災害防止</p> <p>(1) 危険箇所の把握</p> <p><u>本市に所在する急傾斜地崩壊危険箇所は、平成14年度の県の調査においては12箇所が該当しており、その後、よう壁等の安全対策を市で講じ、現在11箇所となっている。その内危険区域として「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により、指定された急傾斜地はない。</u></p> <p><u>しかしながら、これら危険箇所に対しては、防災パトロール等を実施し、必要に応じて適正な改善措置あるいは避難措置の対策を講ずる。</u></p> <p>(2) 所有者等に対する措置</p> <p><u>危険箇所について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、危険箇所及び避難所等の情報を提供し、災害の防止に努める。</u></p>

修正後	修正前
<p>⑥ 第4節 火災、危険物等の災害の予防対策</p> <p>地震発生時には、地震動による直接の被害のほか、火災の多発、火災の延焼及び危険物等に起因する被害は甚大である。</p> <p><u>また、過去の地震被害と比較すると、人口が増加したことに伴い住宅が密集しているため、火災の延焼に対する予防対策は重要である。</u></p> <p>これらの災害に対する予防対策の万全を期するため、消防力の充実・強化及び消防水利施設の整備等を図る。</p> <p>1 出火予防対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市が直接行う事業</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ スタンドパイプ消火資機材の配備</u></p> <p><u>市は、人口増加、住宅密集による火災の初期消火及び延焼防止の観点から、消火栓や排水栓に接続して消火活動ができるスタンドパイプ消火資機材の配備を進める。</u></p> <p>ウ 自主防災組織等の指導</p> <p>自主防災組織等に対して、出火防止方法、消火器、スタンドパイプ消火資機材及び可搬式消防ポンプを使用した初期消火や延焼防止方法等について指導、啓発を行う。</p> <p>エ 事業所への指導</p> <p>自衛消防訓練指導時等に防火対策、消火対策についての教育を実施する。</p>	<p>第4節 火災、危険物等の災害の予防対策</p> <p>地震発生時には、地震動による直接の被害のほか、火災の多発、火災の延焼及び危険物等に起因する被害は甚大である。</p> <p>これらの災害に対する予防対策の万全を期するため、消防力の充実・強化及び消防水利施設の整備等を図る。</p> <p>1 出火予防対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市が直接行う事業</p> <p>ア 略</p> <p>イ 自主防災組織等の指導</p> <p>自主防災組織等に対して、出火防止方法、初期消火方法等について指導、啓発を行う。</p> <p>ウ 事業所への指導</p> <p>自衛消防訓練指導時等に防火対策、消火対策についての教育を実施する。</p>

修正後	修正前
<p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 一般家庭における備え、訓練を通じての啓発</p> <p>ア 出火防止等に関する備えの啓発</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器・漏電し や断器・<u>感震ブレーカー</u>など、出火を防ぐための安全な機器の設置</p> <p>(エ) <u>使用中の火気器具への転倒・落下防止措置として、家具類、日用品等の固 定等の徹底</u></p> <p>(オ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 初期消火、<u>延焼防止及び救出救護の推進</u></p> <p>市は、<u>人口増加、住宅密集という本市の特徴を住民に理解させたうえで、初 期消火、延焼防止及び救出救護の重要性を指導する。</u></p> <p><u>特に、実地訓練として、防災訓練等の機会を利用して、地震体験車を活用し た震災時災害対応訓練、実際に消火器やスタンドパイプ等の資機材を使った 消火訓練や模擬火災の消火訓練、更には救出救護訓練を実施し、初期消火と 救出救護の方法を実地習得させる。同時に住民の安全を考慮して、初期消火 と救出救護活動の限界についても指導する。</u></p>	<p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 一般家庭における備え、訓練を通じての啓発</p> <p>ア 出火防止等に関する備えの啓発</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器・漏電し や断器・<u>感震コンセント</u>など、出火を防ぐための安全な機器の設置</p> <p>(エ) <u>家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底</u></p> <p>(オ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 初期消火及び救出救護の推進</p> <p>防災訓練等の機会を利用して、地震体験車を活用した<u>出火防止体験訓練</u>、 実際に消火器やスタンドパイプ等の資機材を使った消火訓練や模擬火災の消 火訓練、更には救出救護訓練を実施し、初期消火と救出救護の方法を実地習 得させる。同時に住民の安全を考慮して、初期消火と救出救護活動の限界に についても指導する。</p>

修正後	修正前
<p>2 略</p> <p>3 危険物・高圧ガス・有毒物対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市の危険物施設に対する予防対策</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>研修会、連絡会の開催</u> 各事業主、安全管理者による防災<u>研修会</u>、連絡会を開催し、知識の取得と情報の交換を行う。</p> <p>(3) その他の危険物施設に対する予防対策</p> <p><u>その他の危険物施設（高圧ガス、毒物・劇物などを取扱う工場や各種研究機関）の事業者に対しては、県が促進する施設・設備の耐震化と併せ、保安体制の充実、防災教育、防災訓練等の実施など、必要な安全対策について情報を共有し相互に連携を図る。</u></p> <p><u>また、都市ガスの事業者は、施設の耐震化に努めることとする。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 危険物・高圧ガス・有毒物対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市の危険物施設に対する予防対策</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>研究会、連絡会の開催</u> 各事業主、安全管理者による防災<u>研究会</u>、連絡会を開催し、知識の取得と情報の交換を行う。</p> <p>(3) その他の危険物施設に対する予防対策</p> <p><u>その他の危険物施設（高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物などを取扱う工場や各種研究機関）の事業者に対しては、県が施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練等の実施など、必要な安全対策を講じるよう指導する。</u></p> <p>(4) 略</p>

修正後	修正前
<p>⑥ 第5節 略</p> <p>第6節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>1 略</p> <p>2 防災通信網の整備</p> <p>(1) 防災行政無線 (削除)</p> <p>市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は防災行政無線（固定系）のデジタル化を行った。</p> <p>また、市は、AM、FMラジオと併せて、<u>防災行政無線（固定系）での伝達情報を、戸別に受信し、聴くことができる280MHz戸別受信機を整備した。従来設置していた防災行政無線戸別受信機の代替機として整備するとともに、災害時の自主防災活動における情報収集に役立てるよう、自主防災会への貸与を行っている。</u></p> <p>⑧ (2) デジタルMCA無線</p> <p>デジタルMCA無線は、災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災害対策本部と避難生活施設ほか各設置施設及び情報収集職員間との通信を確保するために使用する。安定した電波状況を確保して、全施設へ一斉通信することなどが、可能である。</p>	<p>第5節 略</p> <p>第6節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>1 略</p> <p>2 防災通信網の整備</p> <p>(1) 防災行政無線 <u>ア 固定系</u></p> <p>市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は平成26、27年度防災行政無線（固定系）のデジタル化に取り組む。</p> <p>(2) デジタルMCA無線</p> <p>デジタルMCA無線は、災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災害対策本部と避難所ほか各設置施設及び情報収集職員間との通信を確保するために使用する。安定した電波状況を確保して、全施設へ一斉通信することなどが、可能である。</p>

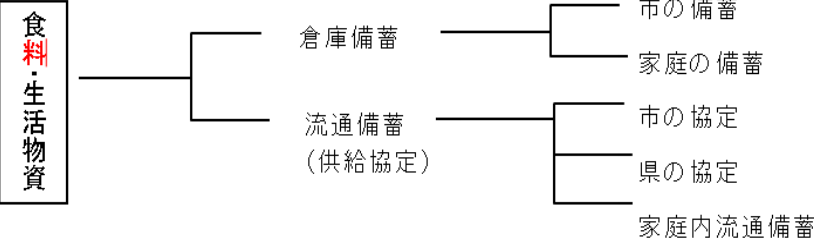
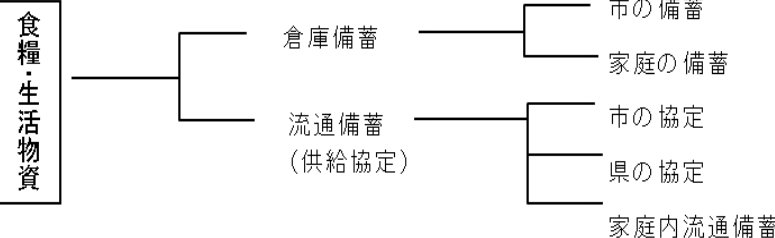
修正後	修正前
<p>⑦ (3) 略</p> <p>(4) 非常無線通信</p> <p>市は防災関係機関と連携し、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線が使用できない場合又は利用が困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図るものとし、<u>関東地方非常通信協議会の活動を通して、非常無線通信体制の整備充実に努める。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) その他の通信網</p> <p>市は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>⑧ ウ CATV・インターネット等</p> <p>市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV(株式会社ジェイコムイーストとの協定によるJ・COMチャンネル)・インターネット等(市ホームページ、<u>やまとPSメール、緊急速報メール及びヤフー株式会社との協定によるYahoo!サービス</u>)を活用する。</p> <p>3 被災者支援情報システムの構築等</p> <p>(1) 略</p> <p>⑧ (2) 通信手段</p> <p>市は、一般市民や避難生活施設、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページややまとPSメール、MCA無線、CATV、インターネット等各種通信手段の活用を図る。</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 非常無線通信</p> <p>市は防災関係機関と連携し、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線が使用できない場合又は利用が困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図るものとし、<u>神奈川地区非常通信協議会の活動を通して、非常無線通信体制の整備充実に努める。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) その他の通信網</p> <p>市は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ CATV・インターネット等</p> <p>市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV(株式会社ジェイコムイーストとの協定によるJ・COMチャンネル)・インターネット等(市ホームページ、<u>PSメール、緊急速報メール、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定によるYahoo!サービス</u>)を活用する。</p> <p>3 被災者支援情報システムの構築等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通信手段</p> <p>市は、一般市民や避難所、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページやPSメール、MCA無線、CATV、インターネット等各種通信手段の活用を図る。</p>

修正後	修正前
<p>第7節 災害対策本部等組織体制の拡充</p> <p>災害発生時における応急、復旧対策を円滑に推進するため、平常時から防災対策に必要な体制を整え、災害対策本部等の拡充に努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>⑥ 3 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>市民等の生活・社会活動への影響を最小限に抑えるため、災害発生時の応急対策とあわせて、優先度の高い行政サービスを継続する必要がある。</p> <p>必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市は業務継続計画（<u>地震対策編</u>）を策定した。また、実効性のある業務継続体制を確立するため、必要な人員や資機材等の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検などを実施し、計画の見直し、修正を行う。</p> <p>第8節 避難対策</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>⑨ (1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令する状況</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の伝達方法</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>2 避難場所</p>	<p>第7節 災害対策本部等組織体制の拡充</p> <p>災害発生時における応急、復旧対策を円滑に推進するため、平常時から防災対策に必要な体制を整え、災害対策本部等の拡充に努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>市民等の生活・社会活動への影響を最小限に抑えるため、災害発生時の応急対策とあわせて、優先度の高い行政サービスを継続する必要がある。</p> <p>必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市は業務継続計画を策定する。また、実効性のある業務継続体制を確立するため、必要な人員や資機材等の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検などを実施し、計画の見直し、修正を行う。</p> <p>第8節 避難対策</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <p>ア <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>を発令する状況</p> <p>イ <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>の伝達方法</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>2 避難場所</p>

修正後		修正前	
⑥ (1) 避難場所の区分		(1) 避難場所の区分	
区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所
指定緊急避難場所	異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設	国の定める基準により市が指定	資料3-3
一時避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	各自主防災会が指定	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース
広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	県の定める基準により市が指定	資料3-2
指定避難所	施設 避難生活	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定 資料3-3
	所 特定指定避難	避難生活施設に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設	市が指定 資料3-3
一時滞在施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	やまと芸術文化ホール 各学習センター (林間を除く)及び協定締結先の市内事業所 ※草柳小学校
区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所
指定緊急避難場所	異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設	国の定める基準により市が指定	資料3-4
一時避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	各自主防災会が指定	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース
広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	県の定める基準により市が指定	資料3-3
指定避難所	施設 避難生活	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定 資料3-2
	所 特定指定避難	避難生活施設に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設	市が指定 資料3-4
一時滞在施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	草柳小学校 各学習センター (林間を除く)及び協定締結先の市内事業所
※一時滞在施設としての草柳小学校は、東海地震警戒宣言発令時のみとする。			

修正後	修正前
<p>(2) 略</p> <p>3 避難場所の指定</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>⑥ (6) <u>防災協力農地</u></p> <p><u>災害時に、市民が緊急的に逃げ込める避難空間として活用できる農地である。本制度の趣旨に賛同いただけただけの農地の所有者の協力により、対象となる農地を事前に登録する。登録農地には、現地看板を設置している。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 帰宅困難者への支援</p> <p>(1) 略</p> <p>⑥ (2) 関係機関との連携</p> <p>ア～イ 略</p> <p><u>ウ 市内の各駅における帰宅困難者に対し必要な支援を行うことを目的とし、県、鉄道事業者、警察、駅周辺事業者等を構成員とする大和市帰宅困難者協議会を設立する。</u></p> <p><u>エ 大和駅・中央林間駅を中心に、大和市帰宅困難者等対策協議会において、帰宅困難者が発生した場合の対応の検討・協議に取り組む。</u></p> <p><u>オ 鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に鉄道運行状況、市内の被害状況、一時滞在施設の開設等の情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</u></p> <p>第9節 緊急輸送道路の指定</p> <p>1～2 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>3 避難場所の指定</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 新設</p> <p>4 略</p> <p>5 帰宅困難者への支援</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>ア～イ 略</p> <p><u>ウ 大和駅・中央林間駅を中心に、県、鉄道事業者、警察、駅周辺事業者等と連携して設置する地域協議会で、帰宅困難者が発生した場合の対応の検討・協議に取り組む。</u></p> <p><u>エ 鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に鉄道運行状況、市内の被害状況、一時滞在施設の開設等の情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</u></p> <p>第9節 緊急輸送道路の指定</p> <p>1～2 略</p>

修正後	修正前																																				
<p>⑧ 3 ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>緊急航空輸送を確保するため、臨時離着陸場を指定する。指定場所は次のとおりである。</p> <p>(1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1" data-bbox="226 411 1137 667"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和学園聖セシリア 総合グラウンド</td> <td>林間二丁目 <u>6番11号</u></td> <td>13,832</td> </tr> <tr> <td>大和中学校グラウンド</td> <td>深見西七丁目 <u>5番1号</u></td> <td>16,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大和中学校グラウンドは、災害医療拠点病院である大和市立病院の医療機関隣接ヘリコプター臨時離着陸場である。</p> <p>(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1" data-bbox="226 890 1131 1137"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和スポーツセンター競技場</td> <td>上草柳一丁目 <u>1番1号</u></td> <td>18,840</td> </tr> <tr> <td>引地台公園多目的広場</td> <td>柳橋四丁目 <u>5001番地</u></td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和学園聖セシリア 総合グラウンド	林間二丁目 <u>6番11号</u>	13,832	大和中学校グラウンド	深見西七丁目 <u>5番1号</u>	16,200	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 <u>1番1号</u>	18,840	引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 <u>5001番地</u>	7,000	<p>3 ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>緊急航空輸送を確保するため、臨時離着陸場を指定する。指定場所は次のとおりである。</p> <p>(1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1" data-bbox="1267 411 2179 627"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和学園聖セシリア 女子短期大学グラウンド</td> <td>林間二丁目 <u>6-11</u></td> <td>13,832</td> </tr> <tr> <td>大和中学校グラウンド</td> <td>深見西 <u>7-5</u></td> <td>16,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大和中学校グラウンドは、災害医療拠点病院である大和市立病院の医療機関隣接ヘリコプター臨時離着陸場である。</p> <p>(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1" data-bbox="1267 850 2179 1026"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和スポーツセンター競技場</td> <td>上草柳一丁目 <u>1-1</u></td> <td>18,840</td> </tr> <tr> <td>引地台公園多目的広場</td> <td>柳橋四丁目 <u>5001</u></td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和学園聖セシリア 女子短期大学グラウンド	林間二丁目 <u>6-11</u>	13,832	大和中学校グラウンド	深見西 <u>7-5</u>	16,200	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 <u>1-1</u>	18,840	引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 <u>5001</u>	7,000
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																			
大和学園聖セシリア 総合グラウンド	林間二丁目 <u>6番11号</u>	13,832																																			
大和中学校グラウンド	深見西七丁目 <u>5番1号</u>	16,200																																			
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																			
大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 <u>1番1号</u>	18,840																																			
引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 <u>5001番地</u>	7,000																																			
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																			
大和学園聖セシリア 女子短期大学グラウンド	林間二丁目 <u>6-11</u>	13,832																																			
大和中学校グラウンド	深見西 <u>7-5</u>	16,200																																			
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																			
大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 <u>1-1</u>	18,840																																			
引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 <u>5001</u>	7,000																																			

修正後	修正前
<p>第10節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄</p> <p>1～3 略</p> <p>⑦ 4 <u>食料</u>、生活物資の備蓄</p> <p>災害が発生した際の市民の生活確保のため、<u>食料</u>、携帯トイレなど、物資の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る。</p> <p>市民に対しては災害発生から<u>最低3日分、推奨1週間分</u>の<u>食料</u>及び携帯トイレなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。</p> <p>(1) 備蓄の方法と役割分担</p>  <pre> graph LR A[食料・生活物資] --- B[倉庫備蓄] A --- C[流通備蓄 (供給協定)] B --- D[市の備蓄] B --- E[家庭の備蓄] C --- F[市の協定] C --- G[県の協定] C --- H[家庭内流通備蓄] </pre>	<p>第10節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>食糧</u>、生活物資の備蓄</p> <p>災害が発生した際の市民の生活確保のため、<u>食糧</u>、携帯トイレなど、物資の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る。</p> <p>市民に対しては災害発生から<u>3日分</u>の<u>食糧</u>及び携帯トイレなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。</p> <p>(1) 備蓄の方法と役割分担</p>  <pre> graph LR A[食糧・生活物資] --- B[倉庫備蓄] A --- C[流通備蓄 (供給協定)] B --- D[市の備蓄] B --- E[家庭の備蓄] C --- F[市の協定] C --- G[県の協定] C --- H[家庭内流通備蓄] </pre>

	修正前
<p>⑦ (2) 備蓄計画</p> <p>ア 流通在庫利用による備蓄 災害時における全ての被災者用の<u>食料</u>や生活物資を、市独自で備蓄することには、備蓄場所や経費等の関係上限界があるため、流通在庫を利用した業者等との協定による備蓄をもって目標数量を確保する。</p> <p>イ 家庭内備蓄 自己の生活確保のため最小限必要な<u>食料</u>、携帯トイレなどの生活物資については、自助努力による家庭内備蓄を行うように啓発する。</p> <p>5 略</p> <p>第11節～第12節 略</p> <p>第13節 広域応援体制等の拡充</p> <p>1 略</p> <p>2 相互応援協定の締結等 (1)～(2) 略</p> <p>⑦ (3) 応援の種類</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食料</u>・飲料水・その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>(2) 備蓄計画</p> <p>ア 流通在庫利用による備蓄 災害時における全ての被災者用の<u>食糧</u>や生活物資を、市独自で備蓄することには、備蓄場所や経費等の関係上限界があるため、流通在庫を利用した業者等との協定による備蓄をもって目標数量を確保する。</p> <p>イ 家庭内備蓄 自己の生活確保のため最小限必要な<u>食糧</u>、携帯トイレなどの生活物資については、自助努力による家庭内備蓄を行うように啓発する。</p> <p>5 略</p> <p>第11節～第12節 略</p> <p>第13節 広域応援体制等の拡充</p> <p>1 略</p> <p>2 相互応援協定の締結等 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 応援の種類</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食糧</u>・飲料水・その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>3～4 略</p>

修正後	修正前
<p>第14節 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 防災広報</p> <p>ア 略</p> <p>イ 防災関係機関が行う広報</p> <p>⑤ ○<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></p> <p>⑦ 2 市民の心得 (役割)</p> <p>(1) 平常時</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ 非常用<u>食料</u>、救急用品、携帯トイレ等の非常持出品を準備する。</p> <p>ス～セ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難時</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食料</u>、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</p> <p>ウ～ケ 略</p> <p>(4) 東海地震の警戒宣言発令時</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 飲料水、非常用<u>食料</u>、救急用品、非常持出品を点検する。</p> <p>キ～ケ 略</p>	<p>第14節 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 防災広報</p> <p>ア 略</p> <p>イ 防災関係機関が行う広報</p> <p>○<u>東京電力(株)</u></p> <p>2 市民の心得 (役割)</p> <p>(1) 平常時</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ 非常用<u>食糧</u>、救急用品、携帯トイレ等の非常持出品を準備する。</p> <p>ス～セ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難時</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食糧</u>、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</p> <p>ウ～ケ 略</p> <p>(4) 東海地震の警戒宣言発令時</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 飲料水、非常用<u>食糧</u>、救急用品、非常持出品を点検する。</p> <p>キ～ケ 略</p>

	修正後	修正前
⑧	<p>第15節 防災訓練</p> <p>1 略</p> <p>2 訓練の内容</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>ア 訓練項目</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 避難生活施設等運営訓練</p> <p>(カ)～(タ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>第15節 防災訓練</p> <p>1 略</p> <p>2 訓練の内容</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>ア 訓練項目</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 避難所運営訓練</p> <p>(カ)～(タ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>
⑦	<p>第16節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～2 略</p> <p>3 自主防災組織の活動基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒宣言発令時及び災害時の活動</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 給食・救援物資の配布及びその協力</p> <p>被災の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する食料や飲料水等の救援物資の支給が必要となってくる。</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織としてもそれぞれが保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力する。</p> <p>(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>第16節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～2 略</p> <p>3 自主防災組織の活動基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒宣言発令時及び災害時の活動</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 給食・救援物資の配布及びその協力</p> <p>被災の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する食糧や飲料水等の救援物資の支給が必要となってくる。</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織としてもそれぞれが保有している食糧等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力する。</p> <p>(3) 略</p> <p>4～6 略</p>

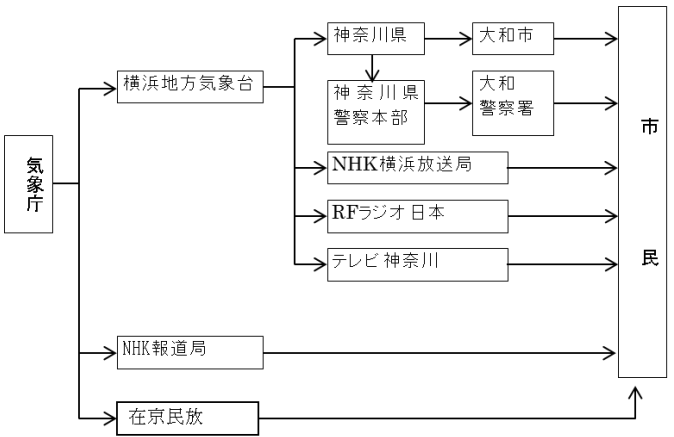
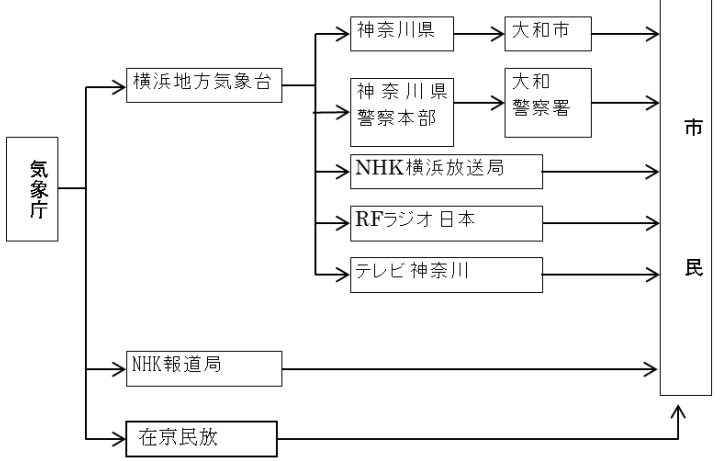
修正後	修正前								
<p>⑦ 第17節 ボランティアの受け入れ</p> <p>1 ボランティアの役割</p> <table border="1" data-bbox="141 300 1084 932"> <tr> <td data-bbox="141 300 517 592">生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)</td> <td data-bbox="517 300 1084 592"> (1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、<u>食料</u>等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 592 517 932">専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)</td> <td data-bbox="517 592 1084 932"> (1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務 </td> </tr> </table> <p>2～4 略</p> <p>⑧ 5 専門ボランティアの連携・協力体制の整備</p> <p>災害時のボランティア活動のうち、一定の経験や資格を必要とする業務を行う専門ボランティアについては、災害時に<u>対応</u>ができるよう登録制度の導入検討など、ネットワーク化の整備に努める。</p>	生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)	(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、 <u>食料</u> 等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業	専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)	(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務	<p>第17節 ボランティアの受け入れ</p> <p>1 ボランティアの役割</p> <table border="1" data-bbox="1180 300 2128 932"> <tr> <td data-bbox="1180 300 1556 592">生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)</td> <td data-bbox="1556 300 2128 592"> (1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、<u>食糧</u>等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 592 1556 932">専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)</td> <td data-bbox="1556 592 2128 932"> (1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務 </td> </tr> </table> <p>2～4 略</p> <p>5 専門ボランティアの連携・協力体制の整備</p> <p>災害時のボランティア活動のうち、一定の経験や資格を必要とする業務を行う専門ボランティアについては、災害時に<u>即自的対応</u>ができるよう登録制度の導入検討など、ネットワーク化の整備に努める。</p>	生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)	(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、 <u>食糧</u> 等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業	専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)	(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務
生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)	(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、 <u>食料</u> 等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業								
専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)	(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務								
生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)	(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、 <u>食糧</u> 等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業								
専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)	(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務								

修正後	修正前
<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>③ (5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策</p> <p>社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して危険箇所、<u>土砂災害警戒区域、危険区域避難場所及び警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。</u></p> <p>2 略</p> <p>⑧ 3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(1) 情報伝達の多様性</p> <p>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な<u>避難勧告等</u>が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J・COM チャンネル、<u>やまとPS</u> メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</p> <p>4 略</p> <p>5 避難生活施設等の対策</p> <p>(1) 市は、<u>避難生活施設等</u>において高齢者、障がい者等が安心して生活ができるようバリアフリー化の推進及び支援体制の整備に努める。</p> <p>(2) 市は、<u>避難生活施設等</u>の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した<u>福祉避難所</u>（特定指定避難所）の指定に努める。</p> <p>第19節 略</p>	<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策</p> <p>社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して危険箇所、<u>及び危険区域避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(1) 情報伝達の多様性</p> <p>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な<u>避難指示</u>が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J・COM チャンネル、PS メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</p> <p>4 略</p> <p>5 避難所対策</p> <p>(1) 市は、<u>避難所</u>において高齢者、障がい者等が安心して生活ができるようバリアフリー化の推進及び支援体制の整備に努める。</p> <p>(2) 市は、<u>避難所</u>の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した避難所（特定指定避難所）の指定に努める。</p> <p>第19節 略</p>

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>⑧ (3) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、大和市災害対策本部条例（昭和39年大和市条例第34号）及び大和市災害対策本部要領の定めるところによる。</p> <p>災害対策本部が設置された場合に本部機能を補完するため、必要に応じて地域活動拠点を設置する。地域活動拠点では、各地域内における避難生活施設等からの情報をとりまとめ、必要とされる応急活動、物資、情報についての連絡、要請を本部に対して行う。また、各拠点周辺に生活必需物資集積センターを設置し、物資の受入れと避難生活施設への物資供給を実施する。</p> <p>2 災害対策本部の動員体制</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>⑧ (4) 動員基準</p> <p>地震災害における動員は災害非常配備基準に基づいて実施し、地震の報道を聴取したとき、又は地震を感じた後、報道を聴取する以前に市内に大規模な被害の発生を確認したときに、あらかじめ指定された場所に招集命令を待つことなく参集する。ただし、指定場所に参集が困難な場合は、至近の避難生活施設に参集する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、大和市災害対策本部条例（昭和39年大和市条例第34号）及び大和市災害対策本部要領の定めるところによる。</p> <p>災害対策本部が設置された場合に本部機能を補完するため、必要に応じて地域活動拠点を設置する。地域活動拠点では、各地域内における避難所等からの情報をとりまとめ、必要とされる応急活動、物資、情報についての連絡、要請を本部に対して行う。また、各拠点周辺に生活必需物資集積センターを設置し、物資の受入れと避難所への物資供給を実施する。</p> <p>2 災害対策本部の動員体制</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 動員基準</p> <p>地震災害における動員は災害非常配備基準に基づいて実施し、地震の報道を聴取したとき、又は地震を感じた後、報道を聴取する以前に市内に大規模な被害の発生を確認したときに、あらかじめ指定された場所に招集命令を待つことなく参集する。ただし、指定場所に参集が困難な場合は、至近の避難所に参集する。</p>

修正後						修正前						
⑥	【災害非常配備基準】					【災害非常配備基準】						
	区分	災害警戒本部		災害対策本部			区分	災害警戒本部		災害対策本部		
	体制	警戒体制		第1号配備	第2号配備	第3号配備	体制	警戒体制		第1号配備	第2号配備	第3号配備
	配 備 基 準	風水害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき ＜具体的事例＞ ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき ＜具体的事例＞ ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき 特別警報が発表されたとき	配 備 基 準	風水害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき ＜具体的事例＞ ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき ＜具体的事例＞ ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき 特別警報が発表されたとき
	地震災害	本市において震度4以上を観測したとき 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	本市において震度5弱以上を観測したとき 東海地震注意情報が発表されたとき	本市において震度6弱以上を観測したとき 東海地震予知情報が発表されたとき			地震災害	本市において震度4を観測したとき 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき		本市において震度5（強・弱）を観測したとき 東海地震注意情報が発表されたとき	本市において震度6弱以上を観測したとき 東海地震予知情報が発表されたとき	
特殊災害	災害が発生したとき	災害警戒本部の決定による				特殊災害	災害が発生したとき	災害警戒本部の決定による				
(5) 略 3～4 略						(5) 略 3～4 略						

	修正前
<p>修正後</p> <p>第2節 相互協力体制</p> <p>1～4 略</p> <p>5 民間団体との協力</p> <p>⑦ (1) 民間団体の協力業務</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>食料</u>・生活必需品の調達</p> <p>キ～ク 略</p> <p>⑤ (2) 民間団体とは、次のとおりである。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>神奈川県トラック協会県央サービスセンター</u></p> <p>ク～タ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>6～7 略</p> <p>⑦ 第3節 災害救助法の適用</p> <p>市長は、大規模な災害の発生により災害救助法に基づく災害応急対策を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。</p> <p>災害救助法による救助は、災害に際して飲料水、<u>食料</u>、医療等の応急的・一時的救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。</p> <p>1～4 略</p>	<p>修正前</p> <p>第2節 相互協力体制</p> <p>1～4 略</p> <p>5 民間団体との協力</p> <p>(1) 民間団体の協力業務</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>食糧</u>・生活必需品の調達</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 民間団体とは、次のとおりである。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>神奈川県トラック協会相模支部</u></p> <p>ク～タ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>6～7 略</p> <p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>市長は、大規模な災害の発生により災害救助法に基づく災害応急対策を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。</p> <p>災害救助法による救助は、災害に際して飲料水、<u>食糧</u>、医療等の応急的・一時的救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。</p> <p>1～4 略</p>

修正後	修正前
<p>第4節 地震情報等の収集、伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 地震情報等の受理伝達</p> <p>⑦ (1) 県から市への地震情報等伝達基準</p> <p>【地震情報受理伝達図】</p>  <p>第5節 略</p> <p>第6節 通信の確保</p> <p>1～2 略</p> <p>⑨ 3 通信の統制</p> <p>(1) 重要通信の優先 (救助、<u>避難勧告</u>等の重要性の高い通信を優先する。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4～7 略</p>	<p>第4節 地震情報等の収集、伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 地震情報等の受理伝達</p> <p>(1) 県から市への地震情報等伝達基準</p> <p>【地震情報受理伝達図】</p>  <p>第5節 略</p> <p>第6節 通信の確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 通信の統制</p> <p>(1) 重要通信の優先 (救助、<u>避難指示</u>等の重要性の高い通信を優先する。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4～7 略</p>

修正後	修正前																				
<p>⑧ 第7節 災害広報</p> <p>⑨ 1 実施機関と広報内容</p> <table border="1" data-bbox="179 300 952 1284"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>広 報・報 道 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 和 市</td> <td> 1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (2) <u>避難場所・避難生活施設</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) <u>医療救護所の管理・運営</u> (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報 </td> </tr> <tr> <td>大 和 市 (消 防 本 部)</td> <td> 1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること </td> </tr> <tr> <td>大 和 警 察 署</td> <td> 1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること </td> </tr> <tr> <td>防 災 関 係 機 関</td> <td> 1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	広 報・報 道 内 容	大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (2) <u>避難場所・避難生活施設</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) <u>医療救護所の管理・運営</u> (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報	大 和 市 (消 防 本 部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること	大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること	防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること	<p>第7節 災害広報</p> <p>1 実施機関と広報内容</p> <table border="1" data-bbox="1220 300 1993 1244"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>広 報・報 道 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 和 市</td> <td> 1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備情報、勧告、指示</u> (2) <u>避難場所・避難所</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) 救護所の管理・運営 (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報 </td> </tr> <tr> <td>大 和 市 (消 防 本 部)</td> <td> 1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること </td> </tr> <tr> <td>大 和 警 察 署</td> <td> 1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること </td> </tr> <tr> <td>防 災 関 係 機 関</td> <td> 1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	広 報・報 道 内 容	大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備情報、勧告、指示</u> (2) <u>避難場所・避難所</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) 救護所の管理・運営 (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報	大 和 市 (消 防 本 部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること	大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること	防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること
機 関 名	広 報・報 道 内 容																				
大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (2) <u>避難場所・避難生活施設</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) <u>医療救護所の管理・運営</u> (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報																				
大 和 市 (消 防 本 部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること																				
大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること																				
防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること																				
機 関 名	広 報・報 道 内 容																				
大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備情報、勧告、指示</u> (2) <u>避難場所・避難所</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) 救護所の管理・運営 (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報																				
大 和 市 (消 防 本 部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること																				
大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること																				
防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること																				

	修正後	修正前
⑧	<p>2 災害広報の伝達</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) インターネット <u>(市ホームページ及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス)</u></p> <p>(6) ～ (9) 略</p> <p>(10) <u>大和市広報 PR</u> ボード</p> <p>(11) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第8節～第9節</p> <p>第10節 警備対策</p> <p>1 略</p> <p>2 災害応急対策の実施</p> <p>(1) ～ (2) 略</p>	<p>2 災害広報の伝達</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) インターネット <u>(市ホームページ、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス)</u></p> <p>(6) ～ (9) 略</p> <p>(10) <u>市内 PR</u> ボード</p> <p>(11) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第8節～第9節</p> <p>第10節 警備対策</p> <p>1 略</p> <p>2 災害応急対策の実施</p> <p>(1) ～ (2) 略</p>
⑨	<p>(3) <u>避難勧告等</u></p>	<p>(3) <u>避難指示等</u></p>
⑧	<p>(4) ～ (5) 略</p> <p>(6) 防犯対策</p> <p>被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、<u>避難生活施設等</u>におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、<u>避難生活施設等</u>の定期的な巡回を行う。</p> <p>また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。</p>	<p>(4) ～ (5) 略</p> <p>(6) 防犯対策</p> <p>被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、<u>避難所</u>におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、<u>避難所等</u>の定期的な巡回を行う。</p> <p>また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。</p>
	<p>(7) ～ (8) 略</p>	<p>(7) ～ (8) 略</p>

修正後	修正前
<p>⑧ 第11節 避難対策</p> <p>地震等の災害の発生に伴い、地震火災等の二次災害を被るおそれがある場合、被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、避難勧告等、<u>避難生活施設等</u>の開設等について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>⑨ 3 避難に関する措置</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、危険地域の居住者に対し、速やかに<u>避難勧告等</u>を行う。</p> <p>また、高齢者、障がい者、乳幼児などのうち、いわゆる避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者が避難支援を開始するのに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の性格</p> <p>(ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の性格</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者の方々に、その行動に必要となる十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難勧告よりも早い段階で発表する避難情報である。</p>	<p>第11節 避難対策</p> <p>地震等の災害の発生に伴い、地震火災等の二次災害を被るおそれがある場合、被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、<u>避難勧告・指示、避難所</u>の開設等について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難に関する措置</p> <p>(1) <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u></p> <p>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、危険地域の居住者に対し、速やかに<u>避難の勧告、指示</u>を行う。</p> <p>また、高齢者、障がい者、乳幼児などのうち、いわゆる避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者が避難支援を開始するのに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</p> <p>ア 避難準備情報、避難勧告、避難指示の性格</p> <p>(ア) 避難準備情報の性格</p> <p>避難準備情報とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者の方々に、その行動に必要となる十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難勧告よりも早い段階で発表する避難情報である。</p>

修正後	修正前																
<p>(イ) 避難勧告と<u>避難指示（緊急）</u>の性格</p> <p><u>避難勧告</u>とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。</p> <p>これに対し<u>避難指示（緊急）</u>とは、被害の危険は目前に切迫している場合で、勧告よりも拘束力が強い。しかし、指示に従わない者に対しての強制は、時期的に手早い段階で実施すべきものではない。</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始、災害対策基本法による避難勧告等を発令する者</u></p> <p>(ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は、市長が発令する。</p> <p>(イ) <u>避難勧告等</u>を行う者</p> <p>災害対策基本法による<u>避難勧告等</u>を行う者は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="217 798 1077 1209"> <tr> <td>市 長</td> <td>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>知 事</td> <td>市長が<u>避難勧告等</u>をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が<u>避難勧告等</u>をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にい不在のときに実施する。</td> </tr> </table>	市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。	知 事	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。	警察官	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にい不在のときに実施する。	<p>(イ) 避難勧告と<u>避難指示</u>の性格</p> <p>勧告とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。</p> <p>これに対し<u>指示</u>とは、被害の危険は目前に切迫している場合で、勧告よりも拘束力が強い。しかし、指示に従わない者に対しての強制は、時期的に手早い段階で実施すべきものではない。</p> <p>イ <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する者</u></p> <p>(ア) <u>避難準備情報</u>は、市長が発令する。</p> <p>(イ) <u>避難の勧告又は指示を行う者</u></p> <p>災害対策基本法による<u>避難の勧告又は指示を行う者</u>は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1256 777 2121 1187"> <tr> <td>市 長</td> <td>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>知 事</td> <td>市長が<u>避難の指示等</u>をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が<u>避難指示</u>をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にい不在のときに実施する。</td> </tr> </table>	市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。	知 事	市長が <u>避難の指示等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。	警察官	市長が <u>避難指示</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にい不在のときに実施する。
市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。																
知 事	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。																
警察官	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。																
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にい不在のときに実施する。																
市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。																
知 事	市長が <u>避難の指示等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。																
警察官	市長が <u>避難指示</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。																
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にい不在のときに実施する。																

修正後	修正前
<p>ウ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の内容</u> 市長の<u>避難準備・高齢者等避難開始、災害対策基本法による避難勧告等</u> <u>を発する者は、次の内容を明示して行う。</u> (ア)～(オ) 略</p> <p>エ <u>避難措置の報告</u> <u>避難勧告等</u>を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。 (ア)～(ウ) 略 (2)～(3) 略</p>	<p>ウ <u>避難準備情報、勧告、指示の内容</u> 市長の<u>避難準備情報、勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行</u> <u>う。</u> (ア)～(オ) 略</p> <p>エ <u>避難措置の報告</u> <u>避難勧告又は指示</u>を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡す <u>る。</u> (ア)～(ウ) 略 (2)～(3) 略</p>

修正後	修正前																								
<p>⑨ 4 避難計画</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う状況</p> <p>本市の場合には、地理的な関係から実際に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合及び状況は、おおむね次の場合と考えられる。</p> <p>ア～イ 略</p> <table border="1" data-bbox="141 507 1032 1321"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・ 高齢者等 避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への避難行動を開始する。 </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	市民に求める行動	避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。 	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への避難行動を開始する。 	<p>4 避難計画</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う状況</p> <p>本市の場合には、地理的な関係から実際に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合及び状況は、おおむね次の場合と考えられる。</p> <p>ア～イ 略</p> <table border="1" data-bbox="1180 507 2072 1321"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情 報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への避難行動を開始する。 </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	市民に求める行動	避難準備情 報	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への避難行動を開始する。
	発令時の状況	市民に求める行動																							
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。 																							
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。 																							
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への避難行動を開始する。 																							
	発令時の状況	市民に求める行動																							
避難準備情 報	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。 																							
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。 																							
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への避難行動を開始する。 																							

修正後	修正前
<p>⑧ (2) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>の伝達方法 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>を決定したときは、市長は直ちに所轄警察署に報告し、警備の要請を行うとともに、避難の対象となる地域の市民等に対しては、<u>第7節 2 災害広報の伝達に掲げる方法</u>により周知するほか、警察官、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て情報伝達の徹底を図る。</p> <p>(3) 略</p> <p>⑧ (4) 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人数 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人数は、<u>資料編 3-2 広域避難場所一覧表、3-3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表</u>に示す。</p> <p>⑨ (5) 避難地（施設）への経路及び避難誘導 ア～イ 略 ウ 避難者の誘導先 （ア）大規模な市街地火災のとき（緊急避難・収容避難） 必要に応じて一時避難場所に避難するか、直接広域避難場所へ誘導する。臨時に一時避難場所に集合した場合においても、なるべく早い時点で広域避難場所へ移動する。 火災がおさまり安全が確認されたら、<u>避難勧告等</u>を解除し、生活の拠点を失った者を避難所に誘導する。 （イ）略</p> <p>⑧ (6) 略</p> <p>(7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ア～エ 略 オ 飲料水、<u>食料</u>、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。 カ～シ 略</p>	<p>(2) <u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>の伝達方法 <u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>を決定したときは、市長は直ちに所轄警察署に報告し、警備の要請を行うとともに、避難の対象となる地域の市民等に対しては、<u>防災行政無線</u>、<u>広報車の巡回等</u>により周知するほか、警察官、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て情報伝達の徹底を図る。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人数 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人数は、<u>3-2 避難生活施設一覧表 3-3、広域避難場所一覧表、資料編 3-4 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表</u>に示す。</p> <p>(5) 避難地（施設）への経路及び避難誘導 ア～イ 略 ウ 避難者の誘導先 （ア）大規模な市街地火災のとき（緊急避難・収容避難） 必要に応じて一時避難場所に避難するか、直接広域避難場所へ誘導する。臨時に一時避難場所に集合した場合においても、なるべく早い時点で広域避難場所へ移動する。 火災がおさまり安全が確認されたら、<u>避難指示</u>を解除し、生活の拠点を失った者を避難所に誘導する。 （イ）略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ア～エ 略 オ 飲料水、<u>食糧</u>、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。 カ～シ 略</p>

修正後	修正前
<p>⑧ 5 <u>避難生活施設等</u>の開設</p> <p>市長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて<u>避難生活施設等</u>を開設する。</p> <p>(1) 開設の方法等</p> <p><u>避難生活施設</u>は、あらかじめ指定した<u>避難生活施設等</u>のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により<u>避難生活施設等</u>を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。</p> <p>なお、特定指定避難所となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。</p> <p>(2) 開設の報告</p> <p>担当部は、<u>避難生活施設等</u>開設に関わる次の事項を災害対策本部に報告しなければならない。</p> <p>ア <u>避難生活施設名</u> イ～エ 略</p> <p>(3) 開設の周知</p> <p>市長は、<u>避難生活施設等</u>を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県、警察、自衛隊等関係機関に連絡する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>避難生活施設等</u>内の区画の設定</p> <p>ア～イ 略</p>	<p>5 <u>避難所</u>の開設</p> <p>市長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて<u>避難所</u>を開設する。</p> <p>(1) 開設の方法等</p> <p><u>避難所</u>は、あらかじめ指定した<u>避難所</u> (以下「指定避難所」という)のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により<u>避難所</u>を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。</p> <p>なお、特定指定避難所となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。</p> <p>(2) 開設の報告</p> <p>担当部は、<u>避難所</u>開設に関わる次の事項を災害対策本部に報告しなければならない。</p> <p>ア <u>避難所名</u> イ～エ 略</p> <p>(3) 開設の周知</p> <p>市長は、<u>避難所</u>を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県、警察、自衛隊等関係機関に連絡する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>避難所</u>内の区画の設定</p> <p>ア～イ 略</p>

修正後	修正前
<p>⑧ 6 <u>避難生活施設等</u>の運営</p> <p><u>避難生活施設等</u>は、大規模地震発生時に地域住民（避難者）が、一定期間、臨時の生活拠点として利用するところである。</p> <p><u>避難生活施設</u>が避難者にとって秩序のとれた臨時の生活拠点として機能するためには、自主防災組織等の代表、施設管理者及び市職員からなる<u>避難生活施設運営組織</u>による自主的な運営が重要である。</p> <p><u>避難生活施設運営組織</u>の在り方及び<u>避難生活施設</u>の運営方法については、「<u>避難生活施設運営マニュアル</u>」として別途作成する。</p> <p>なお、<u>避難生活施設</u>に従事する市職員は、<u>避難生活施設運営組織</u>の各構成員との連携のもと、(1)に示す業務に従事する。</p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ MCA無線を活用して、災害対策本部と連絡をとり、<u>避難生活施設</u>の状況の報告と避難者の支援に関する情報収集に努める。</p> <p>エ <u>避難生活施設</u>内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、<u>所属長</u>の指示を仰ぐ。</p> <p>オ 略</p> <p>カ <u>避難生活施設</u>の安全に常に注意し、危険と判断した場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。</p> <p>⑦ キ <u>食料</u>、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。</p>	<p>6 <u>避難所</u>の運営</p> <p><u>避難所</u>は、大規模地震発生時に地域住民（避難者）が、一定期間、臨時の生活拠点として利用するところである。</p> <p><u>避難所</u>が避難者にとって秩序のとれた臨時の生活拠点として機能するためには、自主防災組織等の代表、施設管理者及び市職員からなる<u>避難所運営組織</u>による自主的な運営が重要である。</p> <p><u>避難所運営組織</u>の在り方及び<u>避難所</u>の運営方法については、「<u>避難所運営マニュアル</u>」として別途作成する。</p> <p>なお、<u>避難所</u>に従事する市職員は、<u>避難所運営組織</u>の各構成員との連携のもと、(1)に示す業務に従事する。</p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ MCA無線を活用して、災害対策本部と連絡をとり、<u>避難所</u>の状況の報告と避難者の支援に関する情報収集に努める。</p> <p>エ <u>避難所</u>内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、<u>担当部長</u>の指示を仰ぐ。</p> <p>オ 略</p> <p>カ <u>避難所</u>の安全に常に注意し、危険と判断した場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。</p> <p>キ <u>食糧</u>、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。</p>

修正後	修正前
<p>⑧ ク <u>避難者名簿を確認し、情報の公開に同意している避難者に限り、訪問者等からの安否確認等の問い合わせに対応する。</u></p> <p>ケ <u>避難生活施設</u>の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>コ <u>避難生活施設</u>の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を經由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。</p> <p>(2) <u>避難生活施設</u>の使用及び管理</p> <p>ア <u>避難生活施設</u>の管理者は、平常時における当該施設の管理者とする。</p> <p>イ <u>避難生活施設</u>の使用（設備、備品等を含む。）及び管理は、すべて施設の管理者及びその他の責任者の承諾と協力を得て行う。</p> <p>⑦ (3) <u>避難生活施設</u>の開設期間</p> <p>⑧ <u>避難生活施設</u>の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況を勘案し、県を通して<u>内閣総理大臣</u>と協議（災害救助法適用時）並びに施設管理者との調整により延長できる。</p> <p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>⑧ (2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、私設避難所についても、<u>避難生活施設</u>と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、<u>大和市広報PR</u>ボードを積極的に活用する。</p> <p>8～9 略</p>	<p>ク 訪問者等からの安否確認等の問い合わせに対応する。</p> <p>ケ <u>避難所</u>の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>コ <u>避難所</u>の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を經由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。</p> <p>(2) <u>避難所</u>の使用及び管理</p> <p>ア <u>避難所</u>の管理者は、平常時における当該施設の管理者とする。</p> <p>イ <u>避難所</u>の使用（設備、備品等を含む。）及び管理は、すべて施設の管理者及びその他の責任者の承諾と協力を得て行う。</p> <p>(3) <u>避難所</u>の開設期間</p> <p><u>避難所</u>の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況を勘案し、県を通して<u>厚生労働大臣</u>と協議（災害救助法適用時）並びに施設管理者との調整により延長できる。</p> <p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、私設避難所についても、<u>指定避難所</u>と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、<u>市内PR</u>ボードを積極的に活用する</p> <p>8～9 略</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>⑦ 第12節 交通対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する<u>確認</u>標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する<u>確認</u>標章及び<u>確認</u>証明書の交付事務手続きは、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。</p> <p>【緊急通行車両の<u>確認</u>標章】</p> <p>第13節 緊急輸送対策</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>食料</u>、飲料水、生活必需品等の救援用物資</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 輸送対象の想定</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第2段階</p> <p>(ア) 略</p>	<p>修正前</p> <p>第12節 交通対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。</p> <p>【緊急通行車両の標章】</p> <p>第13節 緊急輸送対策</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>食糧</u>、飲料水、生活必需品等の救援用物資</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 輸送対象の想定</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第2段階</p> <p>(ア) 略</p>

修正後	修正前
<p>⑦ (イ) <u>食料</u>、飲料水等生命維持に必要な物資 (ウ)～(エ) 略 ウ 略 2～4 略</p> <p>⑦ 5 緊急通行（輸送）車両の確認 (1) あらかじめ緊急通行（輸送）車両の事前届出により「<u>事前届出済証</u>」の交付及び<u>確認証明書の事前の交付</u>を受けている市所有車両について、大和警察署（若しくは県警察本部、<u>交通部三隊、県災害対策課、各地域県政総合センター、交通検問所</u>においても受けることができる。）に緊急通行（輸送）車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する<u>確認標章</u>の交付を受け、車両に配置する。 なお、事前届出のない車両を緊急通行（輸送）車両として使用するときは、緊急通行（輸送）車両確認申請を速やかに提出し、標章及び証明書の交付を受けて使用する。 (2) 略 6 略</p>	<p>(イ) <u>食糧</u>、飲料水等生命維持に必要な物資 (ウ)～(エ) 略 ウ 略 2～4 略</p> <p>5 緊急通行（輸送）車両の確認 (1) あらかじめ緊急通行（輸送）車両の事前届出により「届出済証」を受けている市所有車両について、大和警察署（若しくは県警察本部、交通検問所においても受けることができる。）に緊急通行（輸送）車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受け、車両に配置する。 なお、事前届出のない車両を緊急通行（輸送）車両として使用するときは、緊急通行（輸送）車両確認申請を速やかに提出し、標章及び証明書の交付を受けて使用する。 (2) 略 6 略</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>⑦ 第14節 医療及び助産対策</p> <p>災害によって多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の一時的混乱によりその機能が停止したときにおいて、救急救護、医療、助産を実施し被災者の迅速な救護を図る。この節では、医療救護と助産をあわせて「医療救護」という。</p> <p>これらの医療救護に伴う初動医療体制、搬送及び後方医療体制、情報連絡体制、医薬品及び資器材の確保について、それぞれ施策を定める。</p> <p>医療救護に際しては、県及び<u>災害拠点病院</u>や神奈川DMAT指定病院などの関係機関と相互に密接な連携を保ち、市医師会等との「災害時における医療活動に関する協定」に基づき実施する。災害救助法の適用後は、県に対し救護を要請する。</p> <p>1 医療救護対策</p> <p>(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は<u>災害拠点病院</u>として33箇所を指定している。そのうち県中央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が<u>災害拠点病院</u>に指定されている。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>2 医薬品、資器材の確保</p> <p>(1) 市における対応</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市は医療救護所を開設する避難生活施設等に、十分な医薬品等が供給されるまでの間に対応できる医薬品、資器材を備蓄する。</p> <p>(2) 略</p> <p>⑧</p>	<p>修正前</p> <p>第14節 医療及び助産対策</p> <p>災害によって多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の一時的混乱によりその機能が停止したときにおいて、救急救護、医療、助産を実施し被災者の迅速な救護を図る。この節では、医療救護と助産をあわせて「医療救護」という。</p> <p>これらの医療救護に伴う初動医療体制、搬送及び後方医療体制、情報連絡体制、医薬品及び資器材の確保について、それぞれ施策を定める。</p> <p>医療救護に際しては、県及び<u>災害医療拠点病院</u>や神奈川DMAT指定病院などの関係機関と相互に密接な連携を保ち、市医師会等との「災害時における医療活動に関する協定」に基づき実施する。災害救助法の適用後は、県に対し救護を要請する。</p> <p>1 医療救護対策</p> <p>(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は<u>災害医療拠点病院</u>として33箇所を指定している。そのうち県中央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が<u>災害医療拠点病院</u>に指定されている。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>2 医薬品、資器材の確保</p> <p>(1) 市における対応</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市は医療救護所を開設する避難所等に、十分な医薬品等が供給されるまでの間に対応できる医薬品、資器材を備蓄する。</p> <p>(2) 略</p>

修正後	修正前
<p>⑥ 第15節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、<u>対策</u>、埋・火葬</p> <p>災害により行方不明あるいは死亡したと推定される者が発生したときは、捜索、収容、<u>対策</u>及び埋・火葬について各関係機関と連携をとり、遅滞なく実施し、人心の安定を図る。</p> <p>災害時において死亡していると推定される者の捜索、収容及び埋葬は市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事からの事務委任により行う。</p> <p>1 略</p> <p>⑥ 2 遺体<u>対策</u></p> <p>⑦ (1) 遺体<u>対策</u>方法</p> <p>遺体<u>対策</u>は、警察等と協力して担当部が次により行う。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 遺体の引き渡し</p> <p>市は、警察による検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。</p> <p>身元が確認できない遺体については、市が遺体<u>対策</u>及び引き取りを行う。なお、この場合、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行う。</p> <p>ク～ケ 略</p> <p>(2) 遺体<u>対策</u>の機関</p> <p>災害発生の日から10日以内。ただし、<u>内閣総理大臣</u>と協議のうえ、延長することができる。</p> <p>⑥ 3 遺体の埋・火葬</p> <p>遺体の引き取り人がない場合、又は引取人があっても災害による混乱のため遺体<u>対策</u>ができない場合、火葬及び焼骨の一時保管を応急的に実施する。</p>	<p>第15節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、<u>処理</u>、埋・火葬</p> <p>災害により行方不明あるいは死亡したと推定される者が発生したときは、捜索、収容、<u>処理</u>及び埋・火葬について各関係機関と連携をとり、遅滞なく実施し、人心の安定を図る。</p> <p>災害時において死亡していると推定される者の捜索、収容及び埋葬は市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事からの事務委任により行う。</p> <p>1 略</p> <p>2 遺体<u>処理</u></p> <p>(1) 遺体<u>処理</u>方法</p> <p>遺体<u>処理</u>は、警察等と協力して担当部が次により行う。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 遺体の引き渡し</p> <p>市は、警察による検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。</p> <p>身元が確認できない遺体については、市が遺体<u>処理</u>及び引き取りを行う。なお、この場合、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行う。</p> <p>ク～ケ 略</p> <p>(2) 遺体<u>処理</u>の機関</p> <p>災害発生の日から10日以内。ただし、<u>厚生労働大臣</u>と協議のうえ、延長することができる。</p> <p>3 遺体の埋・火葬</p> <p>遺体の引き取り人がない場合、又は引取人があっても災害による混乱のため遺体<u>処理</u>ができない場合、火葬及び焼骨の一時保管を応急的に実施する。</p>

修正後	修正前																																																												
<p>⑦ (1)～(3)略 (4) 災害発生の日から10日以内。ただし、<u>内閣総理大臣</u>と協議のうえ、延長することができる。</p> <p>⑧ (5) 埋・火葬の場所</p> <table border="1" data-bbox="217 399 1113 633"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼骨の一時保管</td> <td>各寺院</td> <td>市内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和市無縁納骨堂</td> <td>大和市柳橋五丁目1番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火 葬</td> <td>大和斎場</td> <td>大和市西鶴間八丁目10番8号</td> <td>264-5566</td> </tr> </tbody> </table> <p>第16節 応急給水対策 1～4 略</p> <p>⑧ 5 応急給水活動 (1) 給水所の指定 給水は、市があらかじめ指定した給水所、原則として医療救護所、医療機関、福祉施設、<u>避難生活施設</u>において行う集中給水方式とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示するとともに、県営水道並びに大和市管工事協同組合等に対し通知する。</p> <p>(2) 水源の確保 ア 県営水道の災害用指定配水池 【大和市周辺の県営水道の配水池】</p> <table border="1" data-bbox="165 1259 1102 1422"> <thead> <tr> <th>配水池</th> <th>所 在 地</th> <th>有効容量</th> <th>確保水量</th> <th>所管水道営業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和配水池</td> <td>大和市上草柳1846番地</td> <td>20,000m³</td> <td>11,000m³</td> <td>大和水道営業所</td> </tr> <tr> <td>上今泉配水池</td> <td>海老名市上今泉四丁目22番</td> <td>19,020m³</td> <td>8,550m³</td> <td>海老名水道営業所</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号	焼骨の一時保管	各寺院	市内		大和市無縁納骨堂	大和市柳橋五丁目1番		火 葬	大和斎場	大和市西鶴間八丁目10番8号	264-5566	配水池	所 在 地	有効容量	確保水量	所管水道営業所	大和配水池	大和市上草柳1846番地	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所	上今泉配水池	海老名市上今泉四丁目22番	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所	<p>(1)～(3)略 (4) 災害発生の日から10日以内。ただし、<u>厚生労働大臣</u>と協議のうえ、延長することができる。</p> <p>(5) 埋・火葬の場所</p> <table border="1" data-bbox="1256 399 2159 633"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼骨の一時保管</td> <td>各寺院</td> <td>市内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和市無縁納骨堂</td> <td>大和市柳橋5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火 葬</td> <td>大和斎場</td> <td>大和市西鶴間8-10-8</td> <td>264-5566</td> </tr> </tbody> </table> <p>第16節 応急給水対策 1～4 略</p> <p>5 応急給水活動 (1) 給水所の指定 給水は、市があらかじめ指定した給水所、原則として医療救護所、医療機関、福祉施設、指定避難所において行う集中給水方式とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示するとともに、県営水道並びに大和市管工事協同組合等に対し通知する。</p> <p>(2) 水源の確保 ア 県営水道の災害用指定配水池 【大和市周辺の県営水道の配水池】</p> <table border="1" data-bbox="1205 1259 2145 1422"> <thead> <tr> <th>配水池</th> <th>所 在 地</th> <th>有効容量</th> <th>確保水量</th> <th>所管水道営業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和配水池</td> <td>大和市上草柳1846</td> <td>20,000m³</td> <td>11,000m³</td> <td>大和水道営業所</td> </tr> <tr> <td>上今泉配水池</td> <td>海老名市上今泉4-22</td> <td>19,020m³</td> <td>8,550m³</td> <td>海老名水道営業所</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号	焼骨の一時保管	各寺院	市内		大和市無縁納骨堂	大和市柳橋5-1		火 葬	大和斎場	大和市西鶴間8-10-8	264-5566	配水池	所 在 地	有効容量	確保水量	所管水道営業所	大和配水池	大和市上草柳1846	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所	上今泉配水池	海老名市上今泉4-22	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所
区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号																																																										
焼骨の一時保管	各寺院	市内																																																											
	大和市無縁納骨堂	大和市柳橋五丁目1番																																																											
火 葬	大和斎場	大和市西鶴間八丁目10番8号	264-5566																																																										
配水池	所 在 地	有効容量	確保水量	所管水道営業所																																																									
大和配水池	大和市上草柳1846番地	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所																																																									
上今泉配水池	海老名市上今泉四丁目22番	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所																																																									
区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号																																																										
焼骨の一時保管	各寺院	市内																																																											
	大和市無縁納骨堂	大和市柳橋5-1																																																											
火 葬	大和斎場	大和市西鶴間8-10-8	264-5566																																																										
配水池	所 在 地	有効容量	確保水量	所管水道営業所																																																									
大和配水池	大和市上草柳1846	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所																																																									
上今泉配水池	海老名市上今泉4-22	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所																																																									

修正後	修正前
<p>イ～ウ 略</p> <p>エ <u>避難生活施設</u>のプール・井戸水 各<u>避難生活施設</u>に整備されているプールの水は、ろ水機を活用して、生活用水として使用する。<u>避難生活施設</u>に井戸が整備されている場合も同様に井戸水を使用する。</p> <p>⑥ オ 井戸水（個人保有井戸、農業用深井戸、企業用深井戸） 原則的に生活用水として使用する。<u>（削除）</u></p> <p>カ 略 （3）～（4）略</p> <p>⑦ 第17節 <u>食料供給対策</u> 災害により市民が<u>食料</u>や自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対して<u>食料</u>の応急供給を行う。 <u>食料</u>の供給は、被災者及び救助活動に従事する者の年齢、体調等を考慮して品目を決定し、適切な応急供給を行う</p> <p>1 給食需要の把握 （1）<u>食料</u>の応急供給 ア 略 イ 応急供給対象者 （ア）<u>避難している者</u> （イ）～（カ）略 ウ 略</p>	<p>イ～ウ 略</p> <p>エ <u>学校</u>のプール・井戸水 各<u>学校</u>に整備されているプールの水は、ろ水機を活用して、生活用水として使用する。<u>学校</u>に井戸が整備されている場合も同様に井戸水を使用する。</p> <p>オ 井戸水（個人保有井戸、農業用深井戸、企業用深井戸） 原則的に生活用水として使用する。<u>飲料水として用いる場合には事前に水質検査を実施する。</u></p> <p>カ 略 （3）～（4）略</p> <p>第17節 <u>食糧供給対策</u> 災害により市民が<u>食糧</u>や自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対して<u>食糧</u>の応急供給を行う。 <u>食糧</u>の供給は、被災者及び救助活動に従事する者の年齢、体調等を考慮して品目を決定し、適切な応急供給を行う</p> <p>1 給食需要の把握 （1）<u>食糧</u>の応急供給 ア 略 イ 応急供給対象者 （ア）<u>避難所に収容された者</u> （イ）～（カ）略 ウ 略</p>

修正後	修正前																																														
<p>⑦ 2 給食能力の把握</p> <p>(1) 給食関係施設の被害状況の把握</p> <p>ア <u>食料</u>集積センターにおける給食施設（給食調理場）について、炊き出し可能かどうかを把握する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 市備蓄・業者調達可能量の把握</p> <p>【市が備蓄する<u>食料</u>】</p> <p>【<u>食料</u>・米穀等を取り扱う業者】</p> <table border="1" data-bbox="129 587 1070 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>株式会社ゼンショー</td> <td>東京都港区港南二丁目 18 番 1 号</td> <td>03-6833-1600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米穀</td> <td>北相米穀株式会社</td> <td>相模原市中央区清新六丁目 15 番 13 号</td> <td>042-772-7311</td> </tr> <tr> <td>木徳神糧株式会社</td> <td>東京都千代田区神田小川町二丁目 8 号</td> <td>03-3233-5121</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食料 ・ 米</td> <td>生活協同組合コープかながわ</td> <td rowspan="3">横浜市港北区新横浜二丁目 5 番 11 号</td> <td>045-472-7911</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合連合会ユーコープ</td> <td>045-472-0011</td> </tr> <tr> <td>事業連合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 応急供給の方針</p> <p>(1) 応急供給品目</p> <p>応急供給品目は、市が調達する米穀及び備蓄する保存<u>食料</u>と、協定締結事業者や自治体等から供給される各種<u>食料</u>とし、特に乳幼児や高齢者等に対しては年齢や健康状態等に配慮して決定すること。</p>		名 称	所 在 地	電話番号	食料	株式会社ゼンショー	東京都港区港南二丁目 18 番 1 号	03-6833-1600	米穀	北相米穀株式会社	相模原市中央区清新六丁目 15 番 13 号	042-772-7311	木徳神糧株式会社	東京都千代田区神田小川町二丁目 8 号	03-3233-5121	食料 ・ 米	生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜二丁目 5 番 11 号	045-472-7911	生活協同組合連合会ユーコープ	045-472-0011	事業連合		<p>2 給食能力の把握</p> <p>(1) 給食関係施設の被害状況の把握</p> <p>ア <u>食糧</u>集積センターにおける給食施設（給食調理場）について、炊き出し可能かどうかを把握する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 市備蓄・業者調達可能量の把握</p> <p>【市が備蓄する<u>食糧</u>】</p> <p>【<u>食糧</u>・米穀等を取り扱う業者】</p> <table border="1" data-bbox="1169 587 2042 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食糧</td> <td>株式会社ゼンショー</td> <td>東京都港区港南 2-18-1</td> <td>045-316-6996</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米穀</td> <td>北相米穀株式会社</td> <td>相模原市中央区清新 6-15-13</td> <td>0427-72-7311</td> </tr> <tr> <td>木徳神糧株式会社</td> <td>東京都江戸川区西瑞江 2-14-6</td> <td>045-621-5844</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食糧 ・ 米</td> <td>生活協同組合コープかながわ</td> <td rowspan="3">横浜市港北区新横浜 2-5-11</td> <td>045-472-7911</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合連合会ユーコープ</td> <td>045-472-0011</td> </tr> <tr> <td>事業連合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 応急供給の方針</p> <p>(1) 応急供給品目</p> <p>応急供給品目は、市が調達する米穀及び備蓄する保存<u>食糧</u>と、協定締結事業者や自治体等から供給される各種<u>食糧</u>とし、特に乳幼児や高齢者等に対しては年齢や健康状態等に配慮して決定すること。</p>		名 称	所 在 地	電話番号	食糧	株式会社ゼンショー	東京都港区港南 2-18-1	045-316-6996	米穀	北相米穀株式会社	相模原市中央区清新 6-15-13	0427-72-7311	木徳神糧株式会社	東京都江戸川区西瑞江 2-14-6	045-621-5844	食糧 ・ 米	生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜 2-5-11	045-472-7911	生活協同組合連合会ユーコープ	045-472-0011	事業連合	
	名 称	所 在 地	電話番号																																												
食料	株式会社ゼンショー	東京都港区港南二丁目 18 番 1 号	03-6833-1600																																												
米穀	北相米穀株式会社	相模原市中央区清新六丁目 15 番 13 号	042-772-7311																																												
	木徳神糧株式会社	東京都千代田区神田小川町二丁目 8 号	03-3233-5121																																												
食料 ・ 米	生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜二丁目 5 番 11 号	045-472-7911																																												
	生活協同組合連合会ユーコープ		045-472-0011																																												
	事業連合																																														
	名 称	所 在 地	電話番号																																												
食糧	株式会社ゼンショー	東京都港区港南 2-18-1	045-316-6996																																												
米穀	北相米穀株式会社	相模原市中央区清新 6-15-13	0427-72-7311																																												
	木徳神糧株式会社	東京都江戸川区西瑞江 2-14-6	045-621-5844																																												
食糧 ・ 米	生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜 2-5-11	045-472-7911																																												
	生活協同組合連合会ユーコープ		045-472-0011																																												
	事業連合																																														

修正後				修正前			
(2) 応急供給の数量				(2) 応急供給の数量			
供給対象	1食当り精米換算供給限度量	供給方法	備考	供給対象	1食当り精米換算供給限度量	供給方法	備考
被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g/食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食料の供給に関して、知事に供給を要請する。	被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g/食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食糧の供給に関して、知事に供給を要請する。
被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g/食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（応急用米穀）の数量等を農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に要請する。	被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g/食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（応急用米穀）の数量等を農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に要請する。
災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g/食の範囲内			災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g/食の範囲内		

修正後	修正前
<p>⑦ 4 給食活動の実施</p> <p>(1) <u>食料</u>等の調達</p> <p>ア 米穀</p> <p>(ア) <u>食料</u>確保担当部は、給食活動の必要が生じたときは、速やかに把握した量を小売業又は卸売業者の保有分により調達する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ パン缶、アルファ米等</p> <p>炊き出しに至るまでの応急<u>食料</u>として、市備蓄のもので対応する</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 供給<u>食料</u>の受け入れ</p> <p>県から供給される<u>食料</u>は、総合防災センター及び県広域防災活動拠点で受け入れる。</p> <p>(総合防災センター)</p> <p>厚木市下津古久 280 番地</p> <p>(本市に対する広域防災活動拠点)</p> <p>相模原市中央区弥栄三丁目 1 番 8 号 県立弥栄高等学校</p> <p>⑦ (2) <u>食料</u>等の輸送</p> <p>⑧ <u>食料</u>確保担当部は、市が調達する<u>食料</u>及び県から給付を受けた<u>食料</u>を食料集積センターに集め、緊急輸送車両で、<u>避難生活施設</u>等の供給地へ輸送する。</p> <p>災害の状況によっては、調達先からの配給地への直接輸送や、調達先の業者による直接輸送等を考慮し実施する。</p>	<p>4 給食活動の実施</p> <p>(1) <u>食糧</u>等の調達</p> <p>ア 米穀</p> <p>(ア) <u>食糧</u>確保担当部は、給食活動の必要が生じたときは、速やかに把握した量を小売業又は卸売業者の保有分により調達する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ パン缶、アルファ米等</p> <p>炊き出しに至るまでの応急<u>食糧</u>として、市備蓄のもので対応する</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 供給<u>食糧</u>の受け入れ</p> <p>県から供給される食糧は、総合防災センターおよび県広域防災活動拠点で受け入れる。</p> <p>(総合防災センター)</p> <p>厚木市下津古久 280</p> <p>(本市に対する広域防災活動拠点)</p> <p>相模原市中央区弥栄 3-1-8 県立弥栄高等学校</p> <p>(2) <u>食糧</u>等の輸送</p> <p><u>食糧</u>確保担当部は、市が調達する食糧及び県から給付を受けた食糧を食糧集積センターに集め、緊急輸送車両で、<u>指定避難所</u>等の供給地へ輸送する。</p> <p>災害の状況によっては、調達先からの配給地への直接輸送や、調達先の業者による直接輸送等を考慮し実施する。</p>

修正後	修正前
<p>⑦ (3) 炊き出しの実施</p> <p>ア 米飯の炊き出しは、原則として<u>食料</u>集積センターの給食共同調理場施設を使用する。</p> <p>イ 炊き出しの従事者は、<u>食料</u>確保担当部炊き出し担当員及び調理場職員、大規模災害時<u>食料</u>供給業務に関する協定による調理委託業者をもって充てるが、必要と認めるときは自主防災組織、地域の団体、日赤奉仕団、自衛隊、その他ボランティアの協力を得て実施する。</p> <p>(<u>食料</u>集積センター)</p> <p>北部地区 — 北部学校給食共同調理場 中部地区 — 中部学校給食共同調理場 南部地区 — 南部学校給食共同調理場</p> <p>5 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>⑦ (2) 炊き出し期間</p> <p>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、<u>内閣総理大臣</u>と協議のうえ延長することができる。</p> <p>【<u>応急食料</u>の系統図】</p>	<p>(3) 炊き出しの実施</p> <p>ア 米飯の炊き出しは、原則として<u>食糧</u>集積センターの給食共同調理場施設を使用する。</p> <p>イ 炊き出しの従事者は、<u>食糧</u>確保担当部炊き出し担当員及び調理場職員、大規模災害時<u>食糧</u>供給業務に関する協定による調理委託業者をもって充てるが、必要と認めるときは自主防災組織、地域の団体、日赤奉仕団、自衛隊、その他ボランティアの協力を得て実施する。</p> <p>(<u>食糧</u>集積センター)</p> <p>北部地区 — 北部学校給食共同調理場 中部地区 — 中部学校給食共同調理場 南部地区 — 南部学校給食共同調理場</p> <p>5 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 炊き出し期間</p> <p>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、<u>厚生労働大臣</u>と協議のうえ延長することができる。</p> <p>【<u>応急食糧</u>の系統図】</p>

修正後	修正前
<p>第18節 生活必需物資供給対策</p> <p>1～3 略</p> <p>⑧ 4 生活必需物資の調達</p> <p>備蓄物資とあらかじめ協定を締結した生活必需物資等の販売業者から調達する。ただし、市で調達が困難な場合は、県に対して支援の要請を行う。県から供給される物資は、総合防災センター及び広域防災活動拠点で受け入れる。</p> <p>調達した生活必需物資については、物資調達台帳に記入し整理する。(第2号様式)</p> <p>(総合防災センター)</p> <p>厚木市下津古久 280 番地</p> <p>(本市に対する広域防災活動拠点)</p> <p>相模原市中央区弥栄 <u>三丁目1番8号</u> 県立弥栄高等学校</p> <p>⑧ 5 生活必需物資の調達</p> <p>生活必需物資確保担当部は、市が調達する生活必需物資及び県から給付を受けた生活必需物資を生活必需物資集積センターに集め、緊急輸送車両で<u>避難生活施設</u>等の供給地に輸送する。</p> <p>災害の状況によっては、調達先から配給地への直接輸送や、調達先の業者による直接輸送等を考慮し実施する。供給を行った生活必需物資については、物資供給状況書に記入し整理する。(第1号様式)</p> <p>⑦ 6 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害発生の日から10日以内とする。ただし<u>内閣総理大臣</u>と協議のうえ延長することができる。</p>	<p>第18節 生活必需物資供給対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 生活必需物資の調達</p> <p>備蓄物資とあらかじめ協定を締結した生活必需物資等の販売業者から調達する。ただし、市で調達が困難な場合は、県に対して支援の要請を行う。県から供給される物資は、総合防災センター及び広域防災活動拠点で受け入れる。</p> <p>調達した生活必需物資については、物資調達台帳に記入し整理する。(第2号様式)</p> <p>(総合防災センター)</p> <p>厚木市下津古久 280</p> <p>(本市に対する広域防災活動拠点)</p> <p>相模原市中央区弥栄 <u>3-1-8</u> 県立弥栄高等学校</p> <p>5 生活必需物資の調達</p> <p>生活必需物資確保担当部は、市が調達する生活必需物資及び県から給付を受けた生活必需物資を生活必需物資集積センターに集め、緊急輸送車両で<u>指定避難所</u>等の供給地に輸送する。</p> <p>災害の状況によっては、調達先から配給地への直接輸送や、調達先の業者による直接輸送等を考慮し実施する。供給を行った生活必需物資については、物資供給状況書に記入し整理する。(第1号様式)</p> <p>6 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害発生の日から10日以内とする。ただし<u>厚生労働大臣</u>と協議のうえ延長することができる。</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>第19節 生活確保対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急危険度判定</p> <p>⑧ (1) 活動の内容</p> <p>被災した建築物（一般住宅を含む。）が、引き続き安全に使用できるか否かを所有者等に対して判定標識等によって知らせることにより、被災建築物の二次的災害の防止に努める。</p> <p>判定は、防災基幹施設、<u>避難生活施設</u>、公共施設等を優先して行い、一般住宅等の建築物へ移行する。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理</p> <p>(1) 略</p> <p>⑦ (2) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 着工、完成の期間</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 着工期間の延長は、大震災等で20日以内に着工できない場合は、事前に<u>内閣総理大臣</u>と協議のうえ必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>オ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>5 略</p>	<p>第19節 生活確保対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急危険度判定</p> <p>(1) 活動の内容</p> <p>被災した建築物（一般住宅を含む。）が、引き続き安全に使用できるか否かを所有者等に対して判定標識等によって知らせることにより、被災建築物の二次的災害の防止に努める。</p> <p>判定は、防災基幹施設、<u>指定避難所</u>、公共施設等を優先して行い、一般住宅等の建築物へ移行する。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 着工、完成の期間</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 着工期間の延長は、大震災等で20日以内に着工できない場合は、事前に<u>厚生労働大臣</u>と協議のうえ必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>オ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>5 略</p>

	修正前
<p>⑤ 6 防疫及び保健衛生</p> <p>災害により感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、被災地域の環境衛生保持の万全と健康維持を期するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。</p> <p>活動に際しては、市単独では困難なため、<u>厚木保健福祉事務所大和センター</u>等関係機関に協力を要請し、適切に進める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保健衛生</p> <p>ア 衛生活動</p> <p>(ア) 被災者に対する衛生指導</p> <p><u>厚木保健福祉事務所大和センターと連携して被災地、特に避難所等においては、生活環境を確保するため、被災住民等に対して常に良好な衛生状態を保つように、衛生管理、消毒、手洗いの励行等を指導する。また必要に応じて、食中毒を防止するため、必要な措置を県に依頼する。加えて、避難の長期化等の必要に応じて、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、ごみ処理の状況など、衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</u></p> <p>7 略</p> <p>⑥ 8 <u>ペットの管理</u></p> <p>(1) <u>飼主の義務</u></p> <p><u>ペットは、原則として動物飼育者が管理を行う。飼主は、災害時に備えて、ペットのしつけ、健康管理、迷子にならないための対策、ペット用の避難用品、備蓄品の確保等の対策を行う。</u></p>	<p>6 防疫及び保健衛生</p> <p>災害により感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、被災地域の環境衛生保持の万全と健康維持を期するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。</p> <p>活動に際しては、市単独では困難なため、<u>保健福祉事務所</u>等関係機関に協力を要請し、適切に進める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保健衛生</p> <p>ア 衛生活動</p> <p>(ア) 被災者に対する衛生指導</p> <p><u>保健福祉事務所と連携して被災地、特に避難所等においては、生活環境を確保するため、被災住民等に対して常に良好な衛生状態を保つように、衛生管理、消毒、手洗いの励行等を指導する。また必要に応じて、食中毒を防止するため、必要な措置を県に依頼する。加えて、避難の長期化等の必要に応じて、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、ごみ処理の状況など、衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>飼育動物（ペット）の管理</u></p> <p><u>飼育動物は、原則として動物飼育者が管理を行う。市は、災害時に備えてペットの飼主が平常時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難所におけるペットのためのスペース確保に努める。</u></p> <p><u>市は、被災地における飼育動物の保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。</u></p>

修正後	修正前
<p>⑧</p> <p>(2) 市の取り組み</p> <p>ア 感染症等の予防</p> <p>市は、被災地におけるペットの保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。</p> <p>イ 避難生活施設</p> <p>市は、災害時に備えてペットの飼主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難生活施設におけるペットのためのスペース確保に努める。</p> <p>9 略</p> <p>10 災害相談・広聴対策</p> <p>(1) 災害相談</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相談業務の内容</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難生活</u>、<u>救援食料</u>・水・生活必需品等の問い合わせ</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>9 略</p> <p>10 災害相談・広聴対策</p> <p>(1) 災害相談</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相談業務の内容</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難所生活</u>、<u>救援食糧</u>・水・生活必需品等の問い合わせ</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>

修正後	修正前
<p>第20節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）</p> <p>1～2 略</p> <p>⑤ 3 電気施設応急対策</p> <p>地震災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い電気供給施設としての機能を維持する。</p> <p style="text-align: center;">（東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社）</p> <p>4 略</p> <p>5 電話（通信）施設等応急対応</p> <p>《電話（通信）の確保》 略</p> <p>《電話（通信）の応急措置》</p> <p>（1）略</p> <p>（2）応急措置</p> <p>ア～イ 略</p> <p>⑥ ⑧ ウ <u>罹災者が利用する避難生活施設</u>に特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>（3）略</p> <p>6 略</p>	<p>第20節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 電気施設応急対策</p> <p>地震災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い電気供給施設としての機能を維持する。</p> <p style="text-align: center;">（東京電力相模原支社）</p> <p>4 略</p> <p>5 電話（通信）施設等応急対応</p> <p>《電話（通信）の確保》 略</p> <p>《電話（通信）の応急措置》</p> <p>（1）略</p> <p>（2）応急措置</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>り災者が利用する避難所</u>に特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>（3）略</p> <p>6 略</p>

修正後	修正前
<p>第21節 文教対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急教育対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>⑦ (4) 学用品の<u>給与</u></p> <p>ア 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づき学用品の<u>給与</u>を行う。</p> <p>同法が適用されない場合には、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた<u>給与</u>を行う。</p> <p>この場合、市教育委員会は、調達及び支給にあたっては校長と協議する。</p> <p>イ <u>給与</u>の期間</p> <p>被災した児童等に対する学用品の<u>給与</u>は、教科書及び教材については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了する。</p> <p>⑦ (5) 給食</p> <p>⑧ ア 給食の実施方法</p> <p>学校施設を<u>避難生活施設</u>として使用した場合、給食調理場等給食施設は、応急炊き出し給食用施設として利用され、通常給食施設としての使用ができなくなる。したがって、児童等の給食は、災害時の応急炊き出し用<u>食料</u>と同様な配給を受け、給食を実施する。</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>第21節 文教対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急教育対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学用品の<u>支給</u></p> <p>ア 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づき学用品の<u>給与</u>を行う。</p> <p>同法が適用されない場合には、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた<u>支給</u>を行う。</p> <p>この場合、市教育委員会は、調達及び支給にあたっては校長と協議する。</p> <p>イ <u>支給</u>の期間</p> <p>被災した児童等に対する学用品の<u>給与</u>は、教科書及び教材については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了する。</p> <p>(5) 給食</p> <p>ア 給食の実施方法</p> <p>学校施設を<u>避難所</u>として使用した場合、給食調理場等給食施設は、応急炊き出し給食用施設として利用され、通常給食施設としての使用ができなくなる。したがって、児童等の給食は、災害時の応急炊き出し用<u>食糧</u>と同様な配給を受け、給食を実施する。</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>第22節 略</p> <p>第23節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>⑧ 2 要配慮者への生活支援</p> <p>市は、要配慮者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>避難生活施設等の運営</u></p> <p>ア 要配慮者に配慮したうえで<u>避難生活施設等の運営</u>に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供するよう努める。</p> <p>イ 女性に配慮した<u>避難生活施設等運営</u>を行うため、避難生活施設運営委員会には複数の女性を参加させるように努める。</p> <p>ウ 女性や乳幼児に配慮した、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努める。生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮して<u>避難生活施設等</u>を運営する。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>修正前</p> <p>第22節 略</p> <p>第23節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 要配慮者への生活支援</p> <p>市は、要配慮者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>避難所の運営</u></p> <p>ア 要配慮者に配慮したうえで<u>避難所の運営</u>に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供するよう努める。</p> <p>イ 女性に配慮した<u>避難所運営</u>を行うため、避難生活施設運営委員会には複数の女性を参加させるように努める。</p> <p>ウ 女性や乳幼児に配慮した、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努める。生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮して<u>避難所</u>を運営する。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>

修正後	修正前
<p>⑥ 第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 復旧・復興に関する調査</p> <p>1～3 略</p> <p>4 生活再建支援に係る調査</p> <p>(1) <u>罹災</u>証明用住宅被災状況調査</p> <p>市は、災害見舞金を支給するために必要な<u>罹災</u>証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、<u>罹災</u>証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>第4節～第10節 略</p> <p>第11節 市税の減免等</p> <p><u>罹災</u>した納税義務者に対して、大和州市税条例等の規定により減免等の措置を講じる。</p> <p>1～2 略</p>	<p>第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 復旧・復興に関する調査</p> <p>1～3 略</p> <p>4 生活再建支援に係る調査</p> <p>(1) <u>り災</u>証明用住宅被災状況調査</p> <p>市は、災害見舞金を支給するために必要なり<u>り災</u>証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、<u>り災</u>証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>第4節～第10節 略</p> <p>第11節 市税の減免等</p> <p><u>り災</u>した納税義務者に対して、大和州市税条例等の規定により減免等の措置を講じる。</p> <p>1～2 略</p>

修正後	修正前
<p>⑥ 第12節 <u>罹災</u>証明書の発行</p> <p><u>罹災証明は、災害対策基本法第九十条の二に基づき、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものである。災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うに当たって必要となるため、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。</u></p> <p>1 発行手続き</p> <p>(1) 被害調査の実施</p> <p>市は、<u>罹災</u>証明書の発行に先立ち住民基本台帳を利用するなどして、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。<u>罹災証明が、被災者支援を実施するうえで重要な役割を果たすことから、協定先自治体等から必要な人員を確保して遅滞なく調査を実施する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>罹災</u>証明書の発行事務</p> <p>市は、被災者の「<u>罹災</u>証明書」発行申請を受けた場合に、上記被災者台帳で被害状況を確認し、発行できるよう、必要な人員を確保する。また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行も行う。</p> <p>2 証明の範囲</p> <p><u>罹災</u>証明書を発行する<u>被害</u>の種類は、次のものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>3 <u>罹災</u>証明発行の実施に関する広報</p> <p>市本部は、<u>罹災</u>証明の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。<u>罹災証明を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、担当部との連携を図る。また、応急危険度判定との違いについて説明する。</u></p>	<p>第12節 <u>り災</u>証明書の発行</p> <p><u>り災証明は、災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うに当たって必要となるため、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。</u></p> <p>1 発行手続き</p> <p>(1) 被害調査の実施</p> <p>市は、<u>り災</u>証明書の発行に先立ち住民基本台帳を利用するなどして、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。<u>り災証明が、被災者支援を実施するうえで重要な役割を果たすことから、協定先自治体等から必要な人員を確保して遅滞なく調査を実施する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>り災</u>証明書の発行事務</p> <p>市は、被災者の「<u>り災</u>証明書」発行申請を受けた場合に、上記被災者台帳で被害状況を確認し、発行できるよう、必要な人員を確保する。また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行も行う。</p> <p>2 証明の範囲</p> <p><u>り災</u>証明書を発行する<u>災害</u>の種類は、次のものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>3 <u>り災</u>証明発行の実施に関する広報</p> <p>市本部は、<u>り災</u>証明の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。<u>り災証明を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、担当部との連携を図る。また、応急危険度判定との違いについて説明する。</u></p>

修正後	修正前
<p>⑦ 第13節 市民生活安定のための措置</p> <p>1～5 略</p> <p>6 応急金融対策の実施</p> <p>(1) 日本銀行横浜支店の措置</p> <p>ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p><u>(ア) 通貨の円滑な供給の確保</u></p> <p><u>日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずるなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</u></p> <p><u>なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(イ) 輸送、通信手段の確保</u></p> <p><u>日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 通貨及び金融の調節</u></p> <p><u>日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。</u></p> <p><u>イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u></p> <p><u>(ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置</u></p> <p><u>日本銀行横浜支店は、災害発生時において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。</u></p>	<p>第13節 市民生活安定のための措置</p> <p>1～5 略</p> <p>6 応急金融対策の実施</p> <p>(1) 日本銀行横浜支店の措置</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p><u>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、補助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</u></p> <p>イ 輸送、通信手段の確保</p> <p><u>被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</u></p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保</p> <p><u>関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始ができるようあつ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関相互の申し合わせなどにより、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。</u></p> <p><u>日本銀行は、災害の状況に応じ、必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。</u></p>

修正後	修正前
<p><u>(イ) 資金の貸付け</u> 日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。</p> <p><u>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> 日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。 日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じて、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。</p> <p><u>エ 金融機関による金融措置の実施に係る要請</u> 関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。</p> <p><u>(ア) 災害関係の融資に関する措置</u> 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。</p> <p><u>(イ) 預金の払戻及び中途解約に関する措置</u> 預金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻に応ずること。 また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。</p> <p><u>(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置</u> 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。 災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。</p>	<p><u>エ 金融機関による非常金融措置の実施</u> 被災地の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置として、あっ旋、指導を行う。</p> <p><u>(ア) 預金通帳等を滅(紛)失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払い戻しの取り扱いを行うこと。</u></p> <p><u>(イ) 被災地に対して定期預金、定期積立金等の期限前払い戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別扱いを行うこと。</u></p> <p><u>(ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。</u></p> <p><u>(エ) 損傷日銀行券、貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</u></p> <p><u>(オ) 各種金融措置に関する広報</u> 上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。</p>

修正後	修正前
<p>(エ) <u>損傷した紙幣や貨幣に関する措置</u> <u>損傷した紙幣や貨幣の引換えに应ずること。</u></p> <p>(オ) <u>営業停止等における対応に関する措置</u> <u>営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>オ <u>各種措置に関する広報</u> <u>関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、上記災害応急対策について、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。</u></p> <p>第14節 略</p>	<p>第14節 略</p>

修正後	修正前																
<p>第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>1～2 略</p> <p>⑦ 3 東海地震に関連する情報</p> <table border="1" data-bbox="129 395 1055 1015"> <thead> <tr> <th>情報の区分</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震 に関連する 調査情報 (臨時)</td> <td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表するもの。</td> </tr> <tr> <td>東海地震 注意情報</td> <td>観測された現象が、東海地震の前兆である可能性が高いものと認められた場合に発表する情報で、おおむね2箇所の<u>ひずみ計</u>における有意な変化が、<u>プレスリップである可能性が高まったと認められた場合</u>などに発表するもの。</td> </tr> <tr> <td>東海地震 予知情報</td> <td>東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表する情報で、おおむね3箇所の<u>ひずみ計</u>における有意な変化が、<u>プレスリップによるものと認められた場合</u>などに発表するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 略</p>	情報の区分	情報の内容	東海地震 に関連する 調査情報 (臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表するもの。	東海地震 注意情報	観測された現象が、東海地震の前兆である可能性が高いものと認められた場合に発表する情報で、おおむね2箇所の <u>ひずみ計</u> における有意な変化が、 <u>プレスリップである可能性が高まったと認められた場合</u> などに発表するもの。	東海地震 予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表する情報で、おおむね3箇所の <u>ひずみ計</u> における有意な変化が、 <u>プレスリップによるものと認められた場合</u> などに発表するもの。	<p>第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>1～2 略</p> <p>3 東海地震に関連する情報</p> <table border="1" data-bbox="1169 395 2094 975"> <thead> <tr> <th>情報の区分</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震 に関連する 調査情報 (臨時)</td> <td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表するもの。</td> </tr> <tr> <td>東海地震 注意情報</td> <td>観測された現象が、東海地震の前兆である可能性が高いものと認められた場合に発表する情報で、おおむね2箇所の<u>歪み計</u>における有意な変化が、<u>プレスリップによるものと認められる場合</u>などに発表するもの。</td> </tr> <tr> <td>東海地震 予知情報</td> <td>東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表する情報で、おおむね3箇所の<u>歪み計</u>における有意な変化が、<u>プレスリップによるものと認められる場合</u>などに発表するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 略</p>	情報の区分	情報の内容	東海地震 に関連する 調査情報 (臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表するもの。	東海地震 注意情報	観測された現象が、東海地震の前兆である可能性が高いものと認められた場合に発表する情報で、おおむね2箇所の <u>歪み計</u> における有意な変化が、 <u>プレスリップによるものと認められる場合</u> などに発表するもの。	東海地震 予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表する情報で、おおむね3箇所の <u>歪み計</u> における有意な変化が、 <u>プレスリップによるものと認められる場合</u> などに発表するもの。
情報の区分	情報の内容																
東海地震 に関連する 調査情報 (臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表するもの。																
東海地震 注意情報	観測された現象が、東海地震の前兆である可能性が高いものと認められた場合に発表する情報で、おおむね2箇所の <u>ひずみ計</u> における有意な変化が、 <u>プレスリップである可能性が高まったと認められた場合</u> などに発表するもの。																
東海地震 予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表する情報で、おおむね3箇所の <u>ひずみ計</u> における有意な変化が、 <u>プレスリップによるものと認められた場合</u> などに発表するもの。																
情報の区分	情報の内容																
東海地震 に関連する 調査情報 (臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表するもの。																
東海地震 注意情報	観測された現象が、東海地震の前兆である可能性が高いものと認められた場合に発表する情報で、おおむね2箇所の <u>歪み計</u> における有意な変化が、 <u>プレスリップによるものと認められる場合</u> などに発表するもの。																
東海地震 予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表する情報で、おおむね3箇所の <u>歪み計</u> における有意な変化が、 <u>プレスリップによるものと認められる場合</u> などに発表するもの。																

修正後	修正前
<p>第3節 大和市の対応</p> <p>1～7 略</p> <p>8 生活関連対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>⑦ (5) <u>食料</u>等生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者に対して、必要な要請・指導等を行う。</p> <p>9～12 略</p> <p>第4節 略</p>	<p>第3節 大和市の対応</p> <p>1～7 略</p> <p>8 生活関連対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>食糧</u>等生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者に対して、必要な要請・指導等を行う。</p> <p>9～12 略</p> <p>第4節 略</p>

	修正後	修正前
⑧	<p>第5節 市民への周知</p> <p>1～2 略</p> <p>3 広報手段</p> <p>広報は、防災行政無線、地震防災信号、広報車、FM やまと、J:COM チャンネル、インターネット等（市ホームページ、<u>やまと PS</u> メール、緊急速報メール、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス）、本市の保有する手段及び協力を得られる各機関等のあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。</p> <p>なお、政府及び神奈川県では、報道機関の協力を得て実施することとなっている。</p>	<p>第5節 市民への周知</p> <p>1～2 略</p> <p>3 広報手段</p> <p>広報は、防災行政無線、地震防災信号、広報車、FM やまと、J:COM チャンネル、インターネット等（市ホームページ、PS メール、緊急速報メール、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス）、本市の保有する手段及び協力を得られる各機関等のあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。</p> <p>なお、政府及び神奈川県では、報道機関の協力を得て実施することとなっている。</p>
⑥	<p>第6節 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策</p> <p>1 略</p> <p>2 関係機関の措置</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 本市</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一時滞在施設の開設、隣接市の避難施設</p> <p>帰宅困難者に対して、一時滞在施設（<u>やまと芸術文化ホール</u>、林間を除く各学習センター及び草柳小学校、並びに協定締結先の市内事業所）を開設し保護する。</p> <p>さらに、隣接市の協力を得て、隣接市が開設する避難施設への案内も実施する。</p>	<p>第6節 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策</p> <p>1 略</p> <p>2 関係機関の措置</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 本市</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一時滞在施設の開設、隣接市の避難施設</p> <p>帰宅困難者に対して、一時滞在施設（林間を除く各学習センター及び草柳小学校、並びに協定締結先の市内事業所）を開設し保護する。</p> <p>さらに、隣接市の協力を得て、隣接市が開設する避難施設への案内も実施する。</p>
	<p>3 略</p> <p>第7節～第11節 略</p>	<p>3 略</p> <p>第7節～第11節 略</p>

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第3編 風水害対策計画編 第1章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>⑥ 第2節 都市の防災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 公園・緑地等の確保</p> <p>都市公園・緑地等は、平常時においては市民の憩いの場であるが、災害時には避難場所等として防災上重要な機能を果たす。よって、<u>防災機能を持った施設の整備・拡充を行うとともに、延焼遮断帯としての機能を有する樹木等の緑を配置するなど、避難路として機能する道路の緑化も含めて、防災空間（オープンスペース）の確保と整備に努める。</u></p> <p>また、生産緑地についても防災上貴重な資源となることから、その保全に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第3編 風水害対策計画編 第1章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 都市の防災対策</p> <p>1 略</p> <p>2 公園・緑地等の確保</p> <p>都市公園・緑地等は、平常時においては市民の憩いの場であるが、災害時には避難場所等として防災上重要な機能を果たす。よって、延焼遮断帯としての機能を有する樹木等の緑を配置するなど、避難路として機能する道路の緑化も含めて、防災空間（オープンスペース）の確保と整備に努める。</p> <p>また、生産緑地についても防災上貴重な資源となることから、その保全に努める。</p>

修正後

3 防火地域、準防火地域の指定

平成 28 年 10 月

種類	面積	対象	構造
防火地域	約 45ha	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 m ² を超えるもの	耐火建築物
		階数が 2 以下かつ延べ面積が 100 m ² 以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
準防火地域	約 879ha	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	耐火建築物
		延べ面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
		地階を除く階数が 3 であるもの	耐火建築物、準耐火建築物又は (注 1) 開口部制限木造建築物
		上記以外の木造建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分	防火構造

4～6 略

7 市街地の整備

(1)～(3) 略

(4) 不燃化の促進

火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については、建物の不燃化工事や建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。

なお、防火・準防火地域内の、大型店舗、ホテル等の不特定多数の人が集まる既存建築物については、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度を活用して必要な改善指導を行い防火の促進を図る。

8～10 略

修正前

3 防火地域、準防火地域の指定

平成 24 年 3 月

種類	面積	対象	構造
防火地域	約 45ha	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 m ² を超えるもの	耐火建築物
		階数が 2 以下かつ延べ面積が 100 m ² 以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
準防火地域	約 878ha	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	耐火建築物
		延べ面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
		地階を除く階数が 3 であるもの	耐火建築物、準耐火建築物又は (注 1) 開口部制限木造建築物
		上記以外の木造建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分	防火構造

4～6 略

7 市街地の整備

(1)～(3) 略

(4) 不燃化の促進

火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。

なお、防火・準防火地域内の、大型店舗、ホテル等の不特定多数の人が集まる既存建築物については、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度を活用して必要な改善指導を行い防火の促進を図る。

8～10 略

修正後	修正前
<p>③ 第3節 水害予防対策</p> <p>1 治水対策</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 危険箇所等の周知</p> <p>市は、県が公表する浸水想定区域、土砂災害警戒区域等をハザードマップ作成等により市民に周知し、避難体制の整備に努める。</p> <p>2 崩壊危険地の災害防止</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊区域等</p> <p>ア 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p><u>本市には、神奈川県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）」により指定する区域はない。</u></p> <p>イ 急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p><u>本市に所在する急傾斜地崩壊危険箇所は、平成14年度の県の調査においては12箇所が該当しており、その後、よう壁等の安全対策を市で講じ、現在11箇所となっている。</u></p> <p><u>これら危険箇所に対しては、防災パトロール等を実施し、必要に応じて適正な改善措置あるいは避難措置の対策を講ずる。</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域</p> <p><u>神奈川県は、土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月18日法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第七条第一項に基づき、市内41区域を土砂災害警戒区域として指定した。いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。</u></p> <p>(3) 住民等に対する措置</p> <p><u>急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、危険箇所及び避難所等の情報を提供し、災害の防止に努める。</u></p> <p>3 略</p>	<p>第3節 水害予防対策</p> <p>1 治水対策</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 危険箇所等の周知</p> <p>市は、県が公表する浸水想定区域、土砂災害危険箇所等をハザードマップ作成等により市民に周知し、避難体制の整備に努める。</p> <p>2 崩壊危険地の災害防止</p> <p>(1) 危険箇所の把握</p> <p><u>現在、本市には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地はないが、当該基準に該当する危険箇所は、平成14年度の県の調査においては12箇所が該当しており、その後、よう壁等の安全対策を市で講じ、現在11箇所となっている。</u></p> <p><u>これらの危険箇所に対しては、防災パトロール等を実施し、必要に応じて適正な改善措置あるいは避難措置の対策を講ずる。</u></p> <p>(2) 所有者等に対する措置</p> <p>危険箇所について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、危険箇所及び避難所等の情報を提供し、災害の防止に努める。</p> <p>3 略</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>③ 第4節 略 第5節 土砂災害予防対策 1 略 2 土砂災害警戒区域対策 <u>神奈川県は、土砂災害防止法第七条第1項に基づき、市域内の41区域を土砂災害警戒区域として指定した。いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。</u> <u>市は、土砂災害警戒区域ごとに、警戒避難体制を整備する。</u></p> <p>⑥ 3 警戒避難体制の整備</p> <p>第6節 危険物等の災害の予防対策 1 危険物・高圧ガス・有毒物対策 (1)～(2)略 (3) その他の危険物施設に対する予防対策 <u>その他の危険物施設（高圧ガス、毒物・劇物などを取扱う工場や各種研究機関）の事業者に対しては、県が施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練等の実施など、必要な安全対策を講じるよう指導する。</u> <u>また、都市ガスの事業者は、施設の耐震化に努めることとする。</u></p>	<p>修正前</p> <p>第4節 略 第5節 土砂災害予防対策 1 略 2 警戒避難体制の整備</p> <p>第6節 危険物等の災害の予防対策 1 危険物・高圧ガス・有毒物対策 (1)～(2)略 (3) その他の危険物施設に対する予防対策 その他の危険物施設（高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物などを取扱う工場や各種研究機関）の事業者に対しては、県が施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練等の実施など、必要な安全対策を講じるよう指導する。</p>

修正後	修正前
<p>第7節 公共施設等の安全確保</p> <p>1～4 略</p> <p>⑤ 5 電気施設の整備</p> <p><u>東京電力パワーグリッド株式会社は災害に強い電力設備づくりとして、送電システムの二重三重のネットワーク化を進めるとともに、安全強化対策をさらに推進に努める。</u></p> <p>また、防災性の向上に一層取り組むと同時に、あらかじめ被災時の復旧システムの充実強化に取り組む。</p> <p>6～8 略</p> <p>第8節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>1 防災通信網の整備</p> <p>⑥ (1) 防災行政無線</p> <p>市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は防災行政無線（固定系）のデジタル化を行った。</p> <p><u>また、AM、FMラジオと併せて、防災行政無線（固定系）での伝達情報を、戸別に受信し、聴くことができる280MHz戸別受信機を整備した。従来設置していた防災行政無線戸別受信機の代替機として整備するとともに、災害時の自主防災活動における情報収集に役立てるよう、自主防災会への貸与を行っている。</u></p>	<p>第7節 公共施設等の安全確保</p> <p>1～4 略</p> <p>5 電気施設の整備</p> <p><u>東京電力(株)は災害に強い電力設備づくりとして、送電システムの二重三重のネットワーク化を進めるとともに、安全強化対策をさらに推進に努める。</u></p> <p>また、防災性の向上に一層取り組むと同時に、あらかじめ被災時の復旧システムの充実強化に取り組む。</p> <p>6～8 略</p> <p>第8節 災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <p>1 防災通信網の整備</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線であり、各受信所の個別やグループごとでの放送が可能である。また、放送した内容は自動音声応答装置により、フリーダイヤルにて確認することができる。難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、市は防災行政無線（固定系）のデジタル化に取り組む。</p>

修正後	修正前
<p>⑧ (2) デジタルMCA無線 デジタル MCA 無線は、災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災害対策本部と避難生活施設ほか各設置施設及び情報収集職員間との通信を確保するために使用する。安定した電波状況を確保して、全施設へ一斉通信することなどが、可能である。</p> <p>(3) 略</p> <p>⑦ (4) 非常無線通信 市は防災関係機関と連携し、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線が使用できない場合又は利用が困難となった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常無線通信の活用を図るものとし、<u>関東地方非常通信協議会の活動を通して、非常無線通信体制の整備充実に努める。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>⑧ (6) その他の通信網 ア～イ 略 ウ CATV・インターネット等 市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV（株式会社ジェイコムイーストとの協定による J:COM チャンネル）・インターネット等（市ホームページ、<u>やまと PS メール、緊急速報メール及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス</u>）を活用する。</p>	<p>(2) デジタルMCA無線 デジタル MCA 無線は、災害現場や防災関係機関との通信を確保するための無線である。災害対策本部と避難所ほか各設置施設及び情報収集職員間との通信を確保するために使用する。安定した電波状況を確保して、全施設へ一斉通信することなどが、可能である。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 非常無線通信 市は防災関係機関と連携し、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線が使用できない場合又は利用が困難となった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常無線通信の活用を図るものとし、<u>神奈川地区非常通信協議会の活動を通して、非常無線通信体制の整備充実に努める。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) その他の通信網 ア～イ 略 ウ CATV・インターネット等 市は、市民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV（株式会社ジェイコムイーストとの協定による J:COM チャンネル）・インターネット等（市ホームページ、<u>PS メール、緊急速報メール、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス</u>）を活用する。</p>

修正後	修正前
<p>⑧ 2 被災者支援情報システムの構築等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通信手段</p> <p>市は、一般市民や避難生活施設、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページや、<u>やまと PS メール</u>、MCA 無線、CATV、インターネット等各種通信手段の活用を図る。</p> <p>第9節 災害対策本部等組織体制の拡充</p> <p>1～2 略</p> <p>⑥ 3 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>市民等の生活・社会活動への影響を最小限に抑えるため、災害発生時の応急対策とあわせて、優先度の高い行政サービスを継続する必要がある。</p> <p>必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市は業務継続計画（<u>風水害対策編</u>）を策定する。また、実効性のある業務継続体制を確立するため、必要な人員や資機材等の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検などを実施し、計画の見直し、修正を行う。</p> <p>⑨ 第10節 避難対策</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>を発令する状況</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の伝達方法</p> <p>ウ～ク 略</p>	<p>2 被災者支援情報システムの構築等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通信手段</p> <p>市は、一般市民や避難所、地域活動拠点等への情報提供等について、市ホームページや PS メール、MCA 無線、CATV、インターネット等各種通信手段の活用を図る。</p> <p>第9節 災害対策本部等組織体制の拡充</p> <p>1～2 略</p> <p>3 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>市民等の生活・社会活動への影響を最小限に抑えるため、災害発生時の応急対策とあわせて、優先度の高い行政サービスを継続する必要がある。</p> <p>必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市は業務継続計画を策定する。また、実効性のある業務継続体制を確立するため、必要な人員や資機材等の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検などを実施し、計画の見直し、修正を行う。</p> <p>第10節 避難対策</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <p>ア <u>避難準備情報</u>、避難勧告、<u>避難指示</u>を発令する状況</p> <p>イ <u>避難準備情報</u>、避難勧告、<u>避難指示</u>の伝達方法</p> <p>ウ～ク 略</p>

修正後		修正前		
⑥ 2 避難場所		2 避難場所		
(1) 避難場所の区分		(1) 避難場所の区分		
区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所	
指定緊急避難場所	異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設	国の定める基準により市が指定	資料3-3	
一時避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	各自主防災会が指定	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース	
広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	県の定める基準により市が指定	資料3-2	
指定避難所	施設 避難生活	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	資料3-3
	所 特定指定避難	避難生活施設に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設	市が指定	資料3-3
一時滞在施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	やまと芸術文化ホール 各学習センター (林間を除く)及び協定締結先の市内事業所	
(2) 略		(2) 略		
3～4 略		3～4 略		
区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所	
指定緊急避難場所	異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設	国の定める基準により市が指定	資料3-4	
一時避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	各自主防災会が指定	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース	
広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	県の定める基準により市が指定	資料3-3	
指定避難所	施設 避難生活	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	資料3-2
	所 特定指定避難	避難生活施設に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設	市が指定	資料3-4
一時滞在施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	草柳小学校 各学習センター (林間を除く)及び協定締結先の市内事業所	
(2) 略		(2) 略		
3～4 略		3～4 略		

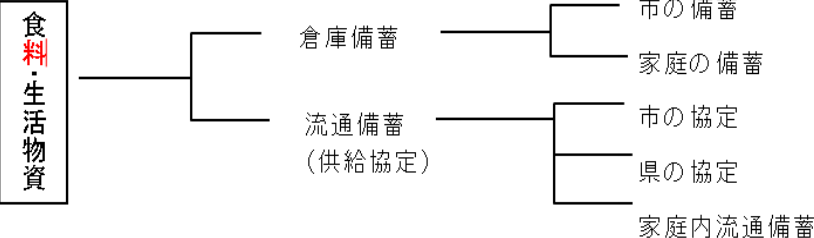
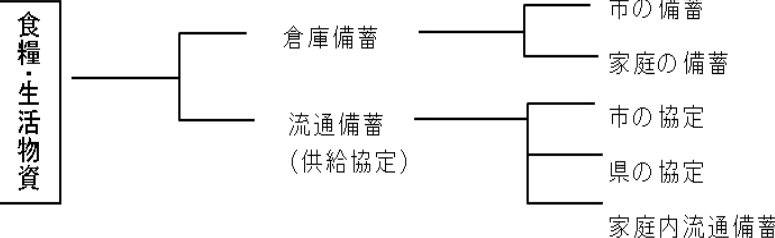
修正後	修正前																																																						
<p>④ 5 浸水想定区域内に所在する地下街等・大規模工場等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>ア 地下街等 本市においては、該当なし。</p> <p>イ 大規模工場等 本市においては、該当なし。</p> <p>ウ 要配慮者利用施設</p> <p>(ア) 社会福祉施設</p> <p style="text-align: center;">【境川浸水想定区域】</p> <table border="1" data-bbox="170 683 1137 1129"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和あけぼの幼稚園</td> <td>下和田 32 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>晃風園ぬくもり</td> <td>深見 1736 番地 2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下和田保育園</td> <td>下和田 262 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ル・リアンふかみ</td> <td>深見 2106 番地 1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>生きがい工房上和田</td> <td>上和田 2412 番地</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ワークステーション菜の花</td> <td>深見 941 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	所在地	1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地	2	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2	3	下和田保育園	下和田 262 番地	4	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1	5	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地	6	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1	<p>5 浸水想定区域内に所在する地下街等・大規模工場等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設</p> <p>(1) 地下街等 本市においては、該当なし。</p> <p>(2) 大規模工場等 本市においては、該当なし。</p> <p>(3) 要配慮者施設</p> <p>ア 浸水想定区域ごとの要配慮者施設</p> <p style="text-align: center;">【境川浸水想定区域】</p> <table border="1" data-bbox="1211 635 2177 933"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和あけぼの幼稚園</td> <td>下和田 32 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>晃風園ぬくもり</td> <td>深見 1736-2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下和田保育園</td> <td>下和田 262</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ル・リアンふかみ</td> <td>深見 2106-1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【引地川浸水想定区域】</p> <table border="1" data-bbox="1211 981 2177 1375"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>渋谷保育園</td> <td>福田 6002 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>げんきステーションより道一休</td> <td>福田 5-26-10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>グループホーム樺</td> <td>福田 1842</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>モミヤマ幼稚園</td> <td>福田 5-17-2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>もみの木保育園</td> <td>福田 5-17-1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	所在地	1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地	2	晃風園ぬくもり	深見 1736-2	3	下和田保育園	下和田 262	4	ル・リアンふかみ	深見 2106-1	番号	名称	所在地	1	渋谷保育園	福田 6002 番地	2	げんきステーションより道一休	福田 5-26-10	3	グループホーム樺	福田 1842	4	モミヤマ幼稚園	福田 5-17-2	5	もみの木保育園	福田 5-17-1
番号	名称	所在地																																																					
1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地																																																					
2	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2																																																					
3	下和田保育園	下和田 262 番地																																																					
4	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1																																																					
5	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地																																																					
6	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1																																																					
番号	名称	所在地																																																					
1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地																																																					
2	晃風園ぬくもり	深見 1736-2																																																					
3	下和田保育園	下和田 262																																																					
4	ル・リアンふかみ	深見 2106-1																																																					
番号	名称	所在地																																																					
1	渋谷保育園	福田 6002 番地																																																					
2	げんきステーションより道一休	福田 5-26-10																																																					
3	グループホーム樺	福田 1842																																																					
4	モミヤマ幼稚園	福田 5-17-2																																																					
5	もみの木保育園	福田 5-17-1																																																					

修正後	修正前																																				
<p style="text-align: center;"><u>【引地川浸水想定区域】</u></p> <table border="1" data-bbox="174 252 1137 746"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>渋谷保育園</td> <td>福田 6002 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>げんきステーションより 道一休</td> <td>福田五丁目 26 番地 10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>グループホーム櫛</td> <td>福田 1842 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>モミヤマ幼稚園</td> <td>福田五丁目 17 番地 2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>もみの木保育園</td> <td>福田五丁目 17 番地 1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ピンポンデイハッピー渋谷</td> <td>福田 588 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 学校</p> <p style="text-align: center;"><u>【境川浸水想定区域】</u></p> <table border="1" data-bbox="174 890 1137 1185"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和東小学校</td> <td>深見 1805 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>上和田中学校</td> <td>上和田 1314 番地 1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>渋谷中学校</td> <td>下和田 49 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大和東高校</td> <td>深見 1760 番地</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	所 在 地	1	渋谷保育園	福田 6002 番地	2	げんきステーションより 道一休	福田五丁目 26 番地 10	3	グループホーム櫛	福田 1842 番地	4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地 2	5	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1	6	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1	番号	名 称	所 在 地	1	大和東小学校	深見 1805 番地	2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1	3	渋谷中学校	下和田 49 番地	4	大和東高校	深見 1760 番地	
番号	名 称	所 在 地																																			
1	渋谷保育園	福田 6002 番地																																			
2	げんきステーションより 道一休	福田五丁目 26 番地 10																																			
3	グループホーム櫛	福田 1842 番地																																			
4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地 2																																			
5	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1																																			
6	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1																																			
番号	名 称	所 在 地																																			
1	大和東小学校	深見 1805 番地																																			
2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1																																			
3	渋谷中学校	下和田 49 番地																																			
4	大和東高校	深見 1760 番地																																			

修正後	修正前												
<p style="text-align: center;"><u>【引地川浸水想定区域】</u></p> <table border="1" data-bbox="174 252 1137 499"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 252 253 347">番 号</th> <th data-bbox="253 252 595 347">名 称</th> <th data-bbox="595 252 1137 347">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 347 253 395">1</td> <td data-bbox="253 347 595 395">福田小学校</td> <td data-bbox="595 347 1137 395">福田五丁目 22 番地 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 395 253 443">2</td> <td data-bbox="253 395 595 443">下福田小学校</td> <td data-bbox="595 395 1137 443">福田 570 番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 443 253 499">3</td> <td data-bbox="253 443 595 499">下福田中学校</td> <td data-bbox="595 443 1137 499">福田 1569 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 洪水予報等の伝達</p> <p>市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）に対し、いち早く避難が行えるよう洪水予報等の情報を電話、ファクシミリ、メール、防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</p> <p>③ <u>6 土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設及びその他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設</u></p> <p>市は、土砂災害防止法第八条第四項に基づく土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設及びその他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、次のとおり、防災対策を行う。</p>	番 号	名 称	所 在 地	1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1	2	下福田小学校	福田 570 番地	3	下福田中学校	福田 1569 番地 1	<p>イ 洪水予報等の伝達</p> <p>市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）に対し、いち早く避難が行えるよう洪水予報等の情報を電話、ファクシミリ、メール、防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</p> <p>(新設)</p>
番 号	名 称	所 在 地											
1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1											
2	下福田小学校	福田 570 番地											
3	下福田中学校	福田 1569 番地 1											

修正後	修正前																														
<p>(1) 対象施設</p> <p>ア 土砂災害警戒区域の社会福祉施設の名称及び所在地</p> <table border="1" data-bbox="174 300 1137 595"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ロゼホームつきみ野</td> <td>下鶴間 418 番地 2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特別養護老人ホーム和喜園</td> <td>下和田 822 番地 1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大和みどりが丘幼稚園</td> <td>福田 1698 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土砂災害警戒区域の学校</p> <table border="1" data-bbox="174 643 1137 991"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>つきみ野中学校</td> <td>つきみ野三丁目 5 番地 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大和東小学校</td> <td>深見 1805 番地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>引地台小学校</td> <td>草柳三丁目 1 番 2 号</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大和東高等学校</td> <td>深見 1760 番地</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>大和南高等学校</td> <td>上和田 2557 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 土砂災害警戒区域の医療機関</p> <p>本市においては、該当なし。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報等の伝達</p> <p>市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）に対し、いち早く避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、ファクシミリ、メール、防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</p> <p>7 帰宅困難者への支援</p>	番号	名称	所在地	1	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418 番地 2	2	特別養護老人ホーム和喜園	下和田 822 番地 1	3	大和みどりが丘幼稚園	福田 1698 番地 1	番号	名称	所在地	1	つきみ野中学校	つきみ野三丁目 5 番地 1	2	大和東小学校	深見 1805 番地	3	引地台小学校	草柳三丁目 1 番 2 号	4	大和東高等学校	深見 1760 番地	5	大和南高等学校	上和田 2557 番地	<p>6 帰宅困難者への支援</p>
番号	名称	所在地																													
1	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418 番地 2																													
2	特別養護老人ホーム和喜園	下和田 822 番地 1																													
3	大和みどりが丘幼稚園	福田 1698 番地 1																													
番号	名称	所在地																													
1	つきみ野中学校	つきみ野三丁目 5 番地 1																													
2	大和東小学校	深見 1805 番地																													
3	引地台小学校	草柳三丁目 1 番 2 号																													
4	大和東高等学校	深見 1760 番地																													
5	大和南高等学校	上和田 2557 番地																													

修正後	修正前																																				
<p>⑧ 第11節 緊急輸送道路の指定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>緊急航空輸送を確保するため、臨時離着陸場を指定する。指定場所は次のとおりである。</p> <p>(1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1" data-bbox="226 507 1137 762"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和学園聖セシリア 総合グラウンド</td> <td>林間二丁目 <u>6番11号</u></td> <td>13,832</td> </tr> <tr> <td>大和中学校グラウンド</td> <td>深見西七丁目 <u>5番1号</u></td> <td>16,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大和中学校グラウンドは、災害医療拠点病院である大和市立病院の医療機関隣接ヘリコプター臨時離着陸場である。</p> <p>(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1" data-bbox="226 938 1131 1185"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和スポーツセンター競技場</td> <td>上草柳一丁目 <u>1番1号</u></td> <td>18,840</td> </tr> <tr> <td>引地台公園多目的広場</td> <td>柳橋四丁目 <u>5001番地</u></td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和学園聖セシリア 総合グラウンド	林間二丁目 <u>6番11号</u>	13,832	大和中学校グラウンド	深見西七丁目 <u>5番1号</u>	16,200	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 <u>1番1号</u>	18,840	引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 <u>5001番地</u>	7,000	<p>第11節 緊急輸送道路の指定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>緊急航空輸送を確保するため、臨時離着陸場を指定する。指定場所は次のとおりである。</p> <p>(1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1" data-bbox="1265 507 2177 722"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和学園聖セシリア 女子短期大学グラウンド</td> <td>林間二丁目 <u>6-11</u></td> <td>13,832</td> </tr> <tr> <td>大和中学校グラウンド</td> <td>深見西 <u>7-5</u></td> <td>16,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大和中学校グラウンドは、災害医療拠点病院である大和市立病院の医療機関隣接ヘリコプター臨時離着陸場である。</p> <p>(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1" data-bbox="1265 898 2177 1074"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和スポーツセンター競技場</td> <td>上草柳一丁目 <u>1-1</u></td> <td>18,840</td> </tr> <tr> <td>引地台公園多目的広場</td> <td>柳橋四丁目 <u>5001</u></td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和学園聖セシリア 女子短期大学グラウンド	林間二丁目 <u>6-11</u>	13,832	大和中学校グラウンド	深見西 <u>7-5</u>	16,200	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 <u>1-1</u>	18,840	引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 <u>5001</u>	7,000
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																			
大和学園聖セシリア 総合グラウンド	林間二丁目 <u>6番11号</u>	13,832																																			
大和中学校グラウンド	深見西七丁目 <u>5番1号</u>	16,200																																			
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																			
大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 <u>1番1号</u>	18,840																																			
引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 <u>5001番地</u>	7,000																																			
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																			
大和学園聖セシリア 女子短期大学グラウンド	林間二丁目 <u>6-11</u>	13,832																																			
大和中学校グラウンド	深見西 <u>7-5</u>	16,200																																			
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																			
大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 <u>1-1</u>	18,840																																			
引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 <u>5001</u>	7,000																																			

修正後	修正前
<p>⑦ 第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>食料</u>、生活物資の備蓄</p> <p>災害が発生した際の市民の生活確保のため、<u>食料</u>、携帯トイレなど、物資の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る。</p> <p>市民に対しては災害発生から<u>最低3日分、推奨1週間分の食料</u>及び携帯トイレなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。</p> <p>(1) 備蓄の方法と役割分担</p>  <pre> graph LR A[食料・生活物資] --- B[倉庫備蓄] A --- C[流通備蓄 (供給協定)] B --- D[市の備蓄] B --- E[家庭の備蓄] C --- F[市の協定] C --- G[県の協定] C --- H[家庭内流通備蓄] </pre>	<p>第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>食糧</u>、生活物資の備蓄</p> <p>災害が発生した際の市民の生活確保のため、<u>食糧</u>、携帯トイレなど、物資の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る。</p> <p>市民に対しては災害発生から<u>3日分の食糧</u>及び携帯トイレなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。</p> <p>(1) 備蓄の方法と役割分担</p>  <pre> graph LR A[食糧・生活物資] --- B[倉庫備蓄] A --- C[流通備蓄 (供給協定)] B --- D[市の備蓄] B --- E[家庭の備蓄] C --- F[市の協定] C --- G[県の協定] C --- H[家庭内流通備蓄] </pre>

修正後	修正前
<p>⑦ (2) 備蓄計画</p> <p>ア 流通在庫利用による備蓄 災害時における全ての被災者用の<u>食料</u>や生活物資を、市独自で備蓄することには、備蓄場所や経費等の関係上限界があるため、流通在庫を利用した業者等との協定による備蓄をもって目標数量を確保する。</p> <p>イ 家庭内備蓄 自己の生活確保のため最小限必要な<u>食料</u>、携帯トイレなどの生活物資については、自助努力による家庭内備蓄を行うように啓発する。</p> <p>5 略</p> <p>第13節～第14節 略</p>	<p>(2) 備蓄計画</p> <p>ア 流通在庫利用による備蓄 災害時における全ての被災者用の<u>食糧</u>や生活物資を、市独自で備蓄することには、備蓄場所や経費等の関係上限界があるため、流通在庫を利用した業者等との協定による備蓄をもって目標数量を確保する。</p> <p>イ 家庭内備蓄 自己の生活確保のため最小限必要な<u>食糧</u>、携帯トイレなどの生活物資については、自助努力による家庭内備蓄を行うように啓発する。</p> <p>5 略</p> <p>第13節～第14節 略</p>

	修正後	修正前
⑦	<p>第15節 広域応援体制等の拡充</p> <p>1 略</p> <p>2 相互応援協定の締結等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 応援の種類</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食料</u>・飲料水・その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 防災広報</p>	<p>第15節 広域応援体制等の拡充</p> <p>1 略</p> <p>2 相互応援協定の締結等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 応援の種類</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食糧</u>・飲料水・その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>3～4 略</p>
⑤	<p>○<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></p>	<p>○<u>東京電力(株)</u></p>
⑦	<p>2 市民の心得（役割）</p> <p>(1) 平常時</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 非常用<u>食料</u>、救急用品、携帯トイレ等の非常持出品を準備する。</p> <p>ケ～コ 略</p> <p>(2) 避難時</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食料</u>、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</p> <p>ウ～ク 略</p>	<p>2 市民の心得（役割）</p> <p>(1) 平常時</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 非常用<u>食糧</u>、救急用品、携帯トイレ等の非常持出品を準備する。</p> <p>ケ～コ 略</p> <p>(2) 避難時</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食糧</u>、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</p> <p>ウ～ク 略</p>

修正後	修正前
<p>⑥ (3) 大雨・台風時 ア～ウ 略 エ <u>特別警報が発表されたとき</u> <u>(ア) ただちに、命を守る行動をとる。</u> <u>(イ) 避難情報に従う等、適切な行動をとる。</u> <u>(ウ) 直ちに避難場所へ避難するか、外出することが危険である場合は、家の中でも2階などの高く安全な場所にとどまる。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第17節 防災訓練</p> <p>1 略</p> <p>2 訓練の内容</p> <p>⑧ (1) 総合防災訓練 ア 訓練項目 (ア)～(エ) 略 (オ) <u>避難生活施設等運営訓練</u> (カ)～(タ) 略 イ 略 (2)～(6) 略</p>	<p>(3) 大雨・台風時 ア～ウ 略 エ (新設)</p> <p>(4) 略</p> <p>第17節 防災訓練</p> <p>1 略</p> <p>2 訓練の内容</p> <p>(1) 総合防災訓練 ア 訓練項目 (ア)～(エ) 略 (オ) <u>避難所運営訓練</u> (カ)～(タ) 略 イ 略 (2)～(6) 略</p>

修正後	修正前
<p>⑦ 第18節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～2 略</p> <p>3 自主防災組織の活動基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒宣言発令時及び災害時の活動</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 給食・救援物資の配布及びその協力</p> <p>被災の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する<u>食料</u>や飲料水等の救援物資の支給が必要となってくる。</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織としてもそれぞれが保有している<u>食料</u>等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力する。</p> <p>(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>第18節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～2 略</p> <p>3 自主防災組織の活動基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒宣言発令時及び災害時の活動</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 給食・救援物資の配布及びその協力</p> <p>被災の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する<u>食糧</u>や飲料水等の救援物資の支給が必要となってくる。</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織としてもそれぞれが保有している<u>食糧</u>等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力する。</p> <p>(3) 略</p> <p>4～6 略</p>

修正後	修正前								
<p>⑦ 第19節 ボランティアの受け入れ</p> <p>1 ボランティアの役割</p> <table border="1" data-bbox="141 300 1084 932"> <tr> <td data-bbox="141 300 517 592">生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)</td> <td data-bbox="517 300 1084 592"> (1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、<u>食料</u>等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 592 517 932">専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)</td> <td data-bbox="517 592 1084 932"> (1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務 </td> </tr> </table> <p>2～4 略</p> <p>⑧ 5 専門ボランティアの連携・協力体制の整備</p> <p>災害時のボランティア活動のうち、一定の経験や資格を必要とする業務を行う専門ボランティアについては、災害時に<u>対応</u>ができるよう登録制度の導入検討など、ネットワーク化の整備に努める</p> <p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1)～(4)略</p>	生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)	(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、 <u>食料</u> 等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業	専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)	(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務	<p>第19節 ボランティアの受け入れ</p> <p>1 ボランティアの役割</p> <table border="1" data-bbox="1180 300 2128 932"> <tr> <td data-bbox="1180 300 1556 592">生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)</td> <td data-bbox="1556 300 2128 592"> (1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、<u>食糧</u>等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 592 1556 932">専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)</td> <td data-bbox="1556 592 2128 932"> (1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務 </td> </tr> </table> <p>2～4 略</p> <p>5 専門ボランティアの連携・協力体制の整備</p> <p>災害時のボランティア活動のうち、一定の経験や資格を必要とする業務を行う専門ボランティアについては、災害時に<u>即自的対応</u>ができるよう登録制度の導入検討など、ネットワーク化の整備に努める。</p> <p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1)～(4)略</p>	生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)	(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、 <u>食糧</u> 等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業	専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)	(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務
生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)	(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、 <u>食料</u> 等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業								
専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)	(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務								
生活支援に関する業務 (一般ボランティアが行う業務)	(1) 避難施設の運営 (2) 炊き出し、 <u>食糧</u> 等の配布 (3) 救援物資等の仕分け、輸送 (4) 高齢者、障がい者等の介護補助 (5) 清掃活動 (6) その他被災地での軽作業								
専門的な知識・技術を要する業務 (専門ボランティアが行う業務)	(1) 救護所等での医療、看護 (2) 外国人のための通訳 (3) 被災者へのメンタルヘルスケア (4) 高齢者、障がい者等の介護 (5) アマチュア無線等を活用した情報通信手段 (6) 公共土木施設の調査等 (7) その他専門な技術・知識が必要な業務								

修正後	修正前
<p>③ (5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策</p> <p>社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して危険箇所、<u>土砂災害警戒区域、危険区域避難場所及び警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。</u></p> <p>2 略</p> <p>⑨ 3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>⑧ (1) 情報伝達の多様性</p> <p>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な<u>避難勧告等</u>が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J・COM チャンネル、<u>やまと PS</u> メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>⑧ 5 避難生活施設等の対策</p> <p>(1) 市は、<u>避難生活施設等</u>において高齢者、障がい者等が安心して生活ができるようバリアフリー化の推進及び支援体制の整備に努める。</p> <p>(2) 市は、<u>避難生活施設等</u>の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した<u>福祉避難所</u>（特定指定避難所）の指定に努める。</p> <p>第21節 略</p>	<p>(5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策</p> <p>社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して危険箇所<u>及び危険区域避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(1) 情報伝達の多様性</p> <p>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な<u>避難指示</u>が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J・COM チャンネル、PS メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 避難所対策</p> <p>(1) 市は、<u>避難所</u>において高齢者、障がい者等が安心して生活ができるようバリアフリー化の推進及び支援体制の整備に努める。</p> <p>(2) 市は、<u>避難所</u>の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した<u>避難所</u>（特定指定避難所）の指定に努める。</p> <p>第21節 略</p>

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1～2 略</p> <p>⑧ 3 避難生活施設の開設</p> <p>市長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難生活施設を開設し、速やかに地域住民に周知する。</p> <p>4 略</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>⑧ (3) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、大和市災害対策本部条例（昭和39年大和市条例第34号）及び大和市災害対策本部要領の定めるところによる。</p> <p>災害対策本部が設置された場合に本部機能を補完するため、必要に応じて地域活動拠点を設置する。地域活動拠点では、各地域内における避難生活施設等からの情報をとりまとめ、必要とされる応急活動、物資、情報についての連絡、要請を本部に対して行う。また、各拠点周辺に生活必需物資集積センターを設置し、物資の受入れと避難生活施設への物資供給を実施する。</p> <p>2 災害対策本部の動員体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 動員基準</p> <p>風水害における動員は災害非常配備基準に基づいて実施し、参集場所は原則として勤務場所とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難所の開設</p> <p>市長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、速やかに地域住民に周知する。</p> <p>4 略</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、大和市災害対策本部条例（昭和39年大和市条例第34号）及び大和市災害対策本部要領の定めるところによる。</p> <p>災害対策本部が設置された場合に本部機能を補完するため、必要に応じて地域活動拠点を設置する。地域活動拠点では、各地域内における避難所等からの情報をとりまとめ、必要とされる応急活動、物資、情報についての連絡、要請を本部に対して行う。また、各拠点周辺に生活必需物資集積センターを設置し、物資の受入れと避難所への物資供給を実施する。</p> <p>2 災害対策本部の動員体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 動員基準</p> <p>風水害における動員は災害非常配備基準に基づいて実施し、参集場所は原則として勤務場所とする。</p>

修正後						修正前						
⑥	【災害非常配備基準】					【災害非常配備基準】						
	区分	災害警戒本部		災害対策本部			区分	災害警戒本部		災害対策本部		
	体制	警戒体制		第1号配備	第2号配備	第3号配備	体制	警戒体制		第1号配備	第2号配備	第3号配備
	配 備 基 準	風水害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき ＜具体的事例＞ ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき ＜具体的事例＞ ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき 特別警報が発表されたとき	配 備 基 準	風水害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき ＜具体的事例＞ ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき ＜具体的事例＞ ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき 特別警報が発表されたとき
	地震災害	本市において震度4以上を観測したとき 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	本市において震度5弱以上を観測したとき 東海地震注意情報が発表されたとき	本市において震度6弱以上を観測したとき 東海地震予知情報が発表されたとき			地震災害	本市において震度4を観測したとき 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき		本市において震度5（強・弱）を観測したとき 東海地震注意情報が発表されたとき	本市において震度6弱以上を観測したとき 東海地震予知情報が発表されたとき	
特殊災害	災害が発生したとき	災害警戒本部の決定による				特殊災害	災害が発生したとき	災害警戒本部の決定による				
(5) 略 3～4 略						(5) 略 3～4 略						

	修正前
<p>修正後</p> <p>第3節 相互協力体制</p> <p>1～4 略</p> <p>5 民間団体との協力</p> <p>⑦ (1) 民間団体の協力業務</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>食料</u>・生活必需品の調達</p> <p>⑤ (2) 民間団体とは、次のとおりである。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>神奈川県トラック協会県央サービスセンター</u></p> <p>ク～タ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>6～7 略</p> <p>⑦ 第4節 災害救助法の適用</p> <p>市長は、大規模な災害の発生により災害救助法に基づく災害応急対策を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。</p> <p>災害救助法による救助は、災害に際して飲料水、<u>食料</u>、医療等の応急的・一時的救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。</p> <p>1～4 略</p>	<p>修正前</p> <p>第3節 相互協力体制</p> <p>1～4 略</p> <p>5 民間団体との協力</p> <p>(1) 民間団体の協力業務</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>食糧</u>・生活必需品の調達</p> <p>(2) 民間団体とは、次のとおりである。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>神奈川県トラック協会相模支部</u></p> <p>ク～タ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>6～7 略</p> <p>第4節 略</p> <p>市長は、大規模な災害の発生により災害救助法に基づく災害応急対策を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。</p> <p>災害救助法による救助は、災害に際して飲料水、<u>食糧</u>、医療等の応急的・一時的救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。</p> <p>1～4 略</p>

修正後	修正前
<p>第5節 気象情報等の収集、伝達</p> <p>1 気象情報の受理、伝達</p> <p>⑦ (1) 注意報及び警報</p> <p>横浜地方気象台は、県内及び沿岸海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報または警報を<u>発表</u>し、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。</p> <p>ア 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等</p> <p>横浜地方気象台が発表する注意報及び警報の種類及び運用の概要と主な特別警報の指標は次のとおりである。</p> <p>特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行い、注意報は、気象等の現象により、災害が起こるおそれがあると予想される場合に<u>発表</u>される。</p> <p>特別警報の種類は、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報である。</p> <p>警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行う。</p> <p>注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。</p>	<p>第5節 気象情報等の収集、伝達</p> <p>1 気象情報の受理、伝達</p> <p>(1) 注意報及び警報</p> <p>横浜地方気象台は、県内及び沿岸海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報または警報を<u>発令</u>し、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。</p> <p>ア 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等</p> <p>横浜地方気象台が発表する注意報及び警報の種類及び運用の概要と主な特別警報の指標は次のとおりである。</p> <p>特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行い、注意報は、気象等の現象により、災害が起こるおそれがあると予想される場合に<u>発令</u>される。</p> <p>特別警報の種類は、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報である。</p> <p>警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行う。</p> <p>注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。</p>

修正後	修正前																
<p>⑥ 【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報・警報の種類及び発表基準】 (平成 28 年 11 月 17 日現在) ※修正該当箇所のみ記載。</p> <table border="1" data-bbox="129 347 730 427"> <tr> <td>警報</td> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ5cm</td> </tr> </table> <p>【特別警報の指標】</p> <p>1 雨を要因とする特別警報の指標（大雨特別警報） 以下の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合。</p> <p>①48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上（大和市では、48 時間降水量が <u>362mm</u>、3 時間降水量 <u>139mm</u>、土壌雨量指数が <u>226</u>）となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。</p> <p>② 略</p> <p>2 略</p> <p>3 雪を要因とする特別警報の指標 府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深（大和市では横浜での <u>32cm</u> が基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</p> <p>イ～エ 略 (2)～(3) 略</p> <p>第6節 略</p>	警報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	注意報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	<p>【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報・警報の種類及び発表基準】 (平成 24 年 5 月 29 日現在) ※修正該当箇所のみ記載。</p> <table border="1" data-bbox="1169 347 1769 427"> <tr> <td>警報</td> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>24時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>24時間降雪の深さ5cm</td> </tr> </table> <p>【特別警報の指標】</p> <p>1 雨を要因とする特別警報の指標（大雨特別警報） 以下の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合。</p> <p>①48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上（大和市では、48 時間降水量が <u>354mm</u>、3 時間降水量 <u>132mm</u>、土壌雨量指数が <u>219</u>）となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。</p> <p>② 略</p> <p>2 略</p> <p>3 雪を要因とする特別警報の指標 府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深（大和市では横浜での <u>31cm</u> が基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</p> <p>イ～エ 略 (2)～(3) 略</p> <p>第6節 略</p>	警報	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm	注意報	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
警報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm														
注意報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm														
警報	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm														
注意報	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm														

修正後	修正前
<p>⑨ 第7節 通信の確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 通信の統制</p> <p>(1) 重要通信の優先（救助、<u>避難勧告</u>等の重要性の高い通信を優先する。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4～7 略</p>	<p>第7節 通信の確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 通信の統制</p> <p>(1) 重要通信の優先（救助、<u>避難指示</u>等の重要性の高い通信を優先する。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4～7 略</p>

修正後	修正前																				
<p>⑨ ⑧</p> <p>第8節 災害広報</p> <p>1 実施機関と広報内容</p> <table border="1" data-bbox="179 300 952 1284"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>広 報・報 道 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 和 市</td> <td> 1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (2) <u>避難場所・避難生活施設</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) <u>医療救護所の管理・運営</u> (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報 </td> </tr> <tr> <td>大 和 市 (消 防 本 部)</td> <td> 1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること </td> </tr> <tr> <td>大 和 警 察 署</td> <td> 1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること </td> </tr> <tr> <td>防 災 関 係 機 関</td> <td> 1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	広 報・報 道 内 容	大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (2) <u>避難場所・避難生活施設</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) <u>医療救護所の管理・運営</u> (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報	大 和 市 (消 防 本 部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること	大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること	防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること	<p>第8節 災害広報</p> <p>1 実施機関と広報内容</p> <table border="1" data-bbox="1220 300 1993 1244"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>広 報・報 道 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 和 市</td> <td> 1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備情報、勧告、指示</u> (2) <u>避難場所・避難所</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) 救護所の管理・運営 (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報 </td> </tr> <tr> <td>大 和 市 (消 防 本 部)</td> <td> 1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること </td> </tr> <tr> <td>大 和 警 察 署</td> <td> 1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること </td> </tr> <tr> <td>防 災 関 係 機 関</td> <td> 1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	広 報・報 道 内 容	大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備情報、勧告、指示</u> (2) <u>避難場所・避難所</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) 救護所の管理・運営 (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報	大 和 市 (消 防 本 部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること	大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること	防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること
機 関 名	広 報・報 道 内 容																				
大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (2) <u>避難場所・避難生活施設</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) <u>医療救護所の管理・運営</u> (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報																				
大 和 市 (消 防 本 部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること																				
大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること																				
防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること																				
機 関 名	広 報・報 道 内 容																				
大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備情報、勧告、指示</u> (2) <u>避難場所・避難所</u> 3 応急対策活動の状況に関すること (1) 救護所の管理・運営 (2) 交通、道路、電気、水道等の復旧 4 市民生活に関すること (1) 給水、給食 (2) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止 (3) 防疫 (4) 臨時災害相談所の開設 (5) 安否情報																				
大 和 市 (消 防 本 部)	1 出火防止、初期消火に関すること 2 避難に関すること																				
大 和 警 察 署	1 交通規制に関すること 2 警備活動に関すること 3 避難に関すること																				
防 災 関 係 機 関	1 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 2 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること 3 避難に関すること																				

修正後	修正前
<p>⑧ 2 災害広報の伝達</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) インターネット <u>(市ホームページ及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス)</u></p> <p>(6) ～ (9) 略</p> <p>(10) <u>大和市広報</u> PR ボード</p> <p>(11) 略</p> <p>第9節～第10節 略</p>	<p>2 災害広報の伝達</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) インターネット <u>(市ホームページ、市防災情報システム及びヤフー株式会社との協定による Yahoo!サービス)</u></p> <p>(6) ～ (9) 略</p> <p>(10) <u>市内</u> PR ボード</p> <p>(11) 略</p> <p>第9節～第10節 略</p>

修正後	修正前																																																																																																																								
<p>⑧ 第1 1節 水防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 水防組織</p> <p>水防組織は、本編第2章、第2節「応急活動体制」による。ただし、厚木土木事務所東部センター水防支部長より水防警報が発令され、災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、大和市災害警戒本部設置要領の規定による。</p> <p>3 監視警戒及び重要水防区域</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 重要水防区域及び箇所</p> <p>市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="129 783 1137 1238"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水管団体名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th rowspan="2">地先名</th> <th rowspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">重要なる理由</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">大和市</td> <td>境川</td> <td>水衡・洗堀</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>大和市上和田～下和田</td> <td>600</td> <td>護岸洗掘</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>大和市深見</td> <td>1000</td> <td>流下能力不足</td> </tr> <tr> <td>引地川</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>左</td> <td>大和市福田</td> <td>110</td> <td>流下能力不足</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>〃</td> <td>50</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>左</td> <td>〃</td> <td>1,360</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>〃</td> <td>780</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">A階級 4件</td> <td></td> <td>〃</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p>	水管団体名	河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要なる理由	種別	階級	大和市	境川	水衡・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗掘	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	1000	流下能力不足	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	110	流下能力不足	〃	〃	A	右	〃	50	〃	〃	〃	A	左	〃	1,360	〃	〃	〃	A	右	〃	780	〃	合計	A階級 4件			〃	2,300		<p>第1 1節 水防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 水防組織</p> <p>水防組織は、本編第3章、第2節「応急活動体制」による。ただし、厚木土木事務所東部センター水防支部長より水防警報が発令され、災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、大和市災害警戒本部設置要領の規定による。</p> <p>3 監視警戒及び重要水防区域</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 重要水防区域及び箇所</p> <p>市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1169 783 2177 1238"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水管団体名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th rowspan="2">地先名</th> <th rowspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">重要なる理由</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">大和市</td> <td>境川</td> <td>水衡・洗堀</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>大和市上和田～下和田</td> <td>600</td> <td>護岸洗掘</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>大和市深見</td> <td>1000</td> <td>流下能力不足</td> </tr> <tr> <td>引地川</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>左</td> <td>大和市福田</td> <td>110</td> <td>堤防高不足</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>〃</td> <td>50</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>左</td> <td>〃</td> <td>1,380</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>〃</td> <td>1,200</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">A階級 4件</td> <td></td> <td>〃</td> <td>2,740</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p>	水管団体名	河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要なる理由	種別	階級	大和市	境川	水衡・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗掘	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	1000	流下能力不足	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	110	堤防高不足	〃	〃	A	右	〃	50	〃	〃	〃	A	左	〃	1,380	〃	〃	〃	A	右	〃	1,200	〃	合計	A階級 4件			〃	2,740	
水管団体名			河川名	重要度					左右岸別	地先名		延長(m)	重要なる理由																																																																																																												
	種別	階級																																																																																																																							
大和市	境川	水衡・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗掘																																																																																																																		
	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	1000	流下能力不足																																																																																																																		
	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	110	流下能力不足																																																																																																																		
	〃	〃	A	右	〃	50	〃																																																																																																																		
	〃	〃	A	左	〃	1,360	〃																																																																																																																		
	〃	〃	A	右	〃	780	〃																																																																																																																		
	合計	A階級 4件			〃	2,300																																																																																																																			
水管団体名	河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要なる理由																																																																																																																		
		種別	階級																																																																																																																						
大和市	境川	水衡・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗掘																																																																																																																		
	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	1000	流下能力不足																																																																																																																		
	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	110	堤防高不足																																																																																																																		
	〃	〃	A	右	〃	50	〃																																																																																																																		
	〃	〃	A	左	〃	1,380	〃																																																																																																																		
	〃	〃	A	右	〃	1,200	〃																																																																																																																		
	合計	A階級 4件			〃	2,740																																																																																																																			

修正後	修正前
<p>4 略</p> <p>第12節 略</p> <p>⑧ 第13節 避難対策</p> <p>⑨ 大雨による河川の<u>はん濫</u>等により、浸水または浸水のおそれがある場合や災害の発生に伴い、火災等の二次災害を被るおそれがある場合などには被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難生活施設</u>の開設等について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難に関する措置</p> <p>⑨ (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、必要に応じて、横浜地方気象台、神奈川県等に助言を求め、危険地域の居住者に対し、速やかに避難の勧告、指示を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者に準備行動を開始するのに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</p> <p>市は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を行う基準を策定・公表し、迅速な避難活動の開始に備える。<u>なお、必要に応じて、横浜地方気象台や神奈川県に避難勧告等に関する事項について、助言を求める。</u></p>	<p>4 略</p> <p>第12節 略</p> <p>第13節 避難対策</p> <p>大雨による河川の<u>氾濫</u>等により、浸水または浸水のおそれがある場合や災害の発生に伴い、火災等の二次災害を被るおそれがある場合などには被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、<u>避難準備情報・勧告・指示、避難所</u>の開設等について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難に関する措置</p> <p>(1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、必要に応じて、横浜地方気象台、神奈川県等に助言を求め、危険地域の居住者に対し、速やかに避難の勧告、指示を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者に準備行動を開始するのに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</p> <p>市は、<u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>を行う基準を策定・公表し、迅速な避難活動の開始に備える。</p>

修正後		修正前		
② ⑨	避難勧告等発令基準		避難勧告等発令基準	
	河川名	境 川	河川名	境 川
	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 境橋水位観測地点における水位が、避難判断水位 (<u>3.60m</u>) に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇が予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね <u>溢水水位</u> 下 <u>2m</u> に達したとき。 ③ 昭和橋、高橋、幸延寺橋のいずれかの観測地点において、避難判断水位を超え、本市域においても水位の上昇が予想される時。	<u>避難準備情報</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 境橋水位観測地点における水位が、避難判断水位 (<u>4.1m</u>) に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇が予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね <u>溢水水位</u> 下 <u>1m</u> に達したとき。 ③ 昭和橋、高橋、幸延寺橋のいずれかの観測地点において、避難判断水位を超え、本市域においても水位の上昇が予想される時。
<u>避難勧告</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 境橋水位観測地点における水位が <u>はん濫危険水位</u> (<u>4.10m</u>) を超え、かつ、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇により <u>溢水水位</u> に到達することが予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね <u>溢水水位</u> 下 <u>1m</u> に達したとき	<u>避難勧告</u> (右記のいずれかに該当する場合)	② 境橋水位観測地点における水位が <u>氾濫危険水位</u> (<u>5.1m</u>) を超え、かつ、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇により <u>溢水水位</u> に到達することが予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位が概ね <u>溢水水位</u> に達したとき	
<u>避難指示(緊急)</u>	① 境橋水位観測地点における水位が <u>はん濫危険水位</u> (<u>4.10m</u>) を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にある時。	<u>避難指示</u>	② 境橋水位観測地点における水位が <u>氾濫危険水位</u> (<u>5.1m</u>) を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にある時。	

修正後		修正前	
河川名	引地川	河川名	引地川
避難準備・高齢者等避難開始 (右記のいずれかに該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 八幡橋水位観測地点における水位が避難判断水位 (<u>1.65m</u>) に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想されるとき。 ② 大山橋水位観測地点における水位が避難判断水位 (<u>2.00m</u>) に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想されるとき。 ③ ①以外の引地川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位下1mに達したとき。 	避難準備情報 (右記のいずれかに該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 八幡橋水位観測地点における水位が避難判断水位 (<u>1.78m</u>) に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想されるとき。 ② 大山橋水位観測地点における水位が避難判断水位 (<u>2.28m</u>) に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想されるとき。 ③ ①以外の引地川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位下1mに達したとき。
避難勧告 (右記のいずれかに該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 八幡橋水位観測地点における水位がはん濫危険水位 (<u>2.05m</u>) を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想されるとき。 ② 大山橋水位観測地点における水位がはん濫危険水位 (<u>2.25m</u>) を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想されるとき。 ③ ①以外の引地川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位下<u>0.8m</u>に達したとき 	避難勧告 (右記のいずれかに該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 八幡橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位 (<u>2.58m</u>) を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想されるとき。 ② 大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位 (<u>2.88m</u>) を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想されるとき。 ③ ①以外の引地川周辺地域においては、水位が概ね溢水水位に達したとき
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ①八幡橋・大山橋水位観測地点における水位がはん濫危険水位 (<u>2.05m</u>、<u>2.25m</u>) を超え、又は超えることが確実に、危険な状態にあるとき。 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①八幡橋・大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位 (<u>2.58m</u>、<u>2.88m</u>) を超え、又は超えることが確実に、危険な状態にあるとき。

修正後		修正前	
	土 砂 災 害		土 砂 災 害
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ② 連続降雨量が12時間で100mmを超えた場合。	<u>避難準備情報</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ② 連続降雨量が12時間で100mmを超えた場合。
避難勧告 (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り)が見られる場合 ⑤ 連続降雨量が12時間で120mmを超え、かつ直近1時間の降雨量が30mmを超えた場合。	避難勧告 (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り)が見られる場合 ⑤ 連続降雨量が12時間で120mmを超え、かつ直近1時間の降雨量が30mmを超えた場合。
<u>避難指示(緊急)</u>	① 土砂災害の前兆現象又は土砂災害が発生し、危険な状態にあるとき。	<u>避難指示</u>	① 土砂災害の前兆現象又は土砂災害が発生し、危険な状態にあるとき。
ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> の性格 (ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の性格 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動要支援者の方々への支援に必要となる十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難勧告よりも早い段階で発表する避難情報である。		ア 避難準備情報、避難勧告、避難指示の性格 (ア) <u>避難準備情報</u> の性格 <u>避難準備情報</u> とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動要支援者の方々への支援に必要となる十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難勧告よりも早い段階で発表する避難情報である。	

修正後	修正前																
<p>(イ) 避難勧告と<u>避難指示（緊急）</u>の性格</p> <p><u>避難勧告</u>とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。</p> <p>これに対し<u>避難指示（緊急）</u>とは、被害の危険は目前に切迫している場合で、勧告よりも拘束力が強い。しかし、指示に従わない者に対しての強制は、時期的に手早い段階で実施すべきものではない。</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始、災害対策基本法による避難勧告等を発令する者</u></p> <p>(ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は、市長が発令する。</p> <p>(イ) <u>避難勧告等</u>を行う者</p> <table border="1" data-bbox="217 727 1077 1139"> <tr> <td>市 長</td> <td>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>知 事</td> <td>市長が<u>避難勧告等</u>をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が<u>避難勧告等</u>をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場 にいないときに実施する。</td> </tr> </table>	市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。	知 事	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。	警察官	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場 にいないときに実施する。	<p>(イ) 避難勧告と<u>避難指示</u>の性格</p> <p><u>勧告</u>とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。</p> <p>これに対し<u>避難指示</u>とは、被害の危険は目前に切迫している場合で、勧告よりも拘束力が強い。しかし、指示に従わない者に対しての強制は、時期的に手早い段階で実施すべきものではない。</p> <p>イ <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する者</u></p> <p>(ア) <u>避難準備情報</u>は、市長が発令する。</p> <p>(イ) <u>避難の勧告又は指示</u>を行う者</p> <table border="1" data-bbox="1256 679 2121 1091"> <tr> <td>市 長</td> <td>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>知 事</td> <td>市長が<u>避難の指示等</u>をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が<u>避難指示</u>をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場 にいないときに実施する。</td> </tr> </table>	市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。	知 事	市長が <u>避難の指示等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。	警察官	市長が <u>避難指示</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場 にいないときに実施する。
市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。																
知 事	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。																
警察官	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。																
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場 にいないときに実施する。																
市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。																
知 事	市長が <u>避難の指示等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。																
警察官	市長が <u>避難指示</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。																
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場 にいないときに実施する。																

修正後	修正前
<p>ウ <u>避難準備・高齢者等避難開始、災害対策基本法による避難勧告等の内容</u> 市長の<u>避難準備・高齢者避難開始、災害対策基本法による避難勧告等</u>を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難先（指定緊急避難場所。なお、避難時の周辺の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合は、屋内での待避により安全を確保する。）</u></p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>エ 避難措置の報告</p> <p><u>避難勧告等</u>を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 避難計画</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を行う状況 本市の場合には、地理的な関係から実際に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を行う場合及び状況は、おおむね次の場合と考えられる。</p>	<p>ウ <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>の内容 市長の<u>避難準備情報、勧告、指示</u>を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難先</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>エ 避難措置の報告</p> <p><u>避難の勧告又は指示</u>を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 避難計画</p> <p>(1) <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>を行う状況 本市の場合には、地理的な関係から実際に<u>避難準備情報、勧告、指示</u>を行う場合及び状況は、おおむね次の場合と考えられる。</p>

修正後			修正前		
ア～イ 略			ア～イ 略		
	発令時の状況	市民に求める行動		発令時の状況	市民に求める行動
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。 	<u>避難準備情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。 上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。
<u>避難勧告</u>	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。 	<u>避難勧告</u>	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。
<u>避難指示（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への避難行動を開始する。 	<u>避難指示</u>	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 計画された避難場所等への避難行動を開始する。
<p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の伝達方法</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を決定したときは、市長は直ちに所轄警察署に報告し、警備の要請を行うとともに、避難の対象となる地域の市民等に対しては、防災行政無線、広報車の巡回等により周知するほか、警察官、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て情報伝達の徹底を図る。</p>			<p>(2) <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>の伝達方法</p> <p><u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>を決定したときは、市長は直ちに所轄警察署に報告し、警備の要請を行うとともに、避難の対象となる地域の市民等に対しては、防災行政無線、広報車の巡回等により周知するほか、警察官、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て情報伝達の徹底を図る。</p>		
(3) 略			(3) 略		

修正後	修正前																																																																					
<p>(4) 浸水想定区域内に所在する地下施設等及び避難に当たって防災上の配慮を要する施設の名称及び所在地</p> <p style="text-align: center;">【境川浸水想定区域】</p> <p>(ア) 社会福祉施設</p> <table border="1" data-bbox="170 384 1137 831"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和あけぼの幼稚園</td> <td>下和田 32 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>晃風園ぬくもり</td> <td>深見 1736 番地 2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下和田保育園</td> <td>下和田 262 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ル・リアンふかみ</td> <td>深見 2106 番地 1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>生きがい工房上和田</td> <td>上和田 2412 番地</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ワークステーション菜の花</td> <td>深見 941 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 学校</p> <table border="1" data-bbox="170 927 1137 1225"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和東小学校</td> <td>深見 1805 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>上和田中学校</td> <td>上和田 1314 番地 1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>渋谷中学校</td> <td>下和田 49 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大和東高校</td> <td>深見 1760 番地</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	所在地	1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地	2	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2	3	下和田保育園	下和田 262 番地	4	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1	5	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地	6	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1	番号	名称	所在地	1	大和東小学校	深見 1805 番地	2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1	3	渋谷中学校	下和田 49 番地	4	大和東高校	深見 1760 番地	<p>(4) 浸水想定区域内に所在する地下施設等及び避難に当たって防災上の配慮を要する施設の名称及び所在地</p> <p style="text-align: center;">【境川浸水想定区域】</p> <table border="1" data-bbox="1211 336 2181 635"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和あけぼの幼稚園</td> <td>下和田 32 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>晃風園ぬくもり</td> <td>深見 1736-2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下和田保育園</td> <td>下和田 262</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ル・リアンふかみ</td> <td>深見 2106-1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【引地川浸水想定区域】</p> <table border="1" data-bbox="1211 727 2181 1121"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>渋谷保育園</td> <td>福田 6002 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>げんきステーションより道一休</td> <td>福田 5-26-10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>グループホーム櫛</td> <td>福田 1842</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>モミヤマ幼稚園</td> <td>福田 5-17-2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>もみの木保育園</td> <td>福田 5-17-1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	所在地	1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地	2	晃風園ぬくもり	深見 1736-2	3	下和田保育園	下和田 262	4	ル・リアンふかみ	深見 2106-1	番号	名称	所在地	1	渋谷保育園	福田 6002 番地	2	げんきステーションより道一休	福田 5-26-10	3	グループホーム櫛	福田 1842	4	モミヤマ幼稚園	福田 5-17-2	5	もみの木保育園	福田 5-17-1
番号	名称	所在地																																																																				
1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地																																																																				
2	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2																																																																				
3	下和田保育園	下和田 262 番地																																																																				
4	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1																																																																				
5	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地																																																																				
6	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1																																																																				
番号	名称	所在地																																																																				
1	大和東小学校	深見 1805 番地																																																																				
2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1																																																																				
3	渋谷中学校	下和田 49 番地																																																																				
4	大和東高校	深見 1760 番地																																																																				
番号	名称	所在地																																																																				
1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地																																																																				
2	晃風園ぬくもり	深見 1736-2																																																																				
3	下和田保育園	下和田 262																																																																				
4	ル・リアンふかみ	深見 2106-1																																																																				
番号	名称	所在地																																																																				
1	渋谷保育園	福田 6002 番地																																																																				
2	げんきステーションより道一休	福田 5-26-10																																																																				
3	グループホーム櫛	福田 1842																																																																				
4	モミヤマ幼稚園	福田 5-17-2																																																																				
5	もみの木保育園	福田 5-17-1																																																																				

修正後	修正前																																	
<p style="text-align: center;"><u>【引地川浸水想定区域】</u></p> <p>(ア) <u>社会福祉施設</u></p> <table border="1" data-bbox="174 295 1137 790"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>渋谷保育園</td> <td>福田 6002 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>げんきステーションより 道一休</td> <td>福田五丁目 26 番地 10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>グループホーム櫛</td> <td>福田 1842 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>モミヤマ幼稚園</td> <td>福田五丁目 17 番地 2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>もみの木保育園</td> <td>福田五丁目 17 番地 1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ピンポンデイハッピー渋谷</td> <td>福田 588 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) <u>学校</u></p> <table border="1" data-bbox="174 877 1137 1125"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>福田小学校</td> <td>福田五丁目 22 番地 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>下福田小学校</td> <td>福田 570 番地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下福田中学校</td> <td>福田 1569 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員は資料編 3-2、広域 <u>避難場所一覧、3-3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表</u>に示す。</p> <p>(6) ～ (8) 略</p>	番号	名称	所在地	1	渋谷保育園	福田 6002 番地	2	げんきステーションより 道一休	福田五丁目 26 番地 10	3	グループホーム櫛	福田 1842 番地	4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地 2	5	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1	6	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1	番号	名称	所在地	1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1	2	下福田小学校	福田 570 番地	3	下福田中学校	福田 1569 番地 1	<p>(5) 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員は <u>3-2 避難生活施設一覧、3-3、広域避難場所一覧、資料編 3-4 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表</u>に示す。</p> <p>(6) ～ (8) 略</p>
番号	名称	所在地																																
1	渋谷保育園	福田 6002 番地																																
2	げんきステーションより 道一休	福田五丁目 26 番地 10																																
3	グループホーム櫛	福田 1842 番地																																
4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地 2																																
5	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1																																
6	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1																																
番号	名称	所在地																																
1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1																																
2	下福田小学校	福田 570 番地																																
3	下福田中学校	福田 1569 番地 1																																

修正後	修正前
<p>⑧ 5 <u>避難生活施設等</u>の開設</p> <p>市長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて<u>避難生活施設等</u>を開設する。</p> <p>(1) 開設の方法等</p> <p><u>避難生活施設</u>は、あらかじめ指定した<u>避難生活施設</u>（以下「指定避難所」という）のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、浸水のおそれのある指定避難所については風水害時には開設しないなど（代替施設については下表参照）、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により<u>避難生活施設等</u>を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。</p> <p>なお、特定指定避難所となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。</p> <p>(2) 開設の報告</p> <p>担当部は、<u>避難生活施設等</u>開設に関わる次の事項を災害対策本部に報告しなければならない。</p> <p>ア <u>避難生活施設名</u> イ～エ 略</p> <p>(3) 開設の周知</p> <p>市長は、<u>避難生活施設等</u>を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県、警察、自衛隊等関係機関に連絡する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>避難生活施設等</u>内の区画の設定 ア～イ 略</p>	<p>5 <u>避難所</u>の開設</p> <p>市長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて<u>避難所</u>を開設する。</p> <p>(1) 開設の方法等</p> <p><u>避難所</u>は、あらかじめ指定した<u>避難所</u>（以下「指定避難所」という）のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、浸水のおそれのある指定避難所については風水害時には開設しないなど（代替施設については下表参照）、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により<u>避難所</u>を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。</p> <p>なお、特定指定避難所となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。</p> <p>(2) 開設の報告</p> <p>担当部は、<u>避難所</u>開設に関わる次の事項を災害対策本部に報告しなければならない。</p> <p>ア <u>避難所名</u> イ～エ 略</p> <p>(3) 開設の周知</p> <p>市長は、<u>避難所</u>を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県、警察、自衛隊等関係機関に連絡する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>避難所</u>の区画の設定 ア～イ 略</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>⑧ 6 <u>避難生活施設等</u>の運営</p> <p><u>避難生活施設等</u>は、大規模地震発生時に地域住民（避難者）が、一定期間、臨時の生活拠点として利用するところである。</p> <p><u>避難生活施設</u>が避難者にとって秩序のとれた臨時の生活拠点として機能するためには、自主防災組織等の代表、施設管理者及び市職員からなる<u>避難生活施設運営組織</u>による自主的な運営が重要である。</p> <p><u>避難生活施設運営組織</u>の在り方及び<u>避難生活施設</u>の運営方法については、「<u>避難生活施設運営マニュアル</u>」として別途作成する。</p> <p>なお、<u>避難生活施設</u>に従事する市職員は、<u>避難生活施設運営組織</u>の各構成員との連携のもと、(1)に示す業務に従事する。</p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p> <p>ア 避難者の掌握に努める。なお、<u>避難生活施設</u>収容台帳（様式1）を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ MCA無線を活用して、災害対策本部と連絡をとり、<u>避難生活施設</u>の状況の報告と避難者の支援に関する情報収集に努める。</p> <p>エ <u>避難生活施設</u>内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、担当部長の指示を仰ぐ。</p> <p>オ 略</p> <p>カ <u>避難生活施設</u>の安全に常に注意し、危険と判断した場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。</p> <p>キ <u>食料</u>、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。</p>	<p>修正前</p> <p>6 <u>避難所</u>の運営</p> <p><u>避難所</u>は、大規模地震発生時に地域住民（避難者）が、一定期間、臨時の生活拠点として利用するところである。</p> <p><u>避難所</u>が避難者にとって秩序のとれた臨時の生活拠点として機能するためには、自主防災組織等の代表、施設管理者及び市職員からなる<u>避難所運営組織</u>による自主的な運営が重要である。</p> <p><u>避難所運営組織</u>の在り方及び<u>避難所</u>の運営方法については、「<u>避難所運営マニュアル</u>」として別途作成する。</p> <p>なお、<u>避難所</u>に従事する市職員は、<u>避難所運営組織</u>の各構成員との連携のもと、(1)に示す業務に従事する。</p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p> <p>ア 避難者の掌握に努める。なお、<u>避難所</u>収容台帳（様式1）を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ MCA無線を活用して、災害対策本部と連絡をとり、<u>避難所</u>の状況の報告と避難者の支援に関する情報収集に努める。</p> <p>エ <u>避難所</u>内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、担当部長の指示を仰ぐ。</p> <p>オ 略</p> <p>カ <u>避難所</u>の安全に常に注意し、危険と判断した場合には災害対策本部に報告し、避難者を他の安全な場所へ誘導する。</p> <p>キ <u>食糧</u>、その他生活必需物資の配分については、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。なお、物資の管理については、物品受払簿（様式2）に記帳することにより行う。</p>
<p>⑦</p>	

修正後	修正前
<p>⑥ ク <u>避難者名簿を確認し、情報の公開に同意している避難者に限り、訪問者等からの安否確認等の問い合わせに対応する。</u></p> <p>⑧ ケ <u>避難生活施設</u>の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>コ <u>避難生活施設</u>の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を経由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。</p> <p>⑧ (2) <u>避難生活施設</u>の使用及び管理</p> <p>ア <u>避難生活施設</u>の管理者は、平常時における当該施設の管理者とする。</p> <p>イ <u>避難生活施設</u>の使用（設備、備品等を含む。）及び管理は、すべて施設の管理者及びその他の責任者の承諾と協力を得て行う。</p> <p>⑧ (3) <u>避難生活施設</u>の開設期間</p> <p><u>避難生活施設</u>の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況を勘案し、県を通して<u>内閣総理大臣</u>と協議（災害救助法適用時）並びに施設管理者との調整により延長できる。</p> <p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>⑧ (2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、私設避難所についても、<u>避難生活施設</u>と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、<u>大和市広報PR</u>ボードを積極的に活用する。</p> <p>8～9 略</p>	<p>ク 訪問者等からの安否確認等の問い合わせに対応する。</p> <p>ケ <u>避難所</u>の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>コ <u>避難所</u>の運営状況について、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に担当部を経由して災害対策本部へ報告するとともに、避難所日誌（様式3）に記録する。</p> <p>(2) <u>避難所</u>の使用及び管理</p> <p>ア <u>避難所</u>の管理者は、平常時における当該施設の管理者とする。</p> <p>イ <u>避難所</u>の使用（設備、備品等を含む。）及び管理は、すべて施設の管理者及びその他の責任者の承諾と協力を得て行う。</p> <p>(3) <u>避難所</u>の開設期間</p> <p><u>避難所</u>の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況を勘案し、県を通して<u>厚生労働大臣</u>と協議（災害救助法適用時）並びに施設管理者との調整により延長できる。</p> <p>7 私設避難所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、私設避難所についても、<u>指定避難所</u>と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、<u>市内PR</u>ボードを積極的に活用する</p> <p>8～9 略</p>

修正後	修正前
<p>⑦ 第14節 交通対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する<u>確認標章</u>及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する<u>確認標章</u>及び<u>確認証明書</u>の交付事務手続きは、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。</p> <p><u>【緊急通行車両の確認標章】</u></p>	<p>第14節 交通対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。</p> <p><u>【緊急通行車両の標章】</u></p>

修正後	修正前
<p>⑦ 第15節 緊急輸送対策</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>食料</u>、飲料水、生活必需品等の救援用物資</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 輸送対象の想定</p> <p>ア 第1段階</p> <p>イ 第2段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>食料</u>、飲料水等生命維持に必要な物資</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>第15節 緊急輸送対策</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>食糧</u>、飲料水、生活必需品等の救援用物資</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 輸送対象の想定</p> <p>ア 第1段階</p> <p>イ 第2段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>食糧</u>、飲料水等生命維持に必要な物資</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2～6 略</p>

修正後	修正前
<p>⑦ 第16節 医療及び助産対策</p> <p>災害によって多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の一時的混乱によりその機能が停止したときにおいて、救急救護、医療、助産を実施し被災者の迅速な救護を図る。この節では、医療救護と助産をあわせて「医療救護」という。</p> <p>これらの医療救護に伴う初動医療体制、搬送及び後方医療体制、情報連絡体制、医薬品及び資器材の確保について、それぞれ施策を定める。</p> <p>医療救護に際しては、県及び<u>災害拠点病院</u>や神奈川DMAT指定病院などの関係機関と相互に密接な連携を保ち、市医師会等との「災害時における医療活動に関する協定」に基づき実施する。災害救助法の適用後は、県に対し救護を要請する。</p> <p>1 医療救護対策</p> <p>(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は<u>災害拠点病院</u>として33箇所を指定している。そのうち県中央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が<u>災害拠点病院</u>に指定されている。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>⑧ 2 医薬品、資器材の確保</p> <p>(1) 市における対応</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市は医療救護所を開設する避難生活施設等に、十分な医薬品等が供給されるまでの間に対応できる医薬品、資器材を備蓄する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>第16節 医療及び助産対策</p> <p>災害によって多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の一時的混乱によりその機能が停止したときにおいて、救急救護、医療、助産を実施し被災者の迅速な救護を図る。この節では、医療救護と助産をあわせて「医療救護」という。</p> <p>これらの医療救護に伴う初動医療体制、搬送及び後方医療体制、情報連絡体制、医薬品及び資器材の確保について、それぞれ施策を定める。</p> <p>医療救護に際しては、県及び<u>災害医療拠点病院</u>や神奈川DMAT指定病院などの関係機関と相互に密接な連携を保ち、市医師会等との「災害時における医療活動に関する協定」に基づき実施する。災害救助法の適用後は、県に対し救護を要請する。</p> <p>1 医療救護対策</p> <p>(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は<u>災害医療拠点病院</u>として33箇所を指定している。そのうち県中央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が<u>災害医療拠点病院</u>に指定されている。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>2 医薬品、資器材の確保</p> <p>(1) 市における対応</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市は医療救護所を開設する避難所等に、十分な医薬品等が供給されるまでの間に対応できる医薬品、資器材を備蓄する。</p> <p>(2) 略</p>

修正後	修正前
<p>⑥ 第17節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、<u>対策</u>、埋・火葬</p> <p>災害により行方不明あるいは死亡したと推定される者が発生したときは、捜索、収容、<u>対策</u>及び埋・火葬について各関係機関と連携をとり、遅滞なく実施し、人心の安定を図る。</p> <p>災害時において死亡していると推定される者の捜索、収容及び埋葬は市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事からの事務委任により行う。</p> <p>1 略</p> <p>2 遺体<u>対策</u></p> <p>(1) 遺体<u>対策</u>方法</p> <p>遺体<u>対策</u>は、警察等と協力して担当部が次により行う。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 遺体の引き渡し</p> <p>市は、警察による検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。</p> <p>身元が確認できない遺体については、市が遺体<u>対策</u>及び引き取りを行う。なお、この場合、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行う。</p> <p>ク～ケ 略</p> <p>⑦ (2) 遺体<u>対策</u>の機関</p> <p>災害発生の日から10日以内。ただし、<u>内閣総理大臣</u>と協議のうえ、延長することができる。</p> <p>⑥ 3 遺体の埋・火葬</p> <p>遺体の引き取り人がない場合、又は引取人があっても災害による混乱のため遺体<u>対策</u>ができない場合、火葬及び焼骨の一時保管を応急的に実施する。</p> <p>(1)～(3)略</p>	<p>第17節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、<u>処理</u>、埋・火葬</p> <p>災害により行方不明あるいは死亡したと推定される者が発生したときは、捜索、収容、<u>処理</u>及び埋・火葬について各関係機関と連携をとり、遅滞なく実施し、人心の安定を図る。</p> <p>災害時において死亡していると推定される者の捜索、収容及び埋葬は市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事からの事務委任により行う。</p> <p>1 略</p> <p>2 遺体<u>処理</u></p> <p>(1) 遺体<u>処理</u>方法</p> <p>遺体<u>処理</u>は、警察等と協力して担当部が次により行う。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 遺体の引き渡し</p> <p>市は、警察による検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。</p> <p>身元が確認できない遺体については、市が遺体<u>処理</u>及び引き取りを行う。なお、この場合、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行う。</p> <p>ク～ケ 略</p> <p>(2) 遺体<u>処理</u>の機関</p> <p>災害発生の日から10日以内。ただし、<u>厚生労働大臣</u>と協議のうえ、延長することができる。</p> <p>3 遺体の埋・火葬</p> <p>遺体の引き取り人がない場合、又は引取人があっても災害による混乱のため遺体<u>処理</u>ができない場合、火葬及び焼骨の一時保管を応急的に実施する。</p> <p>(1)～(3)略</p>

修正後	修正前																														
<p>⑦ (4) 災害発生の日から 10 日以内。ただし、<u>内閣総理大臣</u>と協議のうえ、延長することができる。</p> <p>(5) 埋・火葬の場所</p> <p>⑧</p> <table border="1" data-bbox="215 347 1113 584"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼骨の一時保管</td> <td>各寺院</td> <td>市内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和市無縁納骨堂</td> <td>大和市柳橋五丁目 1 番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火 葬</td> <td>大和斎場</td> <td>大和市西鶴間八丁目 10 番 8 号</td> <td>264-5566</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号	焼骨の一時保管	各寺院	市内		大和市無縁納骨堂	大和市柳橋五丁目 1 番		火 葬	大和斎場	大和市西鶴間八丁目 10 番 8 号	264-5566	<p>(4) 災害発生の日から 10 日以内。ただし、<u>厚生労働大臣</u>と協議のうえ、延長することができる。</p> <p>(5) 埋・火葬の場所</p> <table border="1" data-bbox="1256 347 2154 584"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼骨の一時保管</td> <td>各寺院</td> <td>市内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和市無縁納骨堂</td> <td>大和市柳橋 5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火 葬</td> <td>大和斎場</td> <td>大和市西鶴間 8-10-8</td> <td>264-5566</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号	焼骨の一時保管	各寺院	市内		大和市無縁納骨堂	大和市柳橋 5-1		火 葬	大和斎場	大和市西鶴間 8-10-8	264-5566
区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号																												
焼骨の一時保管	各寺院	市内																													
	大和市無縁納骨堂	大和市柳橋五丁目 1 番																													
火 葬	大和斎場	大和市西鶴間八丁目 10 番 8 号	264-5566																												
区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号																												
焼骨の一時保管	各寺院	市内																													
	大和市無縁納骨堂	大和市柳橋 5-1																													
火 葬	大和斎場	大和市西鶴間 8-10-8	264-5566																												

修正後	修正前																														
<p>⑧ 第18節 応急給水対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 応急給水活動</p> <p>(1) 給水所の指定</p> <p>給水は、市があらかじめ指定した給水所、原則として医療救護所、医療機関、福祉施設、<u>避難生活施設</u>において行う集中給水方式とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示するとともに、県営水道並びに大和市管工事協同組合等に対し通知する。</p> <p>(2) 水源の確保</p> <p>ア 県営水道の災害用指定配水池</p> <p>【大和市周辺の県営水道の配水池】</p> <table border="1" data-bbox="165 735 1102 898"> <thead> <tr> <th>配水池</th> <th>所在地</th> <th>有効容量</th> <th>確保水量</th> <th>所管水道営業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和配水池</td> <td>大和市上草柳1846番地</td> <td>20,000m³</td> <td>11,000m³</td> <td>大和水道営業所</td> </tr> <tr> <td>上今泉配水池</td> <td>海老名市上今泉四丁目22番</td> <td>19,020m³</td> <td>8,550m³</td> <td>海老名水道営業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ <u>避難生活施設</u>のプール・井戸水</p> <p>各<u>避難生活施設</u>に整備されているプールの水は、ろ水機を活用して、生活用水として使用する。<u>避難生活施設</u>に井戸が整備されている場合も同様に井戸水を使用する。</p> <p>オ 井戸水（個人保有井戸、農業用深井戸、企業用深井戸）</p> <p>原則的に生活用水として使用する。（削除）</p> <p>カ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p>	配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所	大和配水池	大和市上草柳1846番地	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所	上今泉配水池	海老名市上今泉四丁目22番	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所	<p>第18節 応急給水対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 応急給水活動</p> <p>(1) 給水所の指定</p> <p>給水は、市があらかじめ指定した給水所、原則として医療救護所、医療機関、福祉施設、<u>指定避難所</u>において行う集中給水方式とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示するとともに、県営水道並びに大和市管工事協同組合等に対し通知する。</p> <p>(2) 水源の確保</p> <p>ア 県営水道の災害用指定配水池</p> <p>【大和市周辺の県営水道の配水池】</p> <table border="1" data-bbox="1205 735 2141 898"> <thead> <tr> <th>配水池</th> <th>所在地</th> <th>有効容量</th> <th>確保水量</th> <th>所管水道営業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和配水池</td> <td>大和市上草柳1846</td> <td>20,000m³</td> <td>11,000m³</td> <td>大和水道営業所</td> </tr> <tr> <td>上今泉配水池</td> <td>海老名市上今泉4-22</td> <td>19,020m³</td> <td>8,550m³</td> <td>海老名水道営業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ <u>学校</u>のプール・井戸水</p> <p>各<u>学校</u>に整備されているプールの水は、ろ水機を活用して、生活用水として使用する。<u>学校</u>に井戸が整備されている場合も同様に井戸水を使用する。</p> <p>オ 井戸水（個人保有井戸、農業用深井戸、企業用深井戸）</p> <p>原則的に生活用水として使用する。飲料水として用いる場合には事前に水質検査を実施する。</p> <p>カ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p>	配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所	大和配水池	大和市上草柳1846	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所	上今泉配水池	海老名市上今泉4-22	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所
配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所																											
大和配水池	大和市上草柳1846番地	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所																											
上今泉配水池	海老名市上今泉四丁目22番	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所																											
配水池	所在地	有効容量	確保水量	所管水道営業所																											
大和配水池	大和市上草柳1846	20,000m ³	11,000m ³	大和水道営業所																											
上今泉配水池	海老名市上今泉4-22	19,020m ³	8,550m ³	海老名水道営業所																											

修正後	修正前
<p>⑦ 第19節 <u>食料</u>供給対策</p> <p>災害により市民が<u>食料</u>や自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対して<u>食料</u>の応急供給を行う。</p> <p><u>食料</u>の供給は、被災者及び救助活動に従事する者の年齢、体調等を考慮して品目を決定し、適切な応急供給を行う。</p> <p>1 給食需要の把握</p> <p>(1) <u>食料</u>の応急供給</p> <p>ア 略</p> <p>⑧ イ 応急供給対象者</p> <p>(ア) <u>避難している者</u></p> <p>(イ)～(カ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>⑦ 2 給食能力の把握</p> <p>(1) 給食関係施設の被害状況の把握</p> <p>ア <u>食料</u>集積センターにおける給食施設(給食調理場)について、炊き出し可能かどうかを把握する。</p>	<p>第19節 <u>食糧</u>供給対策</p> <p>災害により市民が<u>食糧</u>や自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対して<u>食糧</u>の応急供給を行う。</p> <p><u>食糧</u>の供給は、被災者及び救助活動に従事する者の年齢、体調等を考慮して品目を決定し、適切な応急供給を行う。</p> <p>1 給食需要の把握</p> <p>(1) <u>食糧</u>の応急供給</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応急供給対象者</p> <p>(ア) <u>避難所に収容された者</u></p> <p>(イ)～(カ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 給食能力の把握</p> <p>(1) 給食関係施設の被害状況の把握</p> <p>ア <u>食糧</u>集積センターにおける給食施設(給食調理場)について、炊き出し可能かどうかを把握する。</p>

修正後	修正前																																																				
<p>(2) 市備蓄・業者調達可能量の把握</p> <p style="text-align: center;">【市が備蓄する食料】</p> <table border="1" data-bbox="197 300 1137 450"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パン缶</td> <td rowspan="2">各避難生活施設の備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>アルファ米・おかゆ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【食料・米穀等を取り扱う業者】</p> <table border="1" data-bbox="129 593 1070 948"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>株式会社ゼンショー</td> <td>東京都港区港南二丁目 18 番 1 号</td> <td>03-6833-1600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米穀</td> <td>北相米穀株式会社</td> <td>相模原市中央区清新六丁目 15 番 13 号</td> <td>042-772-7311</td> </tr> <tr> <td>木徳神糧株式会社</td> <td>東京都千代田区神田小川町二丁目 8 号</td> <td>03-3233-5121</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食料 ・ 米</td> <td>生活協同組合コープかながわ</td> <td rowspan="2">横浜市港北区新横浜二丁目 5 番 11 号</td> <td>045-472-7911</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合連合会ユーコープ 事業連合</td> <td>045-472-0011</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 応急供給の方針</p> <p>(1) 応急供給品目</p> <p>応急供給品目は、市が調達する米穀及び備蓄する保存食料と、協定締結事業者や自治体等から供給される各種食料とし、特に乳幼児や高齢者等に対しては年齢や健康状態等に配慮して決定すること。</p>	品 目	備 蓄 場 所	パン缶	各避難生活施設の備蓄倉庫	アルファ米・おかゆ		名 称	所 在 地	電話番号	食料	株式会社ゼンショー	東京都港区港南二丁目 18 番 1 号	03-6833-1600	米穀	北相米穀株式会社	相模原市中央区清新六丁目 15 番 13 号	042-772-7311	木徳神糧株式会社	東京都千代田区神田小川町二丁目 8 号	03-3233-5121	食料 ・ 米	生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜二丁目 5 番 11 号	045-472-7911	生活協同組合連合会ユーコープ 事業連合	045-472-0011	<p>(2) 市備蓄・業者調達可能量の把握</p> <p style="text-align: center;">【市が備蓄する食糧】</p> <table border="1" data-bbox="1236 300 2177 450"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パン缶</td> <td rowspan="2">各避難生活施設の備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>アルファ米・おかゆ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【食糧・米穀等を取り扱う業者】</p> <table border="1" data-bbox="1169 593 2110 948"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食糧</td> <td>株式会社ゼンショー</td> <td>東京都港区港南-18-1</td> <td>045-316-6996</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米穀</td> <td>北相米穀株式会社</td> <td>相模原市中央区清新 6-15-13</td> <td>0427-72-7311</td> </tr> <tr> <td>木徳神糧株式会社</td> <td>東京都江戸川区西瑞江 2-14-6</td> <td>045-621-5844</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食糧 ・ 米</td> <td>生活協同組合コープかながわ</td> <td rowspan="2">横浜市港北区新横浜 2-5-11</td> <td>045-472-7911</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合連合会ユーコープ 事業連合</td> <td>045-472-0011</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 応急供給の方針</p> <p>(1) 応急供給品目</p> <p>応急供給品目は、市が調達する米穀及び備蓄する保存食糧と、協定締結事業者や自治体等から供給される各種食糧とし、特に乳幼児や高齢者等に対しては年齢や健康状態等に配慮して決定すること。</p>	品 目	備 蓄 場 所	パン缶	各避難生活施設の備蓄倉庫	アルファ米・おかゆ		名 称	所 在 地	電話番号	食糧	株式会社ゼンショー	東京都港区港南-18-1	045-316-6996	米穀	北相米穀株式会社	相模原市中央区清新 6-15-13	0427-72-7311	木徳神糧株式会社	東京都江戸川区西瑞江 2-14-6	045-621-5844	食糧 ・ 米	生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜 2-5-11	045-472-7911	生活協同組合連合会ユーコープ 事業連合	045-472-0011
品 目	備 蓄 場 所																																																				
パン缶	各避難生活施設の備蓄倉庫																																																				
アルファ米・おかゆ																																																					
	名 称	所 在 地	電話番号																																																		
食料	株式会社ゼンショー	東京都港区港南二丁目 18 番 1 号	03-6833-1600																																																		
米穀	北相米穀株式会社	相模原市中央区清新六丁目 15 番 13 号	042-772-7311																																																		
	木徳神糧株式会社	東京都千代田区神田小川町二丁目 8 号	03-3233-5121																																																		
食料 ・ 米	生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜二丁目 5 番 11 号	045-472-7911																																																		
	生活協同組合連合会ユーコープ 事業連合		045-472-0011																																																		
品 目	備 蓄 場 所																																																				
パン缶	各避難生活施設の備蓄倉庫																																																				
アルファ米・おかゆ																																																					
	名 称	所 在 地	電話番号																																																		
食糧	株式会社ゼンショー	東京都港区港南-18-1	045-316-6996																																																		
米穀	北相米穀株式会社	相模原市中央区清新 6-15-13	0427-72-7311																																																		
	木徳神糧株式会社	東京都江戸川区西瑞江 2-14-6	045-621-5844																																																		
食糧 ・ 米	生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜 2-5-11	045-472-7911																																																		
	生活協同組合連合会ユーコープ 事業連合		045-472-0011																																																		

⑦

修正後				修正前			
(2) 応急供給の数量				(2) 応急供給の数量			
供給対象	1食当り精米換算供給限度量	供給方法	備考	供給対象	1食当り精米換算供給限度量	供給方法	備考
被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g/食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食料の供給に関して、知事に供給を要請する。	被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g/食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食糧の供給に関して、知事に供給を要請する。
被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g/食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（応急用米穀）の数量等を農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に要請する。	被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g/食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（応急用米穀）の数量等を農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に要請する。
災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g/食の範囲内			災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g/食の範囲内		

	修正後	修正前
	3 略	3 略
	4 給食活動の実施	4 給食活動の実施
⑦	(1) <u>食料</u> 等の調達	(1) <u>食糧</u> 等の調達
	ア 米穀	ア 米穀
	(ア) <u>食料</u> 確保担当部は、給食活動の必要が生じたときは、速やかに把握した量を小売業又は卸売業者の保有分により調達する。	(ア) <u>食糧</u> 確保担当部は、給食活動の必要が生じたときは、速やかに把握した量を小売業又は卸売業者の保有分により調達する。
	(イ) 略	(イ) 略
	イ～ウ 略	イ～ウ 略
⑧	エ 供給 <u>食料</u> の受け入れ	エ 供給 <u>食糧</u> の受け入れ
	県から供給される食糧は、総合防災センター <u>及び</u> 県広域防災活動拠点で受け入れる。	県から供給される食糧は、総合防災センター <u>および</u> 県広域防災活動拠点で受け入れる。
	(総合防災センター)	(総合防災センター)
	厚木市下津古久 280 <u>番地</u>	厚木市下津古久 280
	(本市に対する広域防災活動拠点)	(本市に対する広域防災活動拠点)
	相模原市中央区弥栄 <u>三丁目 1 番 8 号</u> 県立弥栄高等学校	相模原市中央区弥栄 <u>3-1-8</u> 県立弥栄高等学校
⑦	(2) <u>食料</u> 等の輸送	(2) <u>食糧</u> 等の輸送
	<u>食料</u> 確保担当部は、市が調達する食料及び県から給付を受けた <u>食料</u> を食料集積センターに集め、緊急輸送車両で、 <u>避難生活施設</u> 等の供給地へ輸送する。	<u>食糧</u> 確保担当部は、市が調達する食料及び県から給付を受けた <u>食糧</u> を食糧集積センターに集め、緊急輸送車両で、 <u>指定避難所</u> 等の供給地へ輸送する。
	災害の状況によっては、調達先からの配給地への直接輸送や、調達先の業者による直接輸送等を考慮し実施する。	災害の状況によっては、調達先からの配給地への直接輸送や、調達先の業者による直接輸送等を考慮し実施する。

修正後	修正前
<p>⑦ (3) 炊き出しの実施</p> <p>ア 米飯の炊き出しは、原則として<u>食料</u>集積センターの給食共同調理場施設を使用する。</p> <p>イ 炊き出しの従事者は、<u>食料</u>確保担当部炊き出し担当員及び調理場職員、大規模災害時<u>食料</u>供給業務に関する協定による調理委託業者をもって充てるが、必要と認めるときは自主防災組織、地域の団体、日赤奉仕団、自衛隊、その他ボランティアの協力を得て実施する。</p> <p>(<u>食料</u>集積センター)</p> <p>北部地区 — 北部学校給食共同調理場 中部地区 — 中部学校給食共同調理場 南部地区 — 南部学校給食共同調理場</p> <p>⑦ 5 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 炊き出し期間</p> <p>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、<u>内閣総理大臣</u>と協議のうえ延長することができる。</p> <p>【応急<u>食料</u>の系統図】</p>	<p>(3) 炊き出しの実施</p> <p>ア 米飯の炊き出しは、原則として<u>食糧</u>集積センターの給食共同調理場施設を使用する。</p> <p>イ 炊き出しの従事者は、<u>食糧</u>確保担当部炊き出し担当員及び調理場職員、大規模災害時<u>食糧</u>供給業務に関する協定による調理委託業者をもって充てるが、必要と認めるときは自主防災組織、地域の団体、日赤奉仕団、自衛隊、その他ボランティアの協力を得て実施する。</p> <p>(<u>食糧</u>集積センター)</p> <p>北部地区 — 北部学校給食共同調理場 中部地区 — 中部学校給食共同調理場 南部地区 — 南部学校給食共同調理場</p> <p>5 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 炊き出し期間</p> <p>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、<u>厚生労働大臣</u>と協議のうえ延長することができる。</p> <p>【応急<u>食糧</u>の系統図】</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>第20節 生活必需物資供給対策</p> <p>1～3 略</p> <p>⑧ 4 生活必需物資の調達</p> <p> 備蓄物資とあらかじめ協定を締結した生活必需物資等の販売業者から調達する。ただし、市で調達が困難な場合は、県に対して支援の要請を行う。県から供給される物資は、総合防災センター及び広域防災活動拠点で受け入れる。</p> <p> 調達した生活必需物資については、物資調達台帳に記入し整理する。(第2号様式)</p> <p> (総合防災センター)</p> <p> 厚木市下津古久 <u>280 番地</u></p> <p> (本市に対する広域防災活動拠点)</p> <p> 相模原市中央区弥栄 <u>三丁目1番8号</u> 県立弥栄高等学校</p> <p>5 略</p> <p>⑦ 6 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p> (1) 略</p> <p> (2) 期間</p> <p> 災害発生の日から10日以内とする。ただし <u>内閣総理大臣</u> と協議のうえ延長することができる。</p>	<p>修正前</p> <p>第20節 生活必需物資供給対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 生活必需物資の調達</p> <p> 備蓄物資とあらかじめ協定を締結した生活必需物資等の販売業者から調達する。ただし、市で調達が困難な場合は、県に対して支援の要請を行う。県から供給される物資は、総合防災センター及び広域防災活動拠点で受け入れる。</p> <p> 調達した生活必需物資については、物資調達台帳に記入し整理する。(第2号様式)</p> <p> (総合防災センター)</p> <p> 厚木市下津古久 <u>280</u></p> <p> (本市に対する広域防災活動拠点)</p> <p> 相模原市中央区弥栄 <u>3-1-8</u> 県立弥栄高等学校</p> <p>5 略</p> <p>6 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p> (1) 略</p> <p> (2) 期間</p> <p> 災害発生の日から10日以内とする。ただし <u>厚生労働大臣</u> と協議のうえ延長することができる。</p>

	修正後	修正前
⑥	<p>第21節 生活確保対策</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>ペットの管理</u></p> <p>(1) <u>飼主の義務</u></p> <p><u>ペットは、原則として動物飼育者が管理を行う。飼主は、災害時に備えて、ペットのしつけ、健康管理、迷子にならないための対策、ペット用の避難用品、備蓄品の確保等の対策を行う。</u></p> <p>(2) <u>市の取り組み</u></p> <p><u>ア 感染症等の予防</u></p> <p><u>市は、被災地におけるペットの保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>イ 避難生活施設</u></p> <p><u>市は、災害時に備えてペットの飼主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難生活施設におけるペットのためのスペース確保に努める。</u></p>	<p>第21節 生活確保対策</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>飼育動物（ペット）の管理</u></p> <p><u>飼育動物は、原則として動物飼育者が管理を行う。市は、災害時に備えてペットの飼主が平常時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難所におけるペットのためのスペース確保に努める。</u></p> <p><u>市は、被災地における飼育動物の保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。</u></p>
⑦	9 災害相談・広聴対策	9 災害相談・広聴対策
⑧	<p>(1) 災害相談</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相談業務の内容</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難生活、救援食料・水・生活必需品等の問い合わせ</u></p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>ウ 略</p>	<p>(1) 災害相談</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相談業務の内容</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難所生活、救援食糧・水・生活必需品等の問い合わせ</u></p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>ウ 略</p>

修正後	修正前
<p>(2) 略</p> <p>第2 2節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 電気施設応急対策</p> <p>地震災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い電気供給施設としての機能を維持する。</p> <p style="text-align: right;">（東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社）</p> <p>4 略</p> <p>5 電話（通信）施設等応急対応</p> <p>《電話（通信）の確保》 略</p> <p>《電話（通信）の応急措置》</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>罹災者が利用する避難生活施設</u>に特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>⑥ (3) 略</p> <p>⑧ 6 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>第2 2節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 電気施設応急対策</p> <p>地震災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い電気供給施設としての機能を維持する。</p> <p style="text-align: right;">（東京電力株相模原支社）</p> <p>4 略</p> <p>5 電話（通信）施設等応急対応</p> <p>《電話（通信）の確保》 略</p> <p>《電話（通信）の応急措置》</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>り災者が利用する避難所</u>に特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p>

修正後	修正前
<p>⑦ 第23節 文教対策</p> <p>⑧ 1 略</p> <p>2 応急教育対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学用品の<u>給与</u></p> <p>ア 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づき学用品の給与を行う。</p> <p>同法が適用されない場合には、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた<u>給与</u>を行う。</p> <p>この場合、市教育委員会は、調達及び支給にあたっては校長と協議する。</p> <p>イ <u>給与</u>の期間</p> <p>被災した児童等に対する学用品の給与は、教科書及び教材については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了する。</p> <p>(5) 給食</p> <p>ア 給食の実施方法</p> <p>学校施設を<u>避難生活施設</u>として使用した場合、給食調理場等給食施設は、応急炊き出し給食用施設として利用され、通常給食施設としての使用ができなくなる。したがって、児童等の給食は、災害時の応急炊き出し用<u>食料</u>と同様な配給を受け、給食を実施する。</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第24節 略</p>	<p>第23節 文教対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急教育対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学用品の<u>支給</u></p> <p>ア 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づき学用品の給与を行う。</p> <p>同法が適用されない場合には、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた<u>支給</u>を行う。</p> <p>この場合、市教育委員会は、調達及び支給にあたっては校長と協議する。</p> <p>イ <u>支給</u>の期間</p> <p>被災した児童等に対する学用品の給与は、教科書及び教材については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了する。</p> <p>(5) 給食</p> <p>ア 給食の実施方法</p> <p>学校施設を<u>避難所</u>として使用した場合、給食調理場等給食施設は、応急炊き出し給食用施設として利用され、通常給食施設としての使用ができなくなる。したがって、児童等の給食は、災害時の応急炊き出し用<u>食糧</u>と同様な配給を受け、給食を実施する。</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第24節 略</p>

修正後	修正前
<p>⑧ 第25節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 要配慮者への生活支援</p> <p>市は、要配慮者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 避難生活施設等の運営</p> <p>ア 要配慮者に配慮したうえで避難生活施設等の運営に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供するよう努める。</p> <p>イ 女性に配慮した避難生活施設等運営を行うため、避難生活施設運営委員会には複数の女性を参加させるように努める。</p> <p>ウ 女性や乳幼児に配慮した、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努める。生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮して避難生活施設等を運営する。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>第25節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 要配慮者への生活支援</p> <p>市は、要配慮者等の生活を支援するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア 要配慮者に配慮したうえで避難所の運営に当たるものとし、緊急物資を優先的に提供するよう努める。</p> <p>イ 女性に配慮した避難所運営を行うため、避難生活施設運営委員会には複数の女性を参加させるように努める。</p> <p>ウ 女性や乳幼児に配慮した、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努める。生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮して避難所を運営する。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>

修正後	修正前
<p>⑥ 第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 復旧・復興に関する調査</p> <p>1～3 略</p> <p>4 生活再建支援に係る調査</p> <p>(1) <u>罹災</u>証明用住宅被災状況調査</p> <p>市は、災害見舞金を支給するために必要な<u>罹災</u>証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、<u>罹災</u>証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>第4節～第10節 略</p> <p>第11節 市税の減免等</p> <p><u>罹災</u>した納税義務者に対して、大和州市税条例等の規定により減免等の措置を講じる。</p> <p>1～2 略</p>	<p>第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 復旧・復興に関する調査</p> <p>1～3 略</p> <p>4 生活再建支援に係る調査</p> <p>(1) <u>り災</u>証明用住宅被災状況調査</p> <p>市は、災害見舞金を支給するために必要なり<u>り災</u>証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、<u>り災</u>証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>第4節～第10節 略</p> <p>第11節 市税の減免等</p> <p><u>り災</u>した納税義務者に対して、大和州市税条例等の規定により減免等の措置を講じる。</p> <p>1～2 略</p>

修正後	修正前
<p>⑥ 第12節 <u>罹災</u>証明書の発行</p> <p><u>罹災証明</u>は、<u>災害対策基本法第九十条の二</u>に基づき、<u>災害により被災した住家等</u>について、<u>その被害の程度を証明したものである</u>。<u>災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うに当たって必要となるため、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。</u></p> <p>1 発行手続き</p> <p>(1) 被害調査の実施</p> <p>市は、<u>罹災証明書</u>の発行に先立ち住民基本台帳を利用するなどして、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。<u>罹災証明</u>が、被災者支援を実施するうえで重要な役割を果たすことから、協定先自治体等から必要な人員を確保して遅滞なく調査を実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>罹災</u>証明書の発行事務</p> <p>市は、被災者の「<u>罹災証明書</u>」発行申請を受けた場合に、上記被災者台帳で被害状況を確認し、発行できるよう、必要な人員を確保する。また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行も行う。</p> <p>2 証明の範囲</p> <p><u>罹災証明書</u>を発行する<u>被害</u>の種類は、次のものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>3 <u>罹災</u>証明発行の実施に関する広報</p> <p>市本部は、<u>罹災証明</u>の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。<u>罹災証明</u>を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、担当部との連携を図る。また、応急危険度判定との違いについて説明する。</p>	<p>第12節 <u>り災</u>証明書の発行</p> <p><u>り災証明</u>は、<u>災害救助法等による各種施策や市税の減免等、各種保険の請求等を行うに当たって必要となるため、被災者の応急的な救済を目的に、早期かつ適切に発行する。</u></p> <p>1 発行手続き</p> <p>(1) 被害調査の実施</p> <p>市は、<u>り災証明書</u>の発行に先立ち住民基本台帳を利用するなどして、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。<u>り災証明</u>が、被災者支援を実施するうえで重要な役割を果たすことから、協定先自治体等から必要な人員を確保して遅滞なく調査を実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>り災</u>証明書の発行事務</p> <p>市は、被災者の「<u>り災証明書</u>」発行申請を受けた場合に、上記被災者台帳で被害状況を確認し、発行できるよう、必要な人員を確保する。また、市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行も行う。</p> <p>2 証明の範囲</p> <p><u>り災証明書</u>を発行する<u>災害</u>の種類は、次のものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>3 <u>り災</u>証明発行の実施に関する広報</p> <p>市本部は、<u>り災証明</u>の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。<u>り災証明</u>を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、担当部との連携を図る。また、応急危険度判定との違いについて説明する。</p>

修正後	修正前
<p>⑦ 第13節 市民生活安定のための措置</p> <p>1～5 略</p> <p>6 応急金融対策の実施</p> <p>(1) 日本銀行横浜支店の措置</p> <p>ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p><u>(ア) 通貨の円滑な供給の確保</u></p> <p><u>日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずるなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</u></p> <p><u>なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(イ) 輸送、通信手段の確保</u></p> <p><u>日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 通貨及び金融の調節</u></p> <p><u>日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。</u></p> <p>イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p><u>(ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置</u></p> <p><u>日本銀行横浜支店は、災害発生時において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。</u></p>	<p>第13節 市民生活安定のための措置</p> <p>1～5 略</p> <p>6 応急金融対策の実施</p> <p>(1) 日本銀行横浜支店の措置</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p><u>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、補助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</u></p> <p>イ 輸送、通信手段の確保</p> <p><u>被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</u></p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保</p> <p><u>関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始ができるようあつ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関相互の申し合わせなどにより、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。</u></p> <p><u>日本銀行は、災害の状況に応じ、必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。</u></p>

修正後	修正前
<p><u>(イ) 資金の貸付け</u> 日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。</p> <p><u>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> 日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。 日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じて、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。</p> <p><u>エ 金融機関による金融措置の実施に係る要請</u> 関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。</p> <p><u>(ア) 災害関係の融資に関する措置</u> 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。</p> <p><u>(イ) 預金の払戻及び中途解約に関する措置</u> 預金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻に応ずること。 また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。</p> <p><u>(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置</u> 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。 災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。</p>	<p><u>エ 金融機関による非常金融措置の実施</u> 被災地の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置として、あっ旋、指導を行う。</p> <p><u>(ア) 預金通帳等を滅(紛)失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払い戻しの取り扱いを行うこと。</u></p> <p><u>(イ) 被災地に対して定期預金、定期積立金等の期限前払い戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別扱いを行うこと。</u></p> <p><u>(ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。</u></p> <p><u>(エ) 損傷日銀行券、貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</u></p> <p><u>(オ) 各種金融措置に関する広報</u> 上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。</p>

修正後	修正前
<p>(エ) <u>損傷した紙幣や貨幣に関する措置</u> <u>損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。</u></p> <p>(オ) <u>営業停止等における対応に関する措置</u> <u>営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>オ <u>各種措置に関する広報</u> <u>関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、上記災害応急対策について、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。</u></p> <p>第14節 略</p>	<p>第14節 略</p>

修正後	修正前																																				
<p>⑦ 第4編 特殊災害対策計画編</p> <p>第1節 航空機事故対策編</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 災害時の情報連絡体制</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 連絡先一覧</p> <p>【航空事故等緊急連絡先一覧表】</p> <table border="1" data-bbox="129 544 1079 935"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名</th> <th>勤務時間中</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先(正)</th> <th>連絡先(副)</th> </tr> <tr> <th>勤務時間外</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先(正)</th> <th>連絡先(副)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神奈川県 政策局</td> <td>勤務時間中</td> <td>045(210)3373</td> <td>基地対策課調整グループリーダー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>045(210)3373</td> <td>基地対策課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 消防、救助活動計画</p> <p>(1) 事故別の救援活動分担</p> <p>ア～イ 略</p>	機関名	勤務時間中	電話番号	連絡先(正)	連絡先(副)	勤務時間外	電話番号	連絡先(正)	連絡先(副)	神奈川県 政策局	勤務時間中	045(210)3373	基地対策課調整グループリーダー		勤務時間外	045(210)3373	基地対策課		<p>第4編 特殊災害対策計画編</p> <p>第1節 航空機事故対策編</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 災害時の情報連絡体制</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 連絡先一覧</p> <p>【航空事故等緊急連絡先一覧表】</p> <table border="1" data-bbox="1169 555 2123 946"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名</th> <th>勤務時間中</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先(正)</th> <th>連絡先(副)</th> </tr> <tr> <th>勤務時間外</th> <th>電話番号</th> <th>連絡先(正)</th> <th>連絡先(副)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神奈川県 政策局</td> <td>勤務時間中</td> <td>045(210)3373</td> <td>基地対策課主幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>045(210)3373</td> <td>基地対策課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 消防、救助活動計画</p> <p>(1) 事故別の救援活動分担</p> <p>ア～イ 略</p>	機関名	勤務時間中	電話番号	連絡先(正)	連絡先(副)	勤務時間外	電話番号	連絡先(正)	連絡先(副)	神奈川県 政策局	勤務時間中	045(210)3373	基地対策課主幹		勤務時間外	045(210)3373	基地対策課	
機関名		勤務時間中	電話番号	連絡先(正)	連絡先(副)																																
	勤務時間外	電話番号	連絡先(正)	連絡先(副)																																	
神奈川県 政策局	勤務時間中	045(210)3373	基地対策課調整グループリーダー																																		
	勤務時間外	045(210)3373	基地対策課																																		
機関名	勤務時間中	電話番号	連絡先(正)	連絡先(副)																																	
	勤務時間外	電話番号	連絡先(正)	連絡先(副)																																	
神奈川県 政策局	勤務時間中	045(210)3373	基地対策課主幹																																		
	勤務時間外	045(210)3373	基地対策課																																		

修正後									修正前									
ウ 米軍機事故									ウ 米軍機事故									
区分	活動内容	防衛局	警察	消防	海保	自衛隊	県	市町村	区分	活動内容	施設局	警察	消防	海保	自衛隊	県	市町村	
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○	負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○	
	医療機関への搬送	○		◎		○				医療機関への搬送	○		◎		○			
	その他(入院後の対応)	◎				○	○	○			◎					○	○	○
現場対策	消火活動			◎	◎	○			現場対策	消火活動			◎	◎	○			
	交通整理・立入制限		◎	○	◎	○				交通整理・立入制限		◎	○	◎	○			
	現場保存	○	◎	○	◎	○					現場保存	○	◎	○	◎	○		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○	○				連絡所設置	◎	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎				○					◎						○	
財産被災者救援	財産保護・警備	○	◎		◎	○			財産被災者救援	財産保護・警備	○	◎		◎	○			
	仮住居のあっ旋・提供等	◎					○	○		仮住居のあっ旋・提供等	◎						○	○
	生活必需品の支給	◎					○	○			生活必需品の支給	◎						○
	残置財産警備	◎								◎								
(2)～(4)略 3～5 略 第2節～第6節 略									(2)～(4)略 3～5 略 第2節～第6節 略									

	修正後	修正前																																
⑦	<p>第7節 雪害対策</p> <p>第1 災害予防対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市民への協力依頼</p> <p>(1) 広報の実施</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 車道への雪捨て禁止</p> <p>エ～オ 略</p>	<p>第7節 雪害対策</p> <p>第1 災害予防対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市民への協力依頼</p> <p>(1) 広報の実施</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 車道への雪かき禁止</p> <p>エ～オ 略</p>																																
⑥	<p>第2 災害応急対策</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p><警報・注意報の種類及び発表基準（横浜地方気象台発表）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雪</td> <td>12時間の降雪の深さ</td> <td>5cm 以上</td> <td>10cm 以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td></td> <td>25m/s 以上で雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s 以上で雪を伴う</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><雪を要因とする特別警報の指標></p> <p>府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深（大和市では横浜での 32cm が基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</p>	種類	基準要素	注意報	警報	大雪	12時間の降雪の深さ	5cm 以上	10cm 以上	暴風雪	平均風速		25m/s 以上で雪を伴う	風雪	平均風速	12m/s 以上で雪を伴う		<p>第2 災害応急対策</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p><警報・注意報の種類及び発表基準（横浜地方気象台発表）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雪</td> <td>24時間の降雪の深さ</td> <td>5cm 以上</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td></td> <td>25m/s 以上で雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s 以上で雪を伴う</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><雪を要因とする特別警報の指標></p> <p>府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深（大和市では横浜での 31cm が基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</p>	種類	基準要素	注意報	警報	大雪	24時間の降雪の深さ	5cm 以上	20cm 以上	暴風雪	平均風速		25m/s 以上で雪を伴う	風雪	平均風速	12m/s 以上で雪を伴う	
種類	基準要素	注意報	警報																															
大雪	12時間の降雪の深さ	5cm 以上	10cm 以上																															
暴風雪	平均風速		25m/s 以上で雪を伴う																															
風雪	平均風速	12m/s 以上で雪を伴う																																
種類	基準要素	注意報	警報																															
大雪	24時間の降雪の深さ	5cm 以上	20cm 以上																															
暴風雪	平均風速		25m/s 以上で雪を伴う																															
風雪	平均風速	12m/s 以上で雪を伴う																																

修正後	修正前
<p>2～3 略</p> <p>4 除雪の実施 市は、災害の発生を防止するため除雪を実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 避難支援</p> <p>(1) 避難誘導の実施 ア 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に必要なに応じて<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発表または避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>を行う。 イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>7 交通の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市</u>は、異常気象時における事故を未然に防止するため、他の道路管理者及び県警察と協議のうえ、道路及び気象の状況に応じた規制区間毎の道路規制基準を定める。</p> <p>(3) 道路通行規制の種類は、通行止め、チェーン<u>必要</u>、通行注意の3種類とする。</p>	<p>2～3 略</p> <p>4 除雪の実施 市<u>及び道路管理者</u>は、災害の発生を防止するため除雪を実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 避難支援</p> <p>(1) 避難誘導の実施 ア 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に必要なに応じて<u>避難準備情報</u>の発表または避難勧告、<u>避難指示</u>を行う。 イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>7 交通の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>道路管理者</u>は、異常気象時における事故を未然に防止するため、他の道路管理者及び県警察と協議のうえ、道路及び気象の状況に応じた規制区間毎の道路規制基準を定める。</p> <p>(3) 道路通行規制の種類は、通行止め、チェーン<u>規制</u>、通行注意の3種類とする。</p>

修正後	修正前
<p>⑦ 第8節 火山対策 第1～第2 略 第3 災害予防 1 火山情報の伝達体制 (1) 火山現象に関する警報等の概要 ア 噴火警報等の種類と発表 (ア) 略 (イ) 噴火予報 火山活動が<u>平穏</u>（<u>活火山であることに留意</u>）な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表される。（なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表） イ 富士山の噴火警戒レベル 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標である。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「<u>活火山であることに留意</u>」のキーワードをつけて発表される。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。 なお、国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされている。 ウ 略</p>	<p>第8節 火山対策 第1～第2 略 第3 災害予防 1 火山情報の伝達体制 (1) 火山現象に関する警報等の概要 ア 噴火警報等の種類と発表 (ア) 略 (イ) 噴火予報 火山活動が<u>静穏</u>（<u>平常</u>）な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表される。（なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表） イ 富士山の噴火警戒レベル 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標である。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「<u>平常</u>」のキーワードをつけて発表される。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。 なお、国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされている。 ウ 略</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>⑦ 2 災害応急対策への備え (1) ～ (2) 略 (3) 市民等の災害対応力の向上 ア～イ略 ウ 事業所は、事業所内での対策の確立、防災資機材や最低3日分の飲料水、<u>食料</u>等の備蓄など、従業員や来客の安全確保に努めるとともに、その社会的責任を果たすため、事業所の資源や特性、組織力を活かし、地域の防災活動への参加や自主防災組織等との連携強化などに努める。 エ 略 (4) 略 第4 応急・復旧対策 1～2 略 ⑨ 3 火山現象からの避難 (1) ～ (4) 略 (5) 警戒区域の設定、避難に関する措置 市長は、噴火後に発表される避難対象エリアから、必要に応じて災害対策基本法第63条に基づいて警戒区域の設定を行う。警戒区域を設定した際には、関係機関へ報告する。 また、30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造家屋が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることに留意し、必要に応じて避難生活施設を開設して<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</u>を発令する。 4～7 略</p>	<p>修正前</p> <p>2 災害応急対策への備え (1) ～ (2) 略 (3) 市民等の災害対応力の向上 ア～イ略 ウ 事業所は、事業所内での対策の確立、防災資機材や最低3日分の飲料水、<u>食糧</u>等の備蓄など、従業員や来客の安全確保に努めるとともに、その社会的責任を果たすため、事業所の資源や特性、組織力を活かし、地域の防災活動への参加や自主防災組織等との連携強化などに努める。 エ 略 (4) 略 第4 応急・復旧対策 1～2 略 3 火山現象からの避難 (1) ～ (4) 略 (5) 警戒区域の設定、避難に関する措置 市長は、噴火後に発表される避難対象エリアから、必要に応じて災害対策基本法第63条に基づいて警戒区域の設定を行う。警戒区域を設定した際には、関係機関へ報告する。 また、30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造家屋が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることに留意し、必要に応じて避難生活施設を開設して<u>避難準備情報・避難勧告・避難指示</u>を発令する。 4～7 略</p>